

672

7

京都市児童院
概要
昭和十五年版

京都市児童院編



0039216000

0039216-000

672-7

京都市児童院概要

京都市児童院・編

京都市児童院

昭和15-16年版

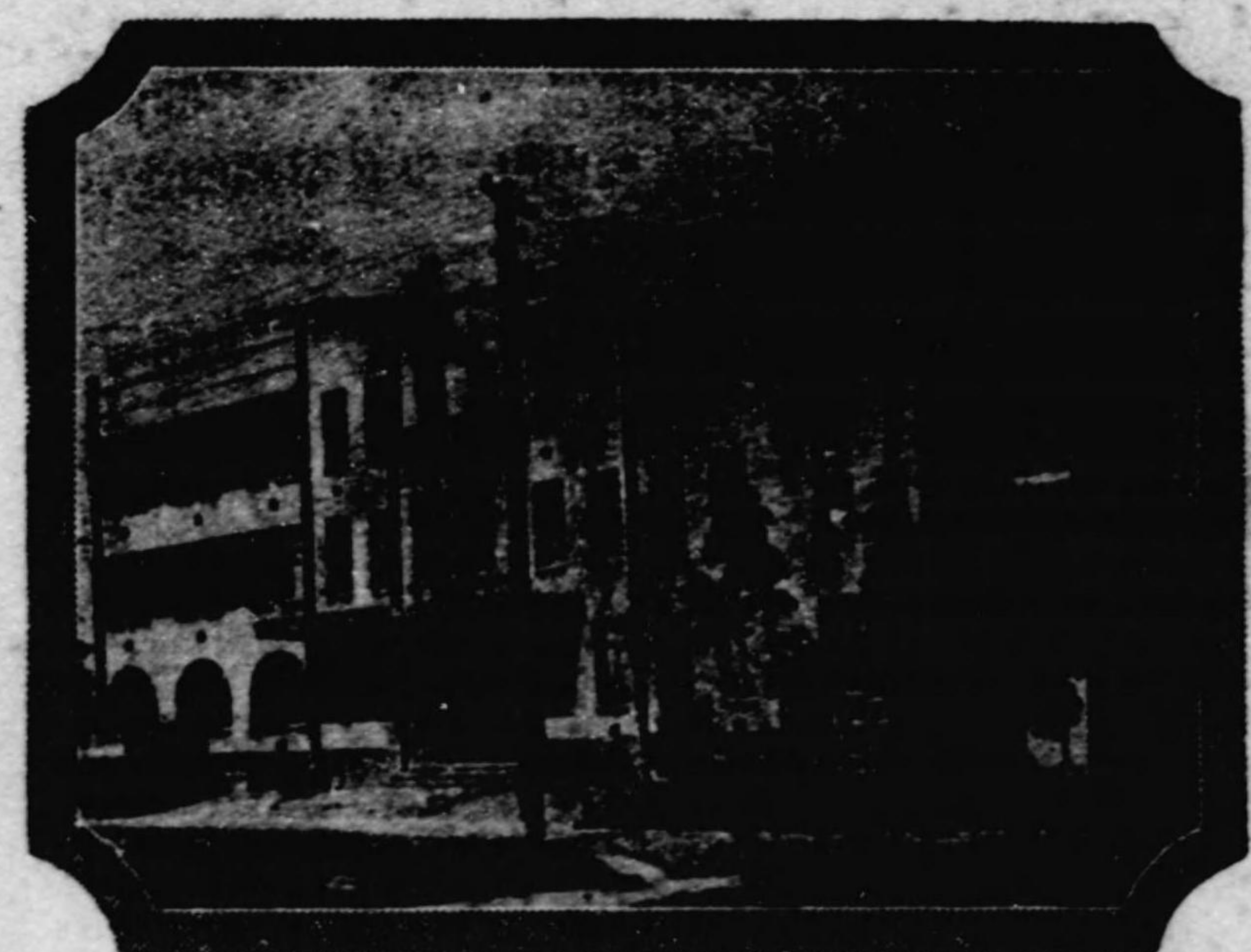
昭和15

AGI

6

東京市兒童院概要

(昭和十五年版)



東京市兒童院

京都市兒童院概要 (昭和十五年版)

目次

一、建設趣旨	一
二、設立の經過及沿革	二
三、設備	五
四、事業運営の基調	七
五、事業概観	七
六、職員及従業員	二九
七、経費	二九
八、事業成績	三六
例規	三六
京都市兒童院規則	四九



京都市兒童院助産條例……………四九

京都市兒童院助産條例施行細則……………五〇

京都市兒童院兒童養護條例……………五一

京都市兒童院兒童養護條例施行細則……………五二

京都市兒童院乳幼児保育條例……………五三

京都市兒童院乳幼児保育條例施行細則……………五三

京都市兒童院乳幼児保育規程……………五三

京都市兒童院牛乳供給規程……………五四

京都市兒童院附供給規程……………五四

京都市兒童院處務規程……………五五

京都市兒童院配置圖……………折込

(附録)

京都市兒童保健協會……………五七

京都市兒童院概要 (昭和拾五年版)

一、建設趣旨

轉近都市生活の繁興と經濟的逼迫とは、兒童をして家庭の温き愛護と愉快とを受くるに由なきもの多きを加へ、育兒に關する知識の不足と婦人の勞務への進出とは、妊産婦の擁護、乳幼児の哺育及び養護に多大の障害を齎し、虛弱兒、異常兒は著しく増加し、死産並に乳幼児死亡の如きも驚くべき高率を示しつゝあるのである。

更に學齡兒童、勤勞兒童に對する家庭の教養、社會の理解も亦その當を得ざるものあり、漸次不良性を誘發し、その禍根をして長からしむるもの多し、今や母性及び兒童の保護は緊急一日も忽にすべからざる重大問題となり來つたのである。

一面我が社會事業界に於ても競つて之れが對策に腐心し、施設亦漸く盛大に向ひつゝあるは眞に欣喜に堪へざるところであるが、而もその施設未だ整はず、その組織の根本を理解するものまた尠く、更にその指導精神に至つては、科學的、技術的基礎に薄く、その各施設事業相互の緊密なる連絡等にも甚だ缺くる所が多いのである。蓋し兒童保護事業の如きは實に醫學、心理學、教育學及び社會學並にそれ等の基礎に立つ技術の指示と援助なくしては到底その完全を期し得べきでない。

即ち茲に創設せんとするものは之等の事情を充分に考慮し、從來の事業成績に鑑みその長短を検討し、科學的の組織と活動とを以て綜合的施設を望み、有機的保護を企劃し、以て事業效果の最大量を期すると共に、我國に於ける新種社會事業組織化の機運に先鞭を付けんとしたものである。昭和の大體を記念して兒童院を創設せんとするに當り、健全なる兒童は國家隆昌の基礎なるを思ひ、その好箇の事業たるを信するものである。

二、設立の経過及沿革

昭和三年御大典の當時、長きあたりより我が京都市に對し社會事業基金拾五萬圓の御下賜あり、更に大禮奉祝會より本市社會事業資金の寄附を受けるに及び、本市に於てはこれ等の資金運用上最も適當なる社會事業施設として母性及び兒童保護機關設立を企劃し、本院の創設をなすに至つたものである。

本院の經費としては、前記の寄附金を以てその創設費に充て、御下賜金の利子及び市税を以てその經營費に當つること、し、その事業内容としては母性及び兒童保護に關するあらゆる事業を包含せしめ、綜合組織と有機的作用によりその機能

を充分に發揮せしむることとなつた。

その建設については、昭和三年三月の通常市會に於て、大禮奉祝會寄附金を財源とし、創設費拾七萬八千五百圓の議決を経たるにより、敷地を上京區竹屋町千本東入主税町、大典記念博覽會跡五百餘坪に選定し、之れに鐵筋コンクリート三階建百一十坪餘の本館並に附屬建物を建築することとなり、同年十二月建設認可を得たるにより、昭和五年十一月工事に着手せり。然るに本院の敷地五百餘坪にては建物の配置又は兒童遊園を特設する關係上狹隘を告ぐるに至つたので、同年十二月市會の議決を経て、大禮奉祝會の寄附金貳萬圓及び盲啞學校資金貳萬圓を繰入れ隣地五百餘坪を買収し、尙設置の完全を期する爲め奉祝會より壹萬參千圓の指定寄附を得、昭和六年七月竣工を見、九月十五日漸く開院の運びに至つたものである。

これより先昭和六年四月一日京都市兒童院規則の公布實施あり、同日を以て院長、主事、醫員の任命あり、本館社會課内に事務を開始したが、職員も逐次任命せられたので府共濟會の第二社會館を借用し事務所の一部をこれに移轉し専ら開院準備の進捗を計つた。同年七月末に至り院舎も暑々竣成したので、八月十三日これに移轉し、九月十日を以て土岐市長、續教育部長、鈴木社會課長、その他臨席の下に開院式を挙げ、同日及び翌十一日には市内各方面の名士、市篤志者、有功者、大禮奉祝會關係者等を招待して偏くその概覽を乞ひ、更に十二日には市般市民に公開しその概覽に供したが、幸に三日間を過

じ好評に恵まれ、招待日には兩日を合せ一千五百名の來賓を迎へ、公開日には實に五千七百餘名の來賓者を算した。招待日及び公開日に來賓及び來觀者に、本院の「事業案内」及び數種の「パンフレット」を頒布して本院事業の宣傳に資する所があつた。茲に於て準備全く成り、同十四日を以て本院助産條例、同施行細則、牛乳供給規程、賄供給規程、處務規定等の公布實施を見たので、同十五日を以て事業を開始したのである。その後引續き、日光浴室、手術室及び藥品庫の建築に着手したが、何れも昭和七年三月までに竣成した。

本院の利用者は、開院早々より豫想以上の多數に上り、漸次増加の趨勢を示し、當初の設備に於ては利用者の希望を満たすことが出来なかつたので、昭和八年度に於ては、篤志者の寄附により一部の増築を行ひ、助産收容人員を増加し二十五名より三十五名となし、又兒童養護條例を定め、費用負擔の責力ある者よりは相談料、處置料、検査料、藥價等を徴収し、兒童健康相談の範圍を擴充し醫員一名を増加せり。尙昭和十年度には、調劑員一名、訪問婦二名、同十一年度には更に看護婦、雜仕婦各一名、同十二年度には助産部關係年俸醫員一名を増員、同十三年度に於ては、勤勞婦女子にして、幼稚園、託兒所等に於て保育の委託を受け得ざる満三歳以下の乳幼児の晝間保育の委託を受けて、勞働能力の増進に資することとし三年八月開始、囑託醫員一名、保健三名、洗濯人、雜仕婦各一名の増員を行ひ、尙兒童健康相談關係醫員一名、看護婦二名の増員と、兒童健康相談關係及び心理相談關係囑託を夫々年俸醫員、年俸技師への昇格を行ひ、全般的に事業の擴張、整備を圖ることとなつた。

次いで昭和十五年度に於ては、從來の囑託醫員三名を市醫員となし、訪問事業の強化のために訪問婦長を置き、事業費の擴充増加により、新に訪問婦養成事業と母親健康相談事業とを開設し、尙母親讀本の第四編、第五編の編纂を計ることとなつた。

尙本院は京都帝國大學文學部教授野上俊夫博士及び醫學部教授服部峻次郎博士、前醫學部教授松尾巖博士、岡田村秀一博士を夫々顧問に囑託し以てその完全を期する所である。

かくて本院はその開設以來順調なる發展を遂げ、市民の理解により利用者亦日を逐ふて増加するに至つたが、昭和七年七月三十日には高松宮殿下、昭和十二年二月十四日には秩父宮殿下、同妃殿下、昭和十二年三月十三日には久邇宮恭仁子女王殿下の台臨あり、更に昭和十二年六月二十二日には長くも 皇太后陛下の行啓あり、重ね々々の光榮に浴したのである。本院の創設に要した経費は次の如くである。

一、創立費

一金貳拾參萬壹千五百圓

内

金貳拾壹萬五千五百圓

大藏奉祝會寄附金

金貳萬圓

市立盲啞學校(府へ移管に付)基金繰入

用途内譯(概算)

金八萬圓

用地買収費

金拾壹萬貳千五百圓

建築費

金參千圓

遊園設備費

金參萬壹千圓

器具器械設備費

金五千圓

諸費

一、増築費

一金壹萬圓(昭和八年度) 建築及設備費(下村元廣氏寄附)

用途内譯

金八千五百圓

収容室建築費

金壹千五百圓

同上 設備費

一金壹萬四千八百七拾圓(昭和九年度) 建築及設備費

用途内譯

金壹萬壹千貳百九拾圓

静養室増築並模様替費

金參千五百八拾圓

同上 設備費

三、設備

一、所在地 京都市上京區竹屋町通千本東入主税町九百十三番地ノ三三

一、敷地 面積 一、〇九三・四九坪(内) 約五〇〇坪 兒童遊園地

一、建物 面積 一、〇〇三・九一平方米(三〇三・〇七坪) 延 二、〇〇三・一六平方米(六〇五・三四坪)

本館 鐵筋混凝土建三階(外に地階及屋上)

仕上

外部。色モルタル壁、腰「タイル」貼。

内部。天井、壁「プラスチック」壁、床、木床「リノウム」敷又は「タイル」貼。

面積 建三六七・八九平方米(一一・二九坪) 延 一、三〇九・五六平方米(三九六・一四坪)

一階 院長室、事務室、検査室、調劑室、待合室、豫診室、診察室、第二診察室、内診室、第二内診室、第一、第二静養室、準備室、配膳室、手洗所。

二階 保育相談室、健康相談室、光線浴室、兒童衛生教室、栄養指導室、新生兒室、母親教室、心理相談室、性能検査室、レントゲン室、暗室、手洗所、露臺。

三階 講堂、幼兒保育室、乳兒保育室、保育準備室、手洗所。

六
 地階 食堂、調理室、使丁室、牛乳消毒室、浴室、洗濯室兼乾燥室、消毒室、汽籠室、準備室、倉庫。
 屋上 日光浴室(一九・四七平方米 五・八九坪)、露台。

別棟 木造石綿盤葺平屋建

仕上 外壁。色「モルタル」塗、腰一人造石洗出塗。
 内部。天井「タイガーボード」張、腰一羽目板張、木床「リノリウム」敷。

面積 三〇一・〇〇平方米 (六〇八・〇〇坪)
 分娩室、第二分娩室、産置室、分娩待合室、産婦收容室、洗濯場、流し場、手洗所。

別棟 木造石綿盤葺平屋建

仕上 外壁。色「モルタル」塗、腰一人造石洗出。
 内部。天井紅屋板張、腰一羽目板張。木床「リノリウム」敷。

面積 三〇〇平方米 (九〇・二坪)
 産婦收容室、産置室、浴室。

別棟 木造石綿盤葺二階建

面積 建 四九・九〇平方米 (一五・〇九坪) 延 一〇七・四八平方米 (三二・五一坪)
 一階 手術室、準備室、消毒室。 二階 助産婦、看護婦寄居室。

其他

車庫 二九・一六平方米 (八・七五坪) 藥品庫 六・〇〇平方米 (一・八二坪)
 洗廊下 三〇・五〇平方米 (九・二三坪) 日光浴室 一九・四七平方米 (五・八九坪)

一、諸設備

暖房装置 低壓蒸氣暖房とし地階汽籠室より低壓蒸氣を各室の放熱器に送り室内を適當の温度に上昇せしむ。
 給湯設備 市上水道の供給を受け屋上水槽より地階汽籠室内温水器に給水し蒸氣にて適當に温め噴筒にて各室に給湯す。

消毒及乾燥設備 地階消毒室及乾燥室に蒸氣消毒器及乾燥設備を設く。

厨房設備 地階厨房内に蒸氣鍋、各種減菌器、湯沸器等の器具を設置す。

配膳用「リフト」 地階厨房より一階配膳室に手動「リフト」を設置す。

防火設備 各階に水道直結消火栓を設置す。

汚水浄化設備 便所汚水は浄化槽に導き浄化処理の上公下水に排出せしむ。
 ガストシユート 地階に塵芥取出口を置き各階に投入口を設置せり。
 避難設備 煙突上に避難針一基を立て地中導板によりて完全に接地せり。

四、事業運営の基調

一、児童院は東都市に於ける母性及児童保護に關する社會事業機關である

母性及び児童保護事業は、其の領域甚だ廣範に渉り、其の内容亦複雑多岐であつて、其の全部が必ずしも社會事業の範圍に屬するものではないが、我が児童院に於ては、それが社會事業としての母性及び児童保護に關する限りに於ては、其の高般に渉り、常に積極的に、能動的に作用を行ひ、以て母性及び児童に對する社會的缺陷の交除に努むると共に、優良なる児童の成育と、健全なる市民的發達とに資せんとするものである。

二、児童院は母性及児童保護に關しては綜合有機的機能をも有する一の組織體である

本院は母性及び児童保護に關しては綜合有機的組織を有し、従つて其の限りに於ては、其の如何なる部分にも非ずして其

の全體である。其の領域に於ても、其の内容に於ても、全般に涉り全過程に及ぶ。或は直接其の事業執行に當るものあり、或は間接に其の指導誘掖に携はるに過ぎざるものありとは言へ、然も尙本院は常に綜合的組織を有し、有機的作用を發し一の完全なる組織體たるものである。

三、兒童院は本市に於ける母性及兒童保護事業との組織あり統制ある聯携により其の全機能の完全なる發展を期するものである

本院はそれ自身の組織並に作用に於て綜合有機的性質を有するのみならず、更に其の事業領域に存在する個々の母性兒童保護事業並に施設との協働によつてこれを組織化し、各事業間に於ける相關連續の連繫を保持し、以て本市に於ける母性及び兒童保護事業の綜合有機的の構成と、それに基づく統制あり組織ある全機能の完全なる發展を促進せんことを期するものである。

四、兒童院の對象とする兒童は東都市に於ける其の全部である

兒童保護の目的は、現實の獨立せる存在のみの保護を以て完了せらるゝものではない。未だ獨立の存在たらざる胎内よりの保護に始まりてこそ、眞にその養護の完全は期せらるゝ所である。この意味に於て母性は必然に本院の對象である。更に乳兒、幼兒、學齡兒童等すべて本院の對象たるのみならず、本院に於ては滿十八歳未滿の兒童をも、其の對象たらしむるものである。學齡期を經過せる兒童と雖も、尙未だ旺盛なる發育の途上にあり、殊に斯かる兒童こそ漸く知識に覺め、感受性に富み、成人への重要な過渡期にあるものであつて、肉體的にも、精神的にも、最も保護、指導を必要とすべく、本院に於て敢て其の對象を、十八歳未滿の兒童に擴張した所以も、亦實に茲に存するのである。

五、兒童院の對象たる兒童はむしろ異常兒童病兒に非ざらざる者を以て其の主眼となすものである

都市に於ける兒童放任の罪漸く認識せられ、これに對する社會施設又幾多經營されつゝあるも、然かも尙或は醫療的に偏し、或は強制に過ぎ、若くは短期なるがために、其の效果充分ならざるの憾がある。本院に於ては茲に鑑み、特に兒童保護の眞諦に立ち、單に罹病兒、異常兒そのもののみを對象と限らず、寧ろ相談醫學の本領に基き、豫防的若くは未發期に於ける養護を以て、其の主眼となすものであつて、これ實に本院の眞面目たるのみならず亦其の特徴の一である。

六、一般市民も本院の對象である

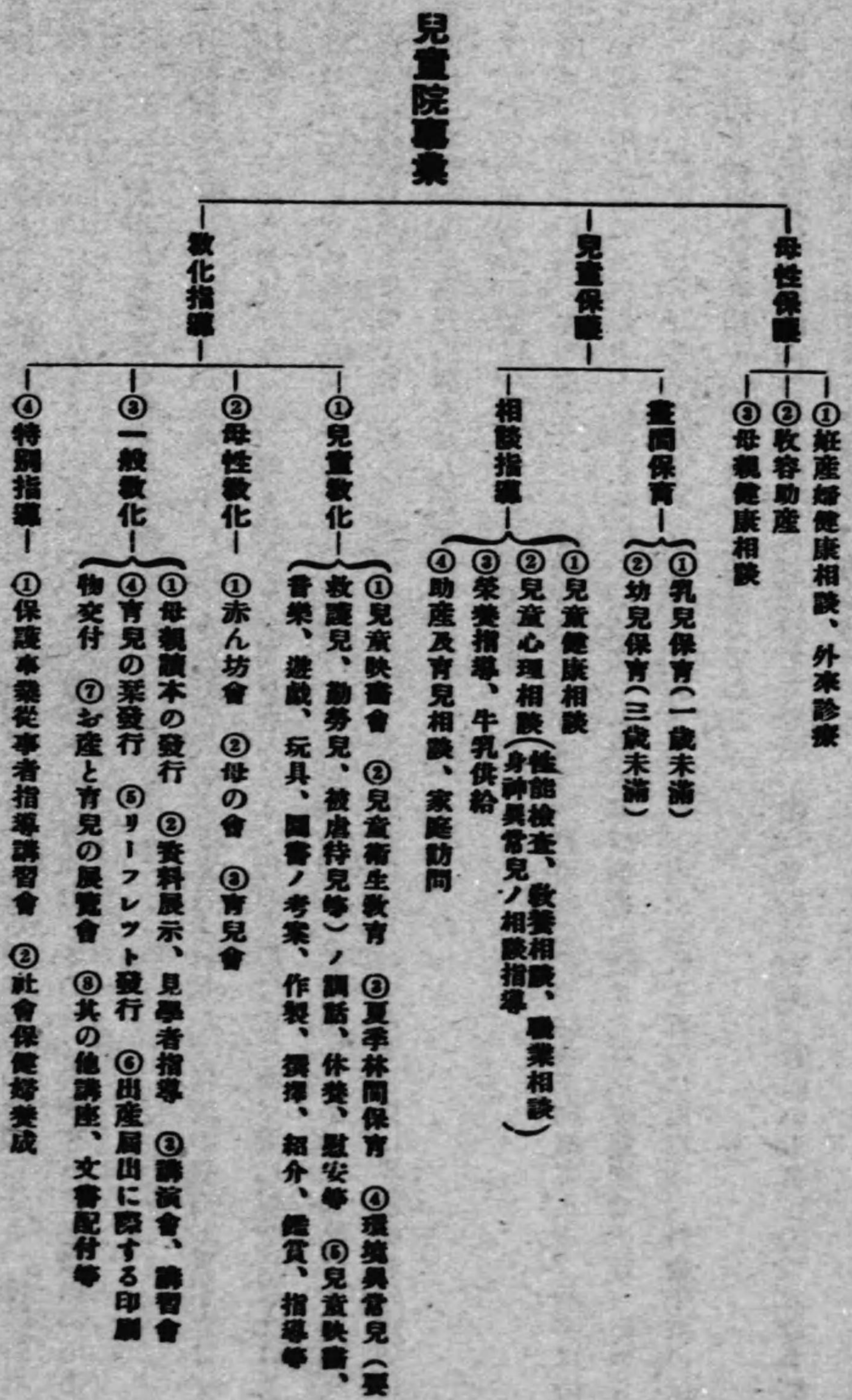
今日都會地に於ける兒童不遇の最大原因は寧ろ一般市民にありと言ふべきか。生活の逼迫と重壓とは、市民をして其の兒童を理解するの餘裕をなからしめ、偶々關心を有する者と雖も、その實際に於ては、單に感情に阻まれて、指導保護の途を尋る者が多い。兒童保護の徹底は、必然に一般市民をも亦對象たらしむるのみならず、殊に勤勞少年の庇護、兒童虐待の防止、育兒知識の普及等に於ては、寧ろ一般市民こそ先づ其の對象たるものである。更に異常疾病の豫防に關する相談事業への理解は、本院の特に市民に要求する最初のものである。

七、利用者の範圍は中産以下の市民である

本院は中産以下の市民を對象とした社會的施設であるから、利用者の範圍は大眾階級である。料金は徴收せざるを以て原則とし、費用負擔の資力のある者よりこれを徴收するといふのが料金に對する本來の態度である。だから本院の使用料、手数料、藥價、材料費、其他總て低廉であることは勿論であるが、尙少額收入者のためには、料金半減の途を設け其の負擔を軽減し、而も利用者の心情を損ぜざるやう留意してゐる。

中産以下と認むべき範圍につきは、未だ確然たる標準を設けてゐないが、實際の取扱に於ては専ら利用者の道義心に訴へ、有産者の濫用を防止するやう留意されてゐる。

五、事業概観



一、母性保護事業

胎教と乳嬰兒保護の重要なことは、今更に多言を要せざる處であるが、殊に中産階級乃至それ以下の家庭に於ける、出産に關する保護と指導とは、特に最近其の重要性を加へ來つた處である。これ等の家庭に於ては、出産は其の生活を脅威するに足る重大事件たるのみならず、其の衛生、醫學等に關する知識の缺乏は、往々にして悲惨なる結果を招來し、社會的に見るも一つの重要な問題を提供してゐる。本院に於てはこれ等の點に鑑み、其の健康相談に與ると共に、出産に關する知識の普及を計り、更に出産のために、經濟上の脅威を受くる家庭に對しては、或は無料を以て、或は低廉なる費用を以て、其の助産並に簡易診療を行ひ、經濟的負擔の軽減に資し、以て母性保護の完全を期せんとするものである。



妊産婦健康相談及外来診療

尙母親の疾病が、乳幼兒の健康に影響すること甚だ大なる場合がある。例へば、結核其他の傳染性疾患や、授乳中の母親の脚氣等は、母親自らの疾病を治療せざれば、健全なる乳幼兒を育成することは困難である。即ち本院に於ては、兒童保護を第一目的として、母親の疾病の治癒、健康の保持を目的とする母親健康相談を、昭和十五年六月より開設したのである。

(イ) 妊産婦健康相談及外来診療

- 毎日(日曜及祭日を除く)
- 相談 及 診療料
- 治療 及 投薬料
- 往診 及 出張助産を行はず

受付午前十一時迄
三〇分(三ヶ月有效)
附録規程参照



産助容牧

(口) 收容助産

- 收容 定員 四〇名
- 附 添 人 特別の場合の外許さず
- 入 院 料 一日一人壹圓五〇錢 (含食料及附添料)
- 分 娩 料 一〇〇圓
- 其の他 雑料金 附錄規程参照

(ハ) 母親健康相談

○ 妊娠婦健康相談に同じ

二、兒童保護事業

本院に於ける兒童保護事業は、大別して乳幼児保育、相談指導、教化輔導となすことが出来る。

(イ) 乳幼児保育

社會生活の複雑化と、家庭婦女子の職業戦線への進出とは、子女の保育教化を著しく困難ならしめ、殊に中産以下の家庭に於ける場合、其の取扱は特に重要な社會問題を提起しつゝある處である。斯かるが故に今や各種の幼稚園、託兒所等が興起して其の職分を完うしつゝあるのであるが、尙これ等の幼稚園、託兒所等にも、年齢上の制限あり、其の子女が満三歳未満の場合等、技術的困難を伴ひ、今日に於ても充分なる解決を見ざるものがある。本院は茲に鑑みる處あり、此の技術的に最も困難とせ



育保兒乳

らるゝ満三歳未満の哺乳を要する乳兒、匍匐時代の幼兒等を晝間收容して労働婦女子の労働力の促進と、社會的兒童保護の責務の一端を遂行せんとして、昭和十三年八月よりこれを開始するに至つたものである。

- 受託保育時間 午前七時より午後五時迄
- 費 格 満三歳以下にして異常なき乳幼児たること
- 定 員 乳兒(一歳未満) 一〇名 幼兒(三歳未満) 一〇名
- 保 育 料 乳兒 一日一人 一五錢 幼兒 一日一人 一二錢
- 休 日 第一及第三日曜及祭日、年始一月一日より一月三日迄

(ロ) 相談指導

1、兒童健康相談

本院の相談事業は、所謂相談醫學の本領に基き、未發豫防的、或は發生期に於ける健康状態への還元を期するものであつて、敢て對症治療的の相談を退くものではないが、然もしかく待望的でなく、更により積極的であり、發動的である。然して此の相談醫學の立場に對する市民の理解及び誘導の機關としては、兒童保護訪問婦を置き訪問的の活躍を期することにした。

- 毎日(但し日曜祭日を除く)受付午前十一時迄
- 相 談 料 三〇圓(三ヶ月間有效)
- 原則として治療投薬を行はず
- 但し應急の必要ある場合に限り投薬(三日分以内)處置を加ふることあり。
- 資力乏しく無料取扱の者に限り繼續治療をなす。



談相康健童兒



育保兒幼

〔附〕

◎巡回健康相談——本院相談部に於ては、單に院内に於ける諸相談のみならず、更に院外に於ける取扱をもこれを重視し、託児所、隣保館等に於ける幼児及び其の所在地域に於ける乳幼児、児童等の健康相談にも積極的に關與して隨時巡回相談を実施し、殊に昭和九年度よりは本市設各隣保館に於て毎週一回乃至二回定期的の無料健康相談を開設したのであるが、昭和十二年度より隣保事業關係健康相談に専任の醫員を置くに及び、本院は間接にこれが指導を行ふに止むることとした。

◎體育運動醫事相談——近時國民體位向上の高潮せらるゝ折柄、児童の發育、健康状態との關係には又特に注意を要するものあり、本院に於てはこれに鑑みる處あり、昭和十一年六月より本市教育會と



診檢童兒弱虛

は、小學校兒童中に虛弱兒童を愈々増加するに至り、社會的にも重大問題を提起しつゝある所であるが、本院もこれが對策として、前記兒童養護研究會と連絡協力し、昭和九年一月以降市内小學校虛弱兒童の檢診を行ひ、其の保護者と連絡して、手當を必要とするものには夫々適當の處置を講じ、學童保健の維持向上に努め、又昭和十一年一月よりは市學務課の

◎虛弱兒童檢診——都會生活の繁雜と環境の悪化と

提案にかゝる耳鼻咽喉科、眼科、齒科、小兒科等の各専門醫學上からの全市虛弱兒童調査実施せらるゝに當り、これと協力し具體的改善指導に與ることとなつた。

2、兒童心理相談

無垢の兒童に對し環境、教育、慣習、其他時々刻々に反映する社會事情が及ぼす作用、或は健全なる常道を辿りつゝある兒童が不完全なる邪道に逸せんとする原因、機會、經過等は、兒童の保護指導に當らんとする者の最も困難とする處である。



談相理心童兒

本院に於ては特に此の點に考慮を加へ、兒童心理學專攻者をこれに充て、各種の性能×陷を知ること、育兒上の緊要問題である。殊に劣等兒、低能兒等の教育問題については尙重要な意義を有する處である。

本院は小學校、幼稚園、或は特殊學級等と聯絡を取り、健康検査と共に適性検査も實施して、斯かる方面への兒童保護の充實を期する所である。

*検査器を利用し、以て其の優秀なる保護指導の遂行を行はんとするものである。

◎毎日(但し日曜祭日を除く)受付午後二時迄

◎相談料 無料

◎集團的申込に對しては出張テストを行ふことあり。

(A)性能検査 「得手に帆をあげて自己の最も得意とし、長所とする處に研鑽を加へ、大成することは社會的にも個人的にも最も希望せらるゝ處である。斯かる意味に於て、小學校より中學校へ、或は小學校より直ちに社會の職業へ就く人々には性能検査は最も意義ある處である。更に亦乳幼児に就ても斯かる性能検査によつて、其の子女の特徴なり、缺

(B)職業相談 少年職業紹介は現在職業紹介所に於て取扱ひつゝあるが、未だ就職すべき境遇に在らざる兒童の將來の職業のために、現在より兒童の能力、特徴等を鑑識し、其の性格に適應せる職業選擇のための長所の助長を行ひ、性格訓練を興ふるは、個人的にも、社會的にも甚だ重要なことである。

本院に於ては、就職に際しての適性検査に應ずるのみならず、前記の意味に於ける職業選擇に關する繼續的の指導を行ひ、尙心理及び教育に關する相談と相關聯し、よりよき市民の成長を期し、更に就職後の保護指導、即ち所謂後期指導を行はんとするものである。

(C)教育相談 社會機構漸く複雑となり、單なる高等教育が職業的に問題たらんとし、専門知識の獲得が最も強く要求せられつゝある時代に於て、何等の反省もなく、傳統的思想と感情とに支配されて、教育の方向を決定するが如きは最も危険なことと言はねばならぬ。

本院に於ては特に心理検査と、各小學校との緊密なる連絡により其の將來の職業相談と相俟ち、兒童相談事業の完備を期せんとするものである。

3、**身神異常兒の相談及び保護**
身神異常兒に對しても、本院は其の全機能を以て其の改善矯正を計り、或は相談により、或は直接保護により、更に又必要に應じては適當に收容し、健康狀態の恢復と其の向上に努めんとするものである。

4、**乳幼兒及び兒童の營養指導、牛乳供給事業**
乳兒の營養は天然營養、即ち母乳を以て育てるを最善なりとするも、四圍の事情によりては母乳を得ること能はず、人工營養に俟つべき場合も又決して少しとしない。而して人工的に、牛乳若くは其他の混合乳を以て哺育するは頗る困難にして、人工營養兒の死亡率の天然營養兒に比し數倍に及べる如きは、即ち母乳の效果及び人工營養の困難を立證せるものと云ふべきであらう。

本院は以上に鑑み、母乳營養に關し、其の母親に對し、理想的授乳法の宣傳教化に努め、尙一面には無智なる人工營養の恐るべきを説き、番りに母乳を廢止するの愚を悟らしめ、更に人工營養兒に關し最も適當なる營養品並に營養法を指示して、廣く一般に普及せしめんことを期し、其の外又特に營養指導室を設けて、實際的に牛乳製品及び調理法等に關する研究を公開し、尙離乳方法、幼兒の食餌につきても實際の教化指導をなし、更に學童につきては學校、家庭の連繫を圖りたる施設の上に、其の食餌、營養價、並に虛弱なる兒童の營養につき極力指導の任に當らんとするものである。

次に、牛乳は母乳に代る重要な幼兒哺育物である。而かも牛乳それ自體に幾多の問題を含むと共に、其の配給問題及び牛乳調理法につきても相當の知識と經驗とを必要とする。

本院に於ては、牛乳の調理方法に關する知識の普及と、取扱方法に關する指導とを行ふ外、健康相談の結果必要とするもの限り、個々の體質と成育狀態とを檢診し、或は牛乳に濃淡を附け、或は其の量に増減を施し、最も適應する牛乳の補給を行ひ、又貧困なる家庭の乳幼兒に對しては其の必要に應じ、無料にて調理供給をなすものである。

○全乳、調理乳共 一合 五 錢
○配達はこれを行はず。

5、**助産及び育兒相談、家庭訪問**

都市の膨脹、發達に伴ふ都會生活に於ける環境の變化は、又育兒方法につきて當然これに順應すべき變化を見るべきであらう。然も今日の母性に對して、斯かる育兒知識の教化指導を行ふ機關は殆ど見るべきものがない。新聞に於けるホー



給乳牛・專指營養

ム・セクシオン、婦人雜誌に於ける諸記事等は、其の一部の責を果しつゝありと云ふことが出来るであらうが、これ等は餘りに一般的過ぎて、個人的に具體的たるを得ない體がある。まして姑、近隣女性の教導の如きは、餘りに動き経験であり、場合によつては迷信による怖るべき結果も包含せらるゝ場合なしとしない。斯かる意味に於て、現在環境と社會生活上に適應すべき正しき育児法の指導は、今日最も缺如せるものであり、且つ最も重要なものである。

本院は茲に鑑み、本院來院者に對しては、あらゆる機會を捉へ、母性への育児知識の普及向上に努めつゝある處である。が、單に斯かる院内に於ける指導のみに満足せず、更に各家庭へまでの進出を目標として、家庭訪問婦四名を置き、本院に於て出産せる家庭、並に積極的に、申込ありたる家庭に出張往訪し、助産、育児に關する家庭に於ける衛生、保健看護、心理等の諸指導及び相談に應じつゝある處である。

尙昭和十一年度に於ては、訪問婦二名を養正、購保館區域に特定繼續訪問せしめて、其の衛生思想の普及徹底に力を致し、豫想外の好成績を収めることが出来た。

○家庭訪問は無料取扱である。
(ハ) 教化 補導

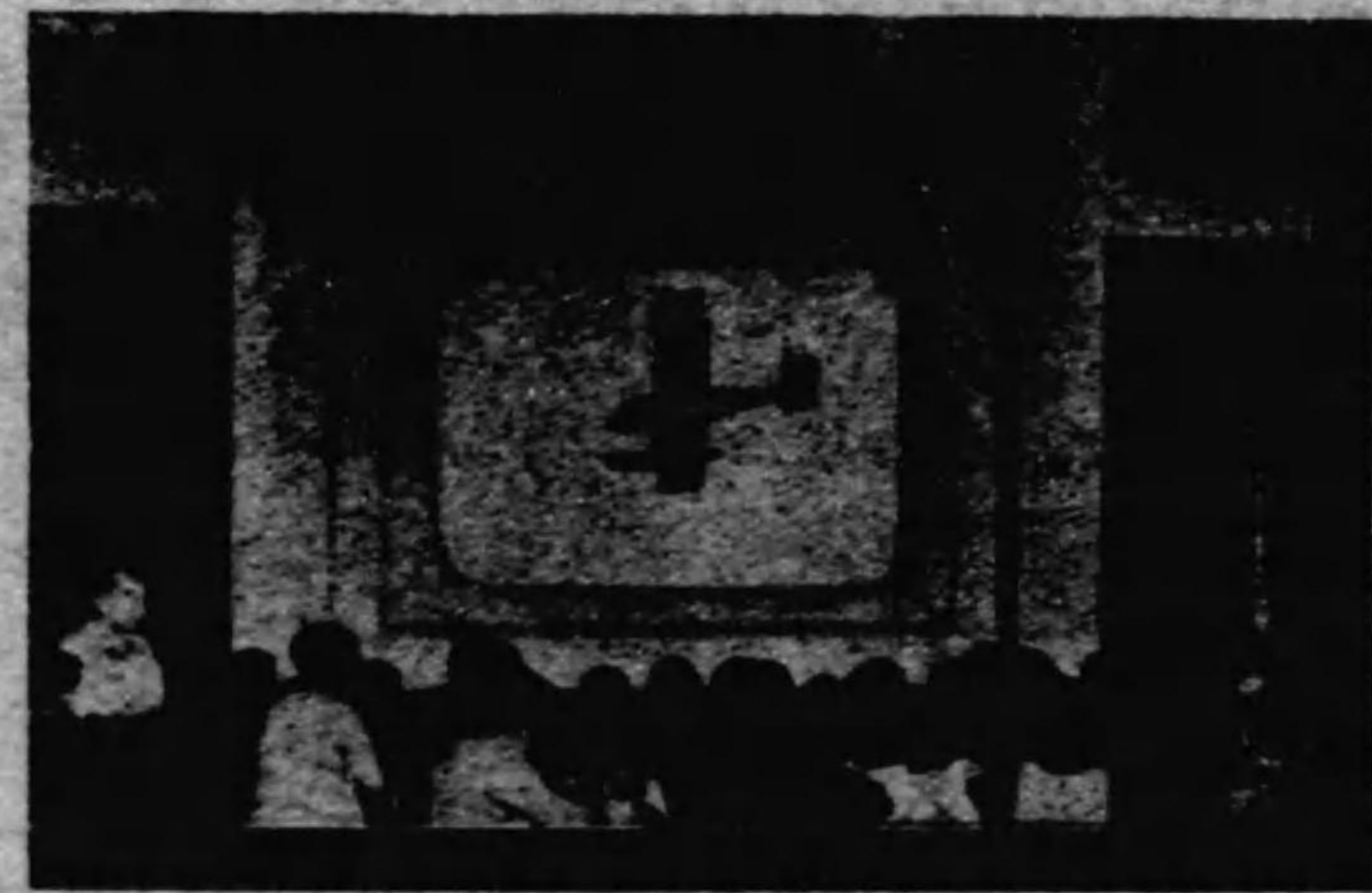
兒童の一般的教育機關としては、幼稚園、小學校等を挙げ得る處であるが、兒童の最も欲求して止まざる娛樂的教化に關しては甚だ缺くる處あり、市井に於ける一般民衆と共に其の娛樂を求めしむることの弊害は、既に充分に痛感せられつゝある處である。更に又、環境的に異常状態にある要救護兒、勤勞兒、被虐待兒等に對する社會的關心も餘りに薄弱であつて、今日では尙殆ど放任の状態である。本院に於ては、一般兒童に對して兒童映畫、音樂、遊戲、玩具圖書の考案、作製、選擇、紹介、鑑賞、指導等の各種の事業を行ひ、環境異常兒に對しては其の訓化、休養、慰安等の各種事業を行ひ、又兒童の日常生活を衛生的ならしむるための教育、即ち衛生に關する知識並に習慣の養成に努め、以て兒童のためによりよき教化補導をなさんとするものである。



問訪庭家・談相兒育及産助

今左に、特に主なるものゝみを擧ぐれば次の如くである。

- 1、兒童映畫會
- 2、兒童衛生教育
- 3、子供の會
- 4、夏季林間保育



會畫映童兒

×娛樂と教化とを兼ねた映畫會を開催する所である。尙本院に於て衛生教育に關する映畫を作製し、同時に上映して其の教化に資しつゝある。

2、兒童衛生教育
平素より幼兒に對して衛生上の知識を與ふる目的を以て、或は童話の形式により、或は手技、唱歌、圖畫等により、更に又、映畫、紙芝居、劇等を用ひて兒童の常時訓練を行ひつゝある所である。

兒童を強く、正しく、愛らしく「教養する目的を以て隨時に子供の會を開き、家庭と連絡して童話、手技、唱歌、遊戲、映畫、紙芝居等を行ひ、又郊外保育を行つて其の體力の向上、衛生知識の啓蒙に努めてゐる所である。

4、夏季林間保育
虛弱兒童に對する營養並に衛生思想の涵養のために、夏季三週間内外林間に收容し、尙養食の給與を行ひ、偏食の矯正、間食の統制等による體位の向上、改善に資せる所である。



育教生衛童兒

あるが、其の概略を記せば次の通りである。

- (一) 参加資格 市内小學校児童中身體虛弱なる者(栄養、發育共に丙なる者又はその何れか丙なる者)につき、更に健康審査を行ひ、特別なる保護を必要とする児童に限る。
- (二) 開設期間 小學校暑假中休暇第一日より八月十二日(至聖盆會の前日迄)
- (三) 場所 御室仁和寺境内五重塔東側廣場
- (四) 施設及規模 専任職員一名、看護婦一名(外に本院職員、看護婦、訪問婦、栄養係等毎日出張協力) 専任小學校職員 一〇名乃至十五名

(五) 日 課

- 午前八時半 集合、朝禮、検温、検診
- 〇 十時 學習及衛生教育
- 〇 十時半 おやつ(牛乳及菓子)
- 〇 十一時 遊戯又は衛生教育
- 〇 十一時半 食前衛生教練
- 正 午 食(給食)
- 午後零時半 食後衛生教練
- 〇 一時 午 睡
- 〇 二時 體操遊戯
- 〇 三時 お話、自由遊戯
- 〇 三時半 おやつ(果物其他)
- 〇 四時 歸 宅



① 育保園林季夏

(六) 給 食 毎日本院栄養係の指導の許に特別献立を行ひ、栄養食を給與し、児童の食餌の好惡攝取分量等不斷の注意を拂ひ、給食の効果を最大ならしむるに努む。

(七) 衛生教練 嘔み方教練、齒磨子教練、乾布摩擦及び冷水摩擦教練等の衛生教練を行ふ。

(八) 其 他 隨時體温の測定並に栄養状態の觀察を行ひ、尙御陵神社佛間の参拜等を爲す。

然して收容人員は大體一〇〇名前後を以てこれを行ふこととし、尙最近はこれを逐次増加して一七〇名程に増員するに至つた。

この外、昭和八年度以降毎年、本市設隣保館の全託兒に對し、市民共濟會と協力し、各所神社、寺院等の境内を利用して林間保養所を實施してゐる。



夏季林間保育 ②



夏季林間保育 ③

〔附〕 勤勞少年慰安會 職業紹介所との連絡により小學校卒業後就職せる勤勞少年を招待し、社會生活に於ける心組、其の注意等と共に関し、各種娛樂によりて慰安し、教化と休養とを與ふることとし、例年多數の出席者を見たのであるが、昭和十年以降都合によりこれを中止するに至つた。

三、一般教化事業

本院に於ける一般教化事業は、母性及び児童保護のために社會一般の教化指導と、本院の特殊性に基く一般市民の理解促進のための教化、換言すれば、本院の事業に對する教化と、更に本院の特殊なる事業遂行に際しての従業者の教化との三者



母の會

に別つことを得るであらう。而して又、本市に於ける母性及び児童保護事業の統制ある組織化のためには、各事業従事者の理解と協働とを必要とする處である。

これ等の一般的教化のためには、本院は其の總ての機會と、あらゆる機關とを利用して其の徹底を期する外、母性及び児童保護のためには、母性講座、育児展覽會等を開設し、本院事業殊に児童保護事業關係者の理解促進のためには、毎年數回に渉る協議會、講習會等を開き、母性及び児童保護事業關係の社會事業團體との間には絶えざる交渉と其の協働とを乞ひ、以て本院、延いては本市に於ける母性及び児童保護事業の徹底的完成を期せんとするものである。

(イ) 母性教化

本院來訪に際しての各種母性教化に就ては、本院の全能力をあげ、あらゆる機會を捕捉してこれを實行しつゝある所であるが、尙單に本院の機會のみを以ては其の

1、母の會

充分なるを期すること能はず、即ち次の如き各種の事業によりて母性教育の徹底を期せる所である。

本院に於て御産の手當を受け、又は児童健康相談、心理相談等本院利用者中特に乳幼児の育児に關心を有せらるる、母親達を募り、母性に必要なる妊産育児上の事項を指導すべき機關として昭和七年七月、児童院「母の會」を組織し、或は定期的(次項参照)に、或は随時に例會、總會等を開くこととした。尙昭和九年度よりは「育児の架」なる機關紙を發行して會員の指導に努めてゐる所である。

- 會 長 兒 童 院 長
- 副 會 長 明 和 七 年 七 月

○ 幹 事 若 干 名

○ 母 性 講 座 第一編、第二編、第三編發行 (入會に對し一律免料贈呈)

○ 産 育 の 架 年 四 回 發 行、會 員 無 料 配 布

○ 入 會 金 五 〇 錢 (會 員 參 三 ヶ 年 間 有 效)

○ 總 會 年 一 回、植 物 園、動 物 園、本 院 等 に 於 て 開 催

○ 例 會 育 兒 會 (次 項 參 照)

○ 臨 時 總 會 隨 時 開 催

2、育 兒 會

開院當初はこれを「母の會」と稱し、毎週一回有志來會者のために、院長其他より育児上の講話を爲し、又各自の經驗談を聞き、これに就きて指導を行ひ、又毎月一回離乳期に於ける食餌の調理法、赤ん坊の沐浴法、小兒服の作り方等に關する指導を行ひ、毎回多數母親に利用されてゐたが、前記の「母の會」の創立と共にこれを「育兒會」と改稱し、兩來毎週二回午後一時より、水曜日には一年未滿の乳兒のために、金曜日にはそれ以上の兒童のために健康診断並に育児相談を行ひ、母性教育の實際的指導を行つてゐる。

3、赤 ン 坊 會

本院に於て出生せる赤ん坊の哺育指導を行ふ目的を以て、出産後六ヶ月目の母子を、毎月第三土曜日に招待し「赤ん坊會」を開き、健康状態、哺育の實際を聞き、個別的に發育測定や健康審査を行ひ、育児上の指導をなし、更に一堂に集めて一般的



育 兒 會

の注意を與へ、参考品を展示し、印刷物を配布し、又随時映畫等によりて育兒上の智識の啓蒙に努めてゐる。(本會は初め二三ヶ月毎に開會したが、本院分統者の増加するに伴ひ、昭和八年十一月以後は毎月これを開會し、當初は三ヶ月前の出生者を招待したが後昭和十一年度より六ヶ月目の赤ん坊を招待することに改めた)

4、資料 展示

院内隨所に助産、育兒、榮養等に関する各種資料を展示して母性教化に資してゐる。

(ロ) 一般 教化

一般社會人の母性及び兒童保護事業への關心を昂むるためには、本院は左の如き事業を行つて、其の普及、徹底を期せる所である。

1、「母親讀本」の發行

第一編「正しい育兒法」、第二編「榮養の智識」、第三編「子供の躰方」を本院に於て編纂し、母の會名によつてこれを發行必要なる關係方面にはこれを無料配布し、或は實費によりて頒布し、以て一般人の啓蒙に努力してゐる。

2、「慈育の樂」の發行

年四回助産、育兒等に関する四季夫々の記事を滿載し、母の會々員を初め關係各方面に無料配布して指導、教化を行ふ所である。

3、「パンフレット」、「リーフレット」類の發行

就職少年のために職業紹介所と協力して、職業指導讀本「職業を選ぶには」を發行し、又「劣等兒、低能兒教育調査」を發表して其の方面の参考に資し、其外リーフレット六十餘種を作製、夫々必要なるの方面へ配布して智識の普及に努めてゐる。

4、出生届出に対する印刷物交付

「お産後の御家庭へ」といふ印刷物を作製し、各區役所と連絡をとり、出生届出受付に際して其の家庭へ各一葉宛交付方を依頼して、産後の心得及び新生兒の取扱方に対する智識の普及を計つてゐる。

5 講習、講話

一般教化のためにする講習、講話は、小学校、幼稚園、託兒所、保育園等の兒童保護者、婦人會、女子青年團等の會員に對し、隨時、隨所に於てこれを行ひ又本院内に於ては、或は母の會主催により、或は院自らの計畫の下に榮養講習會、性教育講習會、
x



お産と育兒の展覽會

x 異常兒教育講習會等を初め、健康、心理、榮養、助産等各方面に渉る各種の重要問題を捉へて夫々の機會に、夫々適當なる講習會、或は講演會を開催せる所である。

6、お産と育兒の展覽會

院内に、常時に陳列せる妊娠、育兒、衛生に関する實物、模型、標本、繪畫、圖表、其他の参考資料は、又別個本院内京都兒童保健協會と協力して設備せる常設巡回展覽會資料と共に、各種母の會、幼稚園、託兒所、社會事業施設、其他の需めに應じて出張展覽會を催し、又百貨店、其他の展覽會等にも出陳して社會一般人に對し育兒智識の普及を計れる所である。

7、見學者の指導

本院見學者は頗る多數に昇り、殊に市内婦人會、處女會、女學校等の團體見學あり、更に方面委員會、衛生組合等市内有志者の見學又相隨ぎ、他地方よりの見學者をも加へ、これ等に對し一々案内、本院事業の特質、實情、利用上の注意等丁寧に説示し、講演を希望せらるゝ向きには又其の希望に應じ、進んで育兒衛生上の指導を試み、一般教化の最良の機會

としてこれを利用しつゝあるのである。

(ハ) 児童保護事業従事者の指導、教化

1. 保護事業従事者指導講習會

児童保護事業の完璧を期せんがためには、新事業に従事する職員の新事業殊に保健衛生方面に對する智識の特に豊富なるを要するにも拘らず、動もすれば其の方面の智識の徹底を缺く虞なしとせず、即ち本院に於ては此の方面の活動を期し、茲に児童保護事業従事者指導講習會の名の下に、小學校職員、幼稚園、託兒所等の保婦を集め、心理、衛生、保育、異常兒教育、宗教、保健等に關する各種の講習會を開催してゐる所である。

2. 社會保健婦養成

母親に對する育兒智識の指導啓蒙には、各家庭につき直接これを誘導することが最も效果的且つ實際的方途なるを以て本院に於ては社會的要求の存する處に鑑み、斯の種の任務に携はるべき社會保健婦の養成の特に急務なるを慮り、昭和十五年度に於て新規事業として、左記要項に依る社會保健婦の養成事業を開始し、以て社會の需要に應じ育兒智識の徹底的指導に資してゐる。

- 養成期間 六ヶ月
- 新學期 四月及十月
- 養成人員 十五名

六、職員及従業員

本院の職員及び従業員は左の如くである。

院長	主任	醫師	技師	調劑員	書記	助産婦長	訪問婦長	囑託	同(臨時)	履	保婦	助産婦
一	一	四	一	二	二	一	一	四	一	三	三	四
名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名
		(小兒科二名、産科二名)	(小兒科二名、産科二名)	(心理擔任)	(一名應召中)			(母體二名、心理擔任二名、教化擔任一名)	(調劑員)		(保育婦)	

看 護 婦	訪 問 婦	守 衛 術	機 關 手	火 夫	洗 滌 人	炊 事 夫	使 用 丁	給 仕	雜 仕 婦
一	三	一	一	一	二	二	二	一	六
一	一	一	一	一	二	二	二	一	七
名	名	名	名	名	名	名	名	名	名

(小兒科四名、産科五名、保育婦一名、母親一名)

(小兒科一名、産科八名、保育婦一名)

【備考】 外に顧問四名並に無給職託若干あり。

七、経 費

自昭和十六年度「歳入」豫算及決算一覽

(右豫算—當初豫算ノミ、左決算)

至昭和十五年	昭和十六年度		昭和十七年度		昭和十八年度		昭和十九年度		昭和二十年度		昭和二十一年度		昭和二十二年		昭和二十三年		昭和二十四年		昭和二十五年		
	一、使用料	二、手数料	一、使用料	二、手数料	一、使用料	二、手数料	一、使用料	二、手数料	一、使用料	二、手数料	一、使用料	二、手数料	一、使用料	二、手数料	一、使用料	二、手数料	一、使用料	二、手数料	一、使用料	二、手数料	
一、使用料	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
二、手数料	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
三、處置手数料	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
四、方術治療費	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
五、診察料	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
六、相談料	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
七、検査料	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00

項目	昭和十六年度「歳出」豫算及決算一覽														
	昭和十六年度	昭和十七年度	昭和十八年度	昭和十九年度	昭和二十年度	昭和二十一年度	昭和二十二年	昭和二十三年	昭和二十四年度	昭和二十五年	昭和二十六年	昭和二十七年	昭和二十八年	昭和二十九年	昭和三十年
一、院長給料	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
二、主事給料	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00
三、職員給料	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00
四、技師給料	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00
五、調理員給料	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00
六、書記給料	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00
七、助産婦料	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
八、燃料	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00
九、旅費	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00
十、手當	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00

昭和十六年度「歳出」豫算及決算一覽
 (給料一昭和十五年度ヨリ市吏員費ニ組替)
 左決算

項目	昭和十六年度「歳入」豫算及決算一覽														
	昭和十六年度	昭和十七年度	昭和十八年度	昭和十九年度	昭和二十年度	昭和二十一年度	昭和二十二年	昭和二十三年	昭和二十四年度	昭和二十五年	昭和二十六年	昭和二十七年	昭和二十八年	昭和二十九年	昭和三十年
一、見當収入	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
二、投資収入	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00
三、配乳収入	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00
四、臨時部繰入金	4,000.00	4,000.00	4,000.00	4,000.00	4,000.00	4,000.00	4,000.00	4,000.00	4,000.00	4,000.00	4,000.00	4,000.00	4,000.00	4,000.00	4,000.00
五、基本財産	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00
六、社会奉仕	6,000.00	6,000.00	6,000.00	6,000.00	6,000.00	6,000.00	6,000.00	6,000.00	6,000.00	6,000.00	6,000.00	6,000.00	6,000.00	6,000.00	6,000.00
七、基金利息	7,000.00	7,000.00	7,000.00	7,000.00	7,000.00	7,000.00	7,000.00	7,000.00	7,000.00	7,000.00	7,000.00	7,000.00	7,000.00	7,000.00	7,000.00
八、雑収入	8,000.00	8,000.00	8,000.00	8,000.00	8,000.00	8,000.00	8,000.00	8,000.00	8,000.00	8,000.00	8,000.00	8,000.00	8,000.00	8,000.00	8,000.00
九、合計	32,000.00	32,000.00	32,000.00	32,000.00	32,000.00	32,000.00	32,000.00	32,000.00	32,000.00	32,000.00	32,000.00	32,000.00	32,000.00	32,000.00	32,000.00

會計年度	會計		會計科目									
	會	計	一、託兒同食 其他給與費	二、修人慰安費	三、雜費	七、修繕費	六、修繕費	五、圖書費	四、圖書費	三、水道使用料	二、藥料費	三、瓦斯使用料
昭和六年	1,000.00	1,000.00										
昭和七年	1,000.00	1,000.00										
昭和八年	1,000.00	1,000.00										
昭和九年	1,000.00	1,000.00										
昭和十年	1,000.00	1,000.00										
昭和十一年	1,000.00	1,000.00										
昭和十二年	1,000.00	1,000.00										
昭和十三年	1,000.00	1,000.00										
昭和十四年	1,000.00	1,000.00										
昭和十五年	1,000.00	1,000.00										

三五

會計年度	會計科目								
	一、治療用品費	二、筆紙墨費	三、薪炭油費	四、雜品費	五、自動車費	三、印刷費	四、通信運搬費	五、賄費	六、被服費
昭和六年	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
昭和七年	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
昭和八年	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
昭和九年	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
昭和十年	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
昭和十一年	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
昭和十二年	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
昭和十三年	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
昭和十四年	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
昭和十五年	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00

三四

八、事業成績

(1) 各種取扱人員總括

計	助産		產科		兒科		保嬰		育嬰	
	相談及診療 延人員	入院助産 延人員	兒童健康相談 延人員	院外健康相談 延人員	訪問相談及 授乳指導 延人員	榮養指導 延人員	心理相談 延人員	乳兒健康相談 延人員	幼兒健康相談 延人員	計 延人員
昭和六年度	3,230	3,230	3,230	3,230	3,230	3,230	3,230	3,230	3,230	18,330
昭和七年度	3,081	3,081	3,081	3,081	3,081	3,081	3,081	3,081	3,081	18,330
昭和八年度	3,033	3,033	3,033	3,033	3,033	3,033	3,033	3,033	3,033	18,330
昭和九年度	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	18,330
昭和十年度	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	18,330
昭和十一年度	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	18,330
昭和十二年度	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	18,330
昭和十三年度	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	18,330
昭和十四年度	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	18,330
計	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	18,330

(以下指導ノトモ止)

(2) 助産關係

(一) 妊産婦健康相談及診療

計	初診		再診	
	一月平均 延人員	一月平均 延人員	一月平均 延人員	一月平均 延人員
昭和六年度	1,200	1,200	1,200	1,200
昭和七年度	1,200	1,200	1,200	1,200
昭和八年度	1,200	1,200	1,200	1,200
昭和九年度	1,200	1,200	1,200	1,200
昭和十年度	1,200	1,200	1,200	1,200
昭和十一年度	1,200	1,200	1,200	1,200
昭和十二年度	1,200	1,200	1,200	1,200
昭和十三年度	1,200	1,200	1,200	1,200
昭和十四年度	1,200	1,200	1,200	1,200
計	1,200	1,200	1,200	1,200

(二) 入院助産取扱數

計	取後		入院		死亡		延入人員	
	一月平均 延人員	一月平均 延人員	一月平均 延人員	一月平均 延人員	一月平均 延人員	一月平均 延人員	一月平均 延人員	一月平均 延人員
昭和六年度	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
昭和七年度	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
昭和八年度	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
昭和九年度	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
昭和十年度	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
昭和十一年度	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
昭和十二年度	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
昭和十三年度	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
昭和十四年度	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
計	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200

〔二〕兒童健康相談種類別取扱數

計	發育		營養		疾病		治療		其他	
	相	相	相	相	相	相	相	相	相	相
昭和六年度	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
昭和七年度	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
昭和八年度	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
昭和九年度	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
昭和十年度	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
昭和十一年度	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
昭和十二年度	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
昭和十三年度	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
昭和十四年度	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
計	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

〔三〕巡回(院外)兒童健康相談

計	初回		再回		合計	
	回	回	回	回	回	回
昭和六年度	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
昭和七年度	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
昭和八年度	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
昭和九年度	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
昭和十年度	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
昭和十一年度	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
昭和十二年度	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
昭和十三年度	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
昭和十四年度	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
計	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

○備考 昭和十二年度以降ハ本院直接ニハ之ヲ實施セズ

〔四〕虛弱兒童檢診取扱數

計	昭和六年度	昭和七年度	昭和八年度	昭和九年度	昭和十年度	昭和十一年度	昭和十二年度	昭和十三年度	昭和十四年度
檢診	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800
檢査	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800
計	2,000	2,200	2,400	2,600	2,800	3,000	3,200	3,400	3,600

〔五〕保育相談及訪問取扱數

計	保育相談		訪問	
	回	回	回	回
昭和六年度	1,000	1,000	1,000	1,000
昭和七年度	1,100	1,100	1,100	1,100
昭和八年度	1,200	1,200	1,200	1,200
昭和九年度	1,300	1,300	1,300	1,300
昭和十年度	1,400	1,400	1,400	1,400
昭和十一年度	1,500	1,500	1,500	1,500
昭和十二年度	1,600	1,600	1,600	1,600
昭和十三年度	1,700	1,700	1,700	1,700
昭和十四年度	1,800	1,800	1,800	1,800
計	10,000	10,000	10,000	10,000

〔六〕保育相談及家庭訪問種類別取扱數

計	保育相談		家庭訪問	
	回	回	回	回
昭和六年度	1,000	1,000	1,000	1,000
昭和七年度	1,100	1,100	1,100	1,100
昭和八年度	1,200	1,200	1,200	1,200
昭和九年度	1,300	1,300	1,300	1,300
昭和十年度	1,400	1,400	1,400	1,400
昭和十一年度	1,500	1,500	1,500	1,500
昭和十二年度	1,600	1,600	1,600	1,600
昭和十三年度	1,700	1,700	1,700	1,700
昭和十四年度	1,800	1,800	1,800	1,800
計	10,000	10,000	10,000	10,000

故事

計	死	居	移	不
昭和大六年度	九〇	〇	八	二
同七年度	〇	〇	三	三
同八年度	〇	〇	三	三
同九年度	〇	〇	三	三
同十年度	〇	〇	三	三
同十一年度	〇	〇	三	三
同十二年度	〇	〇	三	三
同十三年度	〇	〇	三	三
同十四年度	〇	〇	三	三
計	九〇	〇	二四	二四

(七) 榮養指導取扱數

乳兒	乳人	病兒	母乳	其他
昭和大六年度	二〇	三	三	三
同七年度	二〇	三	三	三
同八年度	二〇	三	三	三
同九年度	二〇	三	三	三
同十年度	二〇	三	三	三
同十一年度	二〇	三	三	三
同十二年度	二〇	三	三	三
同十三年度	二〇	三	三	三
同十四年度	二〇	三	三	三
計	二〇〇	三〇	三〇	三〇

(八) 牛乳供給料金別人員及數量

人員	數量
昭和大六年度	一〇
同七年度	一〇
同八年度	一〇
同九年度	一〇
同十年度	一〇
同十一年度	一〇
同十二年度	一〇
同十三年度	一〇
同十四年度	一〇
計	一〇〇

數

計	無	減	定
昭和大六年度	三〇	一	一
同七年度	三〇	一	一
同八年度	三〇	一	一
同九年度	三〇	一	一
同十年度	三〇	一	一
同十一年度	三〇	一	一
同十二年度	三〇	一	一
同十三年度	三〇	一	一
同十四年度	三〇	一	一
計	三〇〇	一〇	一〇

(九) 心理相談

昭和大六年度	同七年度	同八年度	同九年度	同十年度	同十一年度	同十二年度	同十三年度	同十四年度	計
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇〇

(一〇) 心理相談種類別取扱數

昭和大六年度	同七年度	同八年度	同九年度	同十年度	同十一年度	同十二年度	同十三年度	同十四年度	計
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇〇

(4) 乳幼児保育料金別取扱人員(延)

昭和大六年度	同七年度	同八年度	同九年度	同十年度	同十一年度	同十二年度	同十三年度	同十四年度	計
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇〇

計	幼 兒		計
	無有	無有	
昭和六年度			昭和六年度
昭和七年度			昭和七年度
昭和八年度			昭和八年度
昭和九年度			昭和九年度
昭和十年度			昭和十年度
昭和十一年度			昭和十一年度
昭和十二年度			昭和十二年度
昭和十三年度			昭和十三年度
昭和十四年度			昭和十四年度
計			計

(5) 教化事業關係

凡 兒 童 教 化

(一) 兒 童 映 畫 會

昭和六年度	同七年度	同八年度	同九年度	同十年度	同十一年度	同十二年度	同十三年度	同十四年度	計
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	8,000

(二) 兒 童 衛 生 教 育

昭和六年度	同七年度	同八年度	同九年度	同十年度	同十一年度	同十二年度	同十三年度	同十四年度	計
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	8,000

○昭和十一年三月二十七日、二十八日 第三回衛生教育子供大會開催
 ○昭和十一年 衛生教育映畫「虛弱兒童と林間學校」作製
 ○昭和十二年 衛生教育映畫「陽光に伸びよ」作製

(三) 子 供 の 會

昭和六年度	同七年度	同八年度	同九年度	同十年度	同十一年度	同十二年度	同十三年度	同十四年度	計
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	8,000

(四) 林 間 保 育

昭和六年度	同七年度	同八年度	同九年度	同十年度	同十一年度	同十二年度	同十三年度	同十四年度	計
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	8,000

B 母 親 教 化

(一) 母 の 會

昭和六年度	同七年度	同八年度	同九年度	同十年度	同十一年度	同十二年度	同十三年度	同十四年度	計
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	8,000

〔二〕育兒會(母の會例會)

昭和六年度	同七年度	同八年度	同九年度	同十年度	同十一年度	同十二年度	同十三年度	同十四年度	計
11	11	11	11	11	11	11	11	11	110
○備考	○備考	○備考	○備考	○備考	○備考	○備考	○備考	○備考	○備考
○満一歳未満	○満一歳未満	○満一歳未満	○満一歳未満	○満一歳未満	○満一歳未満	○満一歳未満	○満一歳未満	○満一歳未満	○満一歳未満
○満六歳未満	○満六歳未満	○満六歳未満	○満六歳未満	○満六歳未満	○満六歳未満	○満六歳未満	○満六歳未満	○満六歳未満	○満六歳未満

〔三〕赤ン坊會成績

昭和六年度	同七年度	同八年度	同九年度	同十年度	同十一年度	同十二年度	同十三年度	同十四年度	計
11	11	11	11	11	11	11	11	11	110

〔一〕母親讀本發行部數調

昭和六年度	同七年度	同八年度	同九年度	同十年度	同十一年度	同十二年度	同十三年度	同十四年度	計
11	11	11	11	11	11	11	11	11	110

〔二〕「慈育の架」發行部數調

昭和六年度	同七年度	同八年度	同九年度	同十年度	同十一年度	同十二年度	同十三年度	同十四年度	計
11	11	11	11	11	11	11	11	11	110

〔三〕パンフレット類發行目次

- 一、産前の心得
 - 二、産後の心得
 - 三、妊娠中の食物
 - 四、妊娠中の衣服と履物
 - 五、胎教
 - 六、お産の準備は早くから
 - 七、いわた帯の注意
 - 八、妊娠中の乳嘴の手當
 - 九、妊娠と浮腫
 - 一〇、妊娠と結核
 - 一一、妊娠と花柳病
 - 一二、お産後の御家庭へ
 - 一三、お産と育児の心得
 - 一四、お産と家庭の日常衛生
 - 一五、お産と家庭の日常衛生
 - 一六、新生児の注意
 - 一七、新生児沐浴の注意
 - 一八、赤ちゃんの善き一日
 - 一九、赤ちゃんの善き一日
 - 二〇、赤ちゃんの善き一日
 - 二一、赤ちゃんの善き一日
 - 二二、赤ちゃんの善き一日
 - 二三、赤ちゃんの善き一日
 - 二四、赤ちゃんの善き一日
 - 二五、乳児には白湯を
- 二六、何時にお乳をおあげですか
 - 二七、母乳不足のときは
 - 二八、良い習慣をつけませう
 - 二九、赤ちゃんのお鼻と耳と
 - 三〇、母乳
 - 三一、乳児胸氣の話
 - 三二、乳児の肺炎の預防と手當
 - 三三、乳児の下痢の預防と手當
 - 三四、乳児の夏季の注意は
 - 三五、小兒と睡眠
 - 三六、小兒を育てるには
 - 三七、お鼻汁をかみませう
 - 三八、果物汁の作り方と與へ方
 - 三九、アデノイドと扁桃腺肥大
 - 四〇、麻疹を大切に
 - 四一、白粉から腸膜炎
 - 四二、先天性梅毒
 - 四三、小兒と肺炎
 - 四四、デフテリアの注意
 - 四五、濕布の方法
 - 四六、種痘中の心得
 - 四七、百日咳の注意
 - 四八、疫病と赤痢
 - 四九、牛乳による乳児の人工養法
 - 五〇、食品のビタミン
- 五一、食品の成分と熱量
 - 五二、主要の救急法
 - 五三、兒童の家庭教育
 - 五四、衛生十訓
 - 五五、毎日心地よく便通を
 - 五六、健康の基
 - 五七、健康の歌
 - 五八、學齡兒の衛生日録
 - 五九、齒刷牙はこうしてませう
 - 六〇、齒を強くするには
 - 六一、心理相談を御利用下さい
 - 六二、心理検査について
 - 六三、幼兒を養育するには
 - 六四、神經質兒童の教育
 - 六五、兒童の読みも馬鹿には出来ません
 - 六六、兒童の癪癪をなほすには
 - 六七、いふことをきかぬ子供
 - 六八、怒の原因とその養方
 - 六九、入學試験前の勉強法
 - 七〇、赤ちゃんには薄着を
 - 七一、發育の茶
 - 七二、ウイン式兒童發達検査の實施條件
 - 七三、入學試験前の健康法
 - 七四、卵黃の與へ方

〔四〕展覽會開設調

一、創立一週年記念展覽會	昭和七年九月	於兒 童 院
一、創立三週年記念展覽會	九年十一月	同 右
一、お産と育児の展覽會	十一年五月	於 植 物 園
一、同 右	十一年六月	於 平 安 堂 義 會
一、創立五週年記念展覽會	十一年十一月	於 植 物 園
一、お産と育児の展覽會	十二年六月	於 左 京 方 面 會 館
一、創立七週年記念展覽會	十三年十一月	於 植 物 園
一、お産と育児の展覽會	十四年十一月	於 植 物 園

〔五〕見學者指導

昭和六年度	昭和七年度	昭和八年度	昭和九年度	昭和十年度	昭和十一年度	昭和十二年度	昭和十三年度	昭和十四年度	計
員 三、四〇〇	員 三、四八〇	員 一、八八二	員 一、九六六	員 一、八六六	員 一、八六六	員 一、三三三	員 一、八六六	員 二、〇三三	員 三〇、〇〇〇

〔六〕兒童保護事業従事者指導講習會

一、兒童性能検査法講習會	昭和六年十二月	一、異常兒童教育法講習會	昭和九年六月
一、兒童心理學講習會	七年二月	一、就學期兒童に関する講習會	九年十二月
一、精神検査法講習會	七年六月—十二月	一、映畫講習會	十年三月
一、兒童榮養講習會	七年十一月	一、訪問事業講習會	十一年六月
一、保育講習會	八年九月	一、兒童宗教教育並に體育講習會	十二年二月
一、託兒所保母講習會	八年五月—六月	一、虛弱兒童指導法講習會	十三年三月
一、産産育児講習會	九年三月	一、託兒所保母講習會	十四年二月

例規

第八條 左ノ場合ニ於テハ入院ヲ拒絶スルコトアルヘシ

- 一 人員定数ヲ超ユルトキ
- 二 本條例ニ違反シタルトキ
- 三 其ノ他入院ヲ不適當ト認ムルトキ

第九條 本條例施行ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ市長之ヲ定ム

(三) 京都市兒童院助産條例施行細則

昭和六年九月十四日
市告示第二六五號
昭和八年十二月改正
昭和十三年八月改正

- 第一條 本院ニ於テ助産ノ手當ヲ受ケムトスル者ハ其ノ旨院長ニ申出ツヘシ
- 第二條 前條ノ申出アリタルトキハ本人ノ身元調査ヲ行ヒ承認書ヲ交付ス但シ必要アル場合ニハ救護法第四條ニ依ル委員若ハ所轄警察署長ノ證明書ヲ提出セシムルコトアルヘシ
- 第三條 入院セントスル者ハ身元引受人ヲ定メ入院證書ヲ差出スヘシ
- 第四條 前項ノ身元引受人ハ本市内ニ住居ヲ有スル成年以上ノ世帯主ニシテ身元確實ナル者タルコトヲ要ス本人及身元引受人ノ住所、身分等ニ異動ヲ生シタルトキハ速滞ナク其ノ旨届出ツヘシ
- 第五條 妊娠婦ノ定員ハ四十名トス
- 第六條 妊産婦ノ定員ハ四十名トス
- 第七條 左ノ各號ノ一ニ該當セサル者ハ條例第二條第一項ニ依ル費

一 手術料ニシテ十圓ヲ超ユル部分ノ料金を
特ニ必要アル者ニ對シテハ前項ノ規定ニ拘ラス其ノ所要料金を
半減スルコトアルヘシ

- 第九條 入院料ノ納付期日ハ入院當日及毎月一日、六日、十一日、十六日、二十一日、二十六日トシ次ノ納付期日迄ノ分ヲ前納セシム但シ納付期日カ休日ニ當ルトキハ順次之ヲ繰下ク
- 第十條 入院者退院又ハ死亡シタルトキハ其ノ翌日以後ニ相當スル既納料金ハ之ヲ還付ス
- 第十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ料金を後納セシムルコトアルヘシ
 - 一 診察ノ結果ニ依ルニ非サレハ料金を算定シ難キトキ
 - 一 應急ノ診察ヲ要シ料金ヲ前納セシメ難キトキ
 - 一 其ノ他特別ノ事情アリト認メタルトキ
- 第十二條 附添看護ヲ許スヘキ場合左ノ如シ
 - 一 入院者ヲ静養室ニ收容シタルトキ
 - 一 入院者ノ容態ニ依リ附添看護ノ必要ヲ認メタルトキ
 - 一 附添看護ニ要スル費用ハ患者ノ自辨トス

本施行細則ハ昭和六年九月十五日ヨリ之ヲ施行ス
本施行細則第二條ニ於ケル救護法第四條ニ依ル委員ハ昭和七年一月一日迄京都市方面委員ヲ以テ之ニ代フ

手術手数料區分表

- 一 條例第二條第一項ニ依ルモノ
 - 一 斷頭術及骨椎截除術 二十圓
 - 一 人工流産術 二十圓
 - 一 子宮摘除術 十五圓

用負擔ノ資力アルモノトス

- 一 救護法ニ依ル救護ヲ受ケタル者及其ノ世帯ニ屬スル者
- 一 前條ニ準スル救護ヲ受ケタル者及救護ヲ受ケタルモ貧困ノ爲生活スルコト能ハサル者
- 一 其ノ他前二條ニ準スル者

第六條 使用料及手数料左ノ如シ

- 一 入院料(藥餌料ヲ含ム) 一日ニ付 金一圓五十錢
- 一 診察料(有効期間三月) 一回ニ付 金三十錢
- 一 分燒料 別表ニ依ル
- 一 手術手数料 生命保險其他特殊ノ場合ニ關スル診察書、檢案書、證明書 一通ニ付 金一圓
- 一 其他ノ診察書、證明書、處方箋 金五十錢
- 一 其他ノ診察書、證明書、處方箋 金五十錢
- 一 藥價、處置料及治療材料費左ノ如シ但シ高價藥ニ付キテハ實費ヲ徴收ス
 - 一 水藥、散藥、丸藥 一種一日ニ付 金十錢
 - 一 領藥 一回ニ付 金十錢
 - 一 合藥、洗滌、點眼材料其ノ他之ニ類スル材料 一劑ニ付 金十錢
 - 一 膏藥、膠球其ノ他之ニ類スル材料 一劑又ハ一劑ニ付 金十錢
- 第八條 負擔ノ資力乏シキ者ニ對シテハ左ノ區分ニ依リ其ノ料金を半減スルコトアルヘシ
 - 一 診察十四日ヲ超ユル部分ノ料金を

(四) 京都市兒童院兒童養護條例

昭和八年四月一日
市條例第八號

- 第一條 京都市兒童院ニ就キ兒童ノ健康又ハ心理ノ相狀ヲナサントスル者ハ其ノ旨申出テ市長ノ承認ヲ受ケルヘシ
- 第二條 前條ノ承認ヲ受ケタル者ハ左ノ區分ニ依ル金額ノ範圍内ニ於テ市長ノ定ムル使用料又ハ手数料ヲ納付スヘシ但シ心理相狀ニ

人工早産術	十圓
鉗子手術	十圓
子宮摘除術	十圓
用手焼出術	十圓
用手胎盤剝離術	十圓
姿勢矯正術(内視鏡術)	十圓
コルポイリイゼ	十圓
メトロイリイゼ	十圓
會陰縫合	十圓
ボツシ一頭管擴張術	十圓
人工器生術	十圓
乳房炎手術	十圓
側會陰切開術	十圓
注射料	十圓
患部處置料	十圓
同條第三項ニ依ルモノ	十圓
腹式帝王切開術	五十圓
陰式開腹術	三十五圓
恥骨切開術	三十五圓
腹式開腹術(子宮外妊娠、子宮筋腫)	二十五圓
腹式開腹術(虫線突起炎、癒着剝離)	二十五圓

付テハ此ノ限ニ在ラス

- 一 相談料 (有効期間三ヶ月) 金三十員以内
- 一 検査手数料 一回ニ付 金二員以内
- 一 検査料 一回ニ付 金一員以内
- 一 診断書、説明書、処方箋又ハ治療意見書 一通ニ付 金一員以内
- 第三條 市長ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキ又ハ第一條ノ承認ヲ承ケタル者費用負擔ノ資力ナキトキハ前條ノ料金ハ之ヲ減免スルコトアルヘシ
- 第四條 兒童ノ健康相談ニ際シ應急處置ノ必要アルトキハ投薬其ノ他應急ノ處置ヲ爲スコトアルヘシ
- 前項應急處置後引續キ醫療ノ必要アルトキハ費用負擔ノ資力ナキ者ニ限リ無料ヲ以テ之カ醫療ヲ爲スコトアルヘシ
- 第一項ノ場合ニ於ケル藥價及治療材料費ハ別ニ市長之ヲ定ム但シ費用負擔ノ資力ナキ者ニ對シテハ之ヲ減免スルコトアルヘシ
- 第五條 本條例ニ定ムルモノヲ除ク外料金ニ關シテハ京都市兒童院助産條例第四條及第五條ノ規定ヲ準用ス
- 第六條 本條例施行ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ市長之ヲ定ム

本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(五) 京都市兒童院兒童養護條例施行細則

(昭和八年四月一日 市告示第一一九號)

第一條 京都市兒童院兒童養護條例第二條ニ依ル使用料及手数料左

相談料 (有効三ヶ月) 金三十員
検査手数料

レントゲン手数料 一回ニ付 金二員
太陽燈、赤外線燈手数料 一回ニ付 金十員
精製及疾病預防注射料 一回ニ付 金三十員
其他注射料 一回ニ付 金二十員乃至二員
患部處置料 一回ニ付 金二十員乃至二員

- 一 尿検査又ハ之ニ關スル検査 一回ニ付 金二十員
- 一 人乳検査、牛乳検査又ハ之ニ關スル検査 一回ニ付 金五十員
- 一 咯痰検査、胃液検査又ハ之ニ關スル検査 一回ニ付 金二十員
- 一 ウキダール氏反應検査、ワッセルマン氏反應検査又ハ之ニ關スル検査 一回ニ付 金五十員
- 一 腸管液検査、血液検査又ハ之ニ關スル検査 一回ニ付 金五十員
- 一 細菌検査 一回ニ付 金十員
- 一 化粧品又ハ顔料等ノ検査 一回ニ付 金十員
- 一 生命保險其他特殊ノ場合ニ關スル診断書、検査書、證明書 一通ニ付 金一員
- 一 其他ノ診断書、證明書、處方箋 一通ニ付 金五十員
- 一 治療意見書 一通ニ付 金十員

第二條 左ノ場合ニ於テハ料金ヲ徴收セズ

一 本市職業紹介所長ノ依託ニ依ル就職者或ハ健康相談市内ノ小學校、幼稚園、託兒所代表者ノ依託ニ依ル者ノ健康相談

第三條 本院外ニ於テ臨時ニ行フ健康相談 本條例ニ定ムルモノヲ除ク外兒童ノ健康又ハ心理ノ相談

ノ申出ニ關シテハ京都市兒童院助産條例施行細則第一條及第二條ノ規定ヲ、費用負擔ノ資力ノ有無ニ關シテハ同細則第五條ノ規定ヲ、藥價及治療材料費等ニ關シテハ同細則第七條、第八條及第十條ノ規定ヲ準用ス

本細則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(六) 京都市兒童院乳幼児保育條例

(京都市條例第十三號 昭和十三年八月十八日公布)

- 第一條 京都市兒童院ニ就キ乳幼児保育ヲ受ケシメントスル者ハ其ノ旨申出テ市長ノ承認ヲ受ケベシ
- 第二條 前條ノ承認ヲ受ケタル者ニ對シテハ左ノ區分ニ依ル金額ノ範圍内ニ於テ別ニ市長ノ定ムル使用料ヲ徴收ス
 - 一 乳 兒 一人一日ニ付 金二十員
 - 一 幼 兒 一人一日ニ付 金十五員
- 第三條 第一條ノ承認ヲ受ケタル者費用負擔ノ資力ナキトキ又ハ市長ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ前條ノ料金ハ之ヲ減免スルコトアルヘシ
- 第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ保育ノ申出ヲ拒絶シ又ハ第一條ノ承認ヲ取消スコトアルヘシ
 - 一 條例又ハ本條例施行細則若ハ之ニ基テ指示等ニ違背シ若ハ違背スルノ虞アルトキ
 - 一 本院管理上其ノ他市長ニ於テ必要アリト認ムルトキ
- 第五條 本條例ニ定ムルモノヲ除ク外使用料ニ關シテハ京都市兒童院助産條例第四條及第五條ノ規定ヲ準用ス
- 第六條 本條例施行ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ市長之ヲ定ム

附 則

本條例施行ノ期日ハ別ニ市長之ヲ定ム

(本條例ハ昭和十三年八月二十二日ヨリ之ヲ施行ス市告示第四百八十五號)

(七) 京都市兒童院乳幼児保育條例施行細則

(昭和十三年八月十八日 市告示第四百八十六號)

- 第一條 本院ニ於ケル乳兒、又ハ幼兒ノ保育ニ關スル使用料ハ左ノ如ク定ム
 - 一 乳 兒 一人一日ニ付 金十五員
 - 一 幼 兒 一人一日ニ付 金十二員
 - 第二條 使用料ハ日々之ヲ徴收ス但シ市長ニ於テ特別ノ事由アリト認ムルトキハ此ノ限リニ在ラス
 - 第三條 保育ノ申出ニ關シテハ京都市兒童院助産條例施行細則第一條及第二條ノ規定ヲ費用負擔ノ能力ノ有無ノ認定ニ付テハ同施行細則第五條ノ規定ヲ準用ス
- 附 則
- 本細則ハ昭和十三年八月十二日ヨリ之ヲ施行ス
- (八) 京都市兒童院乳幼児保育規程
- (昭和十三年八月十八日 市告示第四百八十七號)
- 第一條 京都市兒童院ニ於テ異狀ナキ滿一歳未満ノ乳兒及ビ滿三歳未満ノ幼兒ヲ保育ス
 - 第二條 本院ニ於テ保育ヲ爲ス乳兒及幼兒ノ定員左ノ如ク但シ時宜ニヨリ之ヲ増減スルコトアルヘシ

一 乳 兒 十 名
 一 幼 兒 十 名
 第三條 保育時間及休日左ノ如シ但シ時宜ニ依リ之ヲ伸縮シ若ハ變更スルコトアルヘシ
 一 保育時間 毎日午前七時ヨリ午後五時マデ
 一 休日 一月一日ヨリ三日マデ
 祝祭日
 毎月第一日曜日及第三日曜日
 必要アル場合ハ前項ノ規定ニ拘ラス毎日午後七時マデ及休日ト雖セ保育スルコトアルヘシ

本規定ハ昭和十三年八月二十二日ヨリ之ヲ施行ス

(九) 京都市兒童院牛乳供給規程

(昭和六年九月十四日 市告示第二六七號)

第一條 本院ニ於テ牛乳供給ノ要アリト認ムル乳幼児ニ對シテハ本規程ニ依リ牛乳ヲ供給ス
 第二條 牛乳ハ全乳及調乳ノ二種トス
 第三條 牛乳ノ代價ハ一合ニ付金五錢トス但シ牛乳供給ノ費力ナキ者ニ對シテハ無料、其ノ費力乏シキ者ニ對シテハ半額ヲ以テ供給スルコトアルヘシ
 第四條 牛乳ノ供給ヲ受ケントスル者ハ其ノ旨院長ニ申出テ代金ヲ拂込ミ牛乳供給券ノ交付ヲ受ケルヘシ
 第五條 牛乳ハ一人一日ニ付七分合以内ニ於テ毎日午前午後ニ分テ之ヲ供給ス但シ時宜ニヨリ變更スルコトアルヘシ
 第六條 牛乳供給期間ハ一ヶ月以内トス但シ特別ノ事情アルモノハ

此ノ限ニ在ラス
 第七條 左ノ場合ニ於テハ牛乳ノ供給ヲ廢止シ又ハ一時中止スルコトアルヘシ
 一 乳幼児ノ榮養狀態カ供給ノ必要ナキニ至リタルトキ
 一 供給ヲ受ケル者本院ノ指示ヲ遵守セザルトキ
 一 供給上ノ都合ニ依ルトキ
 第八條 牛乳ノ供給ヲ受ケル者之中止シ又ハ廢止セントスルトキハ三日以前迄ニ其ノ旨院長ニ申出テ承認ヲ受ケルヘシ

本規定ハ昭和六年九月十五日ヨリ之ヲ施行ス

(一〇) 京都市兒童院贈付供給規程

(昭和六年九月十四日 市告示第二六八號)

第一條 本院ニ於テ贈付ヲ要スル入院者以外ノ者ニ對シテハ本規程ニ依リ贈付ヲ供給ス
 第二條 贈付ノ料金左ノ如シ
 一 朝食 一食ニ付 金 十 錢
 一 晝食 同 金 十 五 錢
 一 夕食 同 金 十 五 錢
 第三條 贈付ノ供給時刻ハ院長之ヲ定ム
 第四條 常時贈付ノ供給ヲ受ケムトスル者ハ一定期間内ノ所要見込額ニ依リ贈付券ヲ拂込ミ食券ノ交付ヲ受ケルヘシ
 前項ニ依リ食券ノ交付ヲ受ケタル者臨時ニ贈付ヲ要セザルニ至リタルトキハ其ノ旨申出テ承認ヲ受ケルヘシ
 第五條 臨時贈付ノ供給ヲ受ケムトスル者ハ其ノ申込ト同時ニ贈付券

拂込ミ食券ノ交付ヲ受ケルヘシ
 第六條 食券ノ有効期間ハ臨時贈付ニ在リテハ之ヲ受ケタル當日限常時贈付ニ在リテハ第四條第一項ノ期間内トス
 第七條 常時贈付ノ食券ニシテ不要ニ歸シタルモノハ之ヲ返還シ賞該料金ノ拂戻ヲ受ケルコトヲ得但シ第四條第二項ノ承認ヲ受ケタルトキ又ハ其ノ承認ヲ受ケタル所定期間満了後二ヶ月ヲ超過シタルトキハ拂戻ヲ爲ササルコトアルヘシ

本規程ハ昭和六年九月十五日ヨリ之ヲ施行ス

(一一) 京都市兒童院處務規程

(昭和六年九月十四日 市調令甲第一八號)

第一條 本院ニ左ノ部ヲ置ク
 庶務部
 會計部
 會談部
 相談部
 助産部
 教化部
 調劑部
 第二條 各部ノ分掌スル事務ノ概目左ノ如シ
 庶務部
 一 公印ノ管守ニ關スル事項
 一 文書ノ收受、發送、簿書、編纂及保管ニ關スル事項
 一 受付ニ關スル事項
 一 妊娠婦ノ收容、牛乳供給其ノ他一般ノ手續ニ關スル事項
 一 使用料、手数料其ノ他減免手續ニ關スル事項

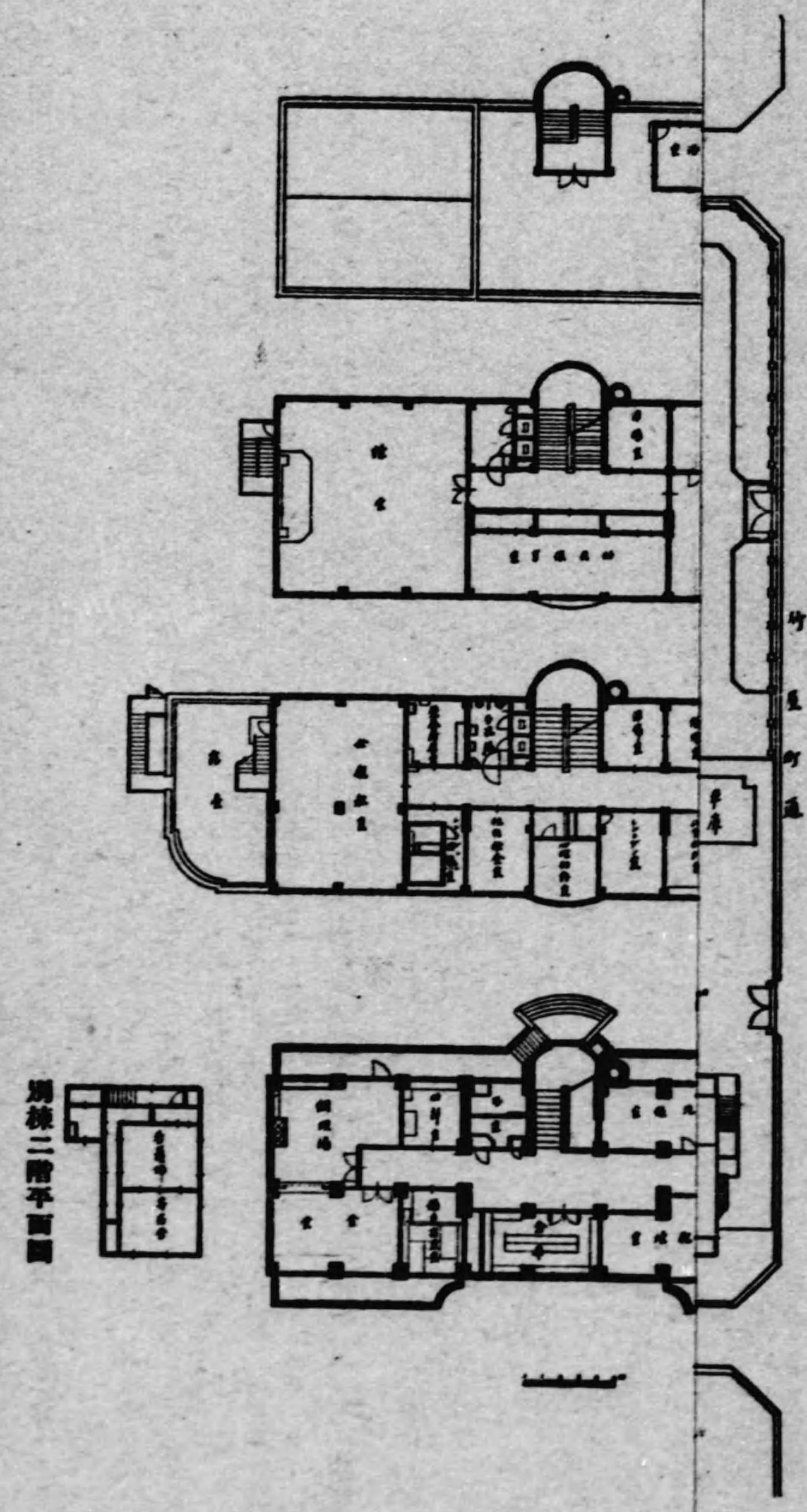
職員及傭人ノ進退、服務、給與並諸願其ノ他ニ關スル事項

日直、宿直ニ關スル事項
 醫務ニ關スル事項
 院内及遊園ノ取締並清掃ニ關スル事項
 自動車ノ管理ニ關スル事項
 贈付ノ供給ニ關スル事項
 豫算並決算ニ關スル事項
 其ノ他他ノ部ニ屬セザル事項
 會計部
 一 收入及支出ノ京議報告ニ關スル事項
 一 收入及支出書類ノ整理ニ關スル事項
 一 現金ノ取扱及保管ニ關スル事項
 一 金庫ノ開閉及鎖鑰ノ保管ニ關スル事項
 一 物品ノ出納、保管並整理ニ關スル事項
 一 職員及傭人ノ給料其ノ他給與ノ請求及仕譯ニ關スル事項
 一 電話ノ保管ニ關スル事項
 一 其ノ他出納及受拂ニ關スル事項
 庶務部
 一 妊娠婦ノ健康ニ關スル事項
 一 出産手當ニ關スル事項
 一 兒童ノ健康ニ關スル事項
 一 兒童ノ習癖矯正ニ關スル事項
 一 兒童ノ性徳検査ニ關スル事項
 一 兒童ノ教育並職業指導ニ關スル事項

- 一 身障弱兒童ノ保育ニ關スル事項
- 一 調乳ニ關スル事項
- 一 家庭訪問ニ關スル事項
- 一 助産部
 - 一 助産ニ關スル事項
 - 一 産婦及初生兒ノ診療ニ關スル事項
- 一 化部
 - 一 兒童身障ノ改善並健康促進ニ關スル事項
 - 一 勤勞少年ノ保護ニ關スル事項
 - 一 兒童虐待防止ニ關スル事項
 - 一 兒童ノ休養、娛樂、慰安ニ關スル事項
 - 一 母性及乳童ノ保護ノ爲メ社會教化ニ關スル事項
 - 一 要保護兒童ノ整理ニ關スル事項
 - 一 母性及兒童保護關係各種團體トノ聯合ニ關スル事項
 - 一 調査並編纂ニ關スル事項
- 一 調劑部
 - 一 調劑投藥ニ關スル事項
- 一 第三條 院長ハ院長專決事項ノ外左ノ事項ヲ專決ス但シ事ノ異例ニ屬シ又ハ重要ナル事項ハ此ノ限ニ在ラス
 - 一 産婦ノ收容及退院ニ關スル事項
 - 一 附添看護ニ關スル事項
- 一 第四條 院長ハ其ノ取扱事務ノ狀況ヲ左ノ區別ニヨリ市長ニ報告ス
 - 一 ヘシ其ノ様式ハ別ニ之ヲ定ム
 - 一 旬報
 - 一 翌旬二日以内

- 五六
- 一 一月報
 - 一 第五條 院長ハ院内ニ於ケル不時ノ事變又ハ重要ト認ムル事項ニ就テハ直ニ之ヲ市長ニ報告スヘシ
 - 一 第六條 院長ハ院内警備並ニ入院者避難ニ關スル施設ヲ盡ヘ毎月一回其ノ點檢ヲ行ヒ及時々演習ヲ實施シ職員ヲシテ當ニ其ノ使用ニ慣レシメ有時ノ場合適宜ナキヲ期スヘシ
 - 一 第七條 院長ハ休日及執務時間外ニ於ケル收容、診療其ノ他事務、遂行ニ支障ナキ職員ヲシテ勤務ニ服セシムヘシ
 - 一 第八條 調劑員ハ本院所屬醫師ノ處方ニ據ルニ非サレハ調劑投藥ヲ爲スコトヲ得ス
 - 一 第九條 職員ハ職務上知り得タル他人ノ秘密ヲ洩スヘカラス
 - 一 第十條 本院ニ於テ取扱フヘキ兒童ノ範圍ハ十八歳未満ノ者タルヘシ
 - 一 第十一條 相談、診療、投藥等ハ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外受付ノ順序ニ依ルヘシ
 - 一 第十二條 院長ハ輕易ナル事項ニテキ院名又ハ市長名ヲ以テ文書ノ往復ヲナスコトヲ得
 - 一 第十三條 診断書、檢案書、證明書及處方並ニハ其ノ取扱者ノ職氏名ヲ記シ市長之ヲ發行スヘシ
 - 一 第十四條 文書ノ整理ハ別表編纂項目ノ區別ニ依リ之ヲ處理スヘシ
 - 一 第十五條 前各條ニ定ムルモノノ外處務ニ關シテハ市役所處務規程ヲ準用ス
- 附則
本規程ハ昭和六年九月十五日ヨリ之ヲ施行ス別表時

京都市兒童院平面配置圖 (五頁参照)

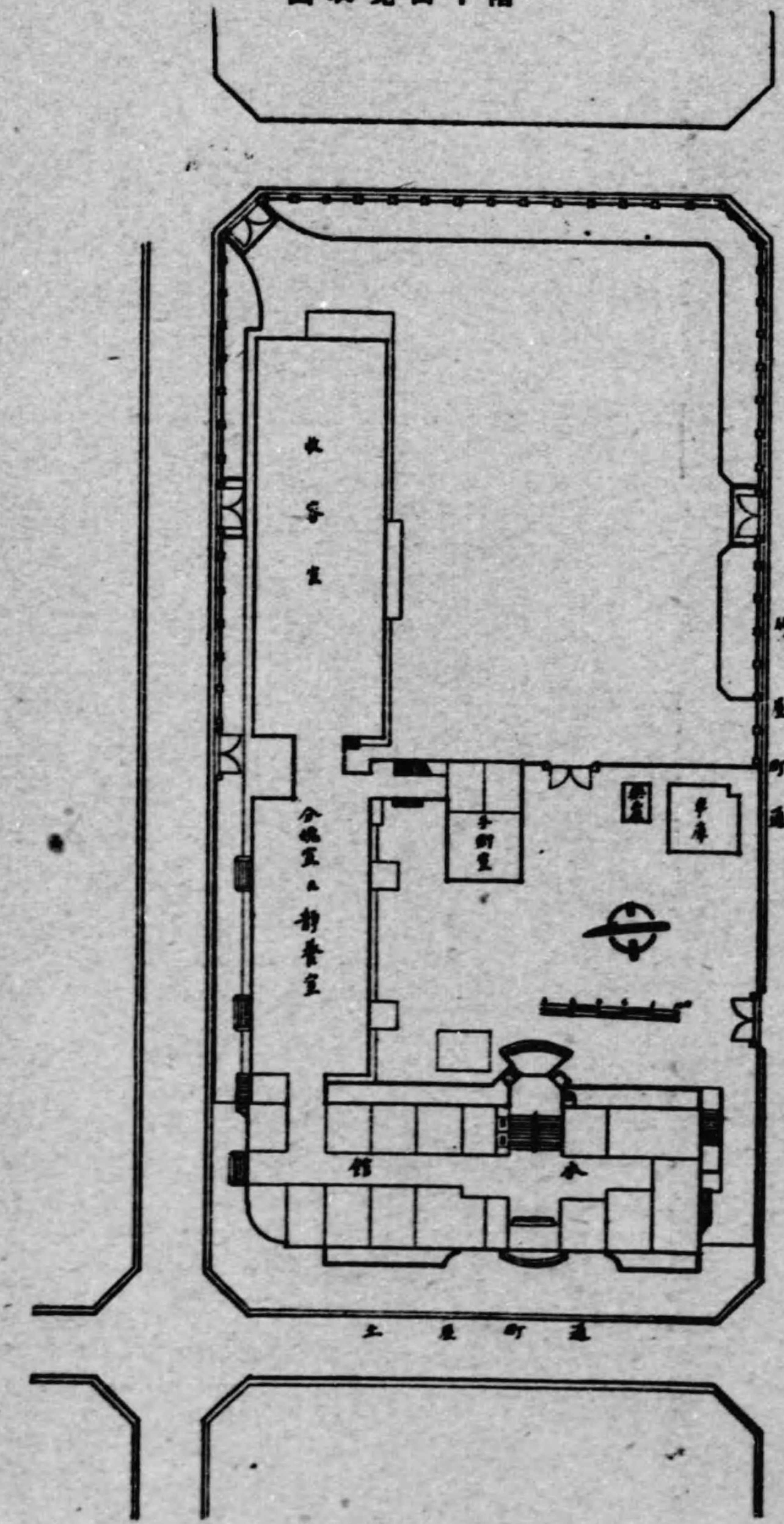


一 調劑投藥ニ關スル事項
 第三條 院長ハ麻長專決事項ノ外左ノ事項ヲ專決ス但シ事ノ異例ニ屬シ又ハ重要ナル事項ハ此ノ限ニ在ラス
 一 粧産婦ノ收容及退院ニ關スル事項
 一 附添看護ニ關スル事項
 第四條 院長ハ其ノ取扱事務ノ狀況ヲ左ノ區別ニヨリ市長ニ報告ス
 ヘシ其ノ様式ハ別ニ之ヲ定ム
 一旬 報 翌旬二日以内

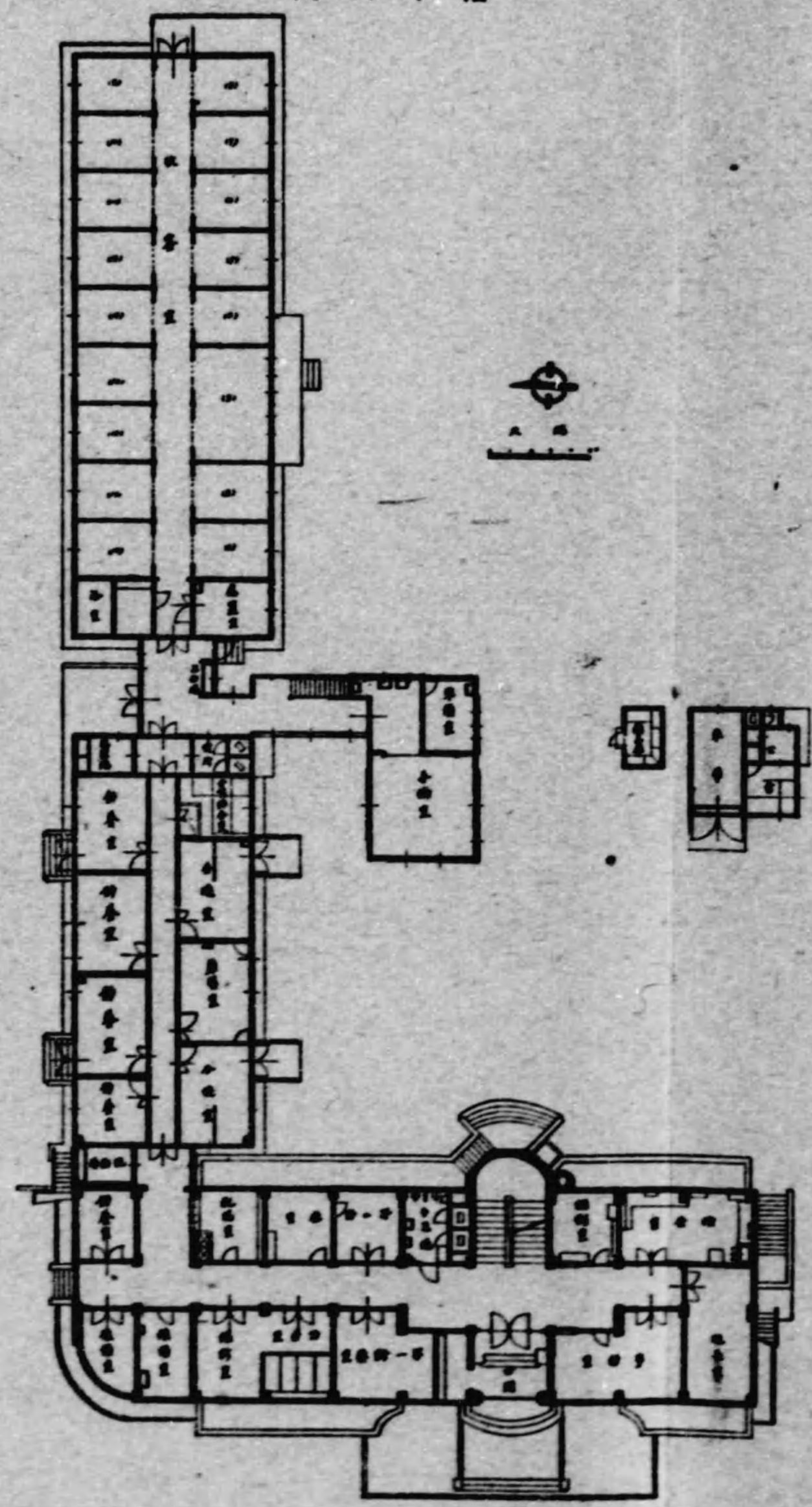
第十二條 院長ハ輕易ナル事項ニツキ院名又ハ市長名ヲ以テ文書ノ往復ヲナスコトヲ得
 第十三條 診斷書、檢案書、證明書及處方箋ニハ其ノ取扱者ノ職氏名ヲ記シ市長之ヲ發行スヘシ
 第十四條 文書ノ整理ハ別表編纂類目ノ區別ニ依リ之ヲ處理スヘシ
 第十五條 前各條ニ定ムルモノノ外處務ニ關シテハ市役所處務規程ヲ準用ス
 附 則
 本規程ハ昭和六年九月十五日ヨリ之ヲ施行ス別表略

京都市兒童院平面配置圖 (五頁参照)

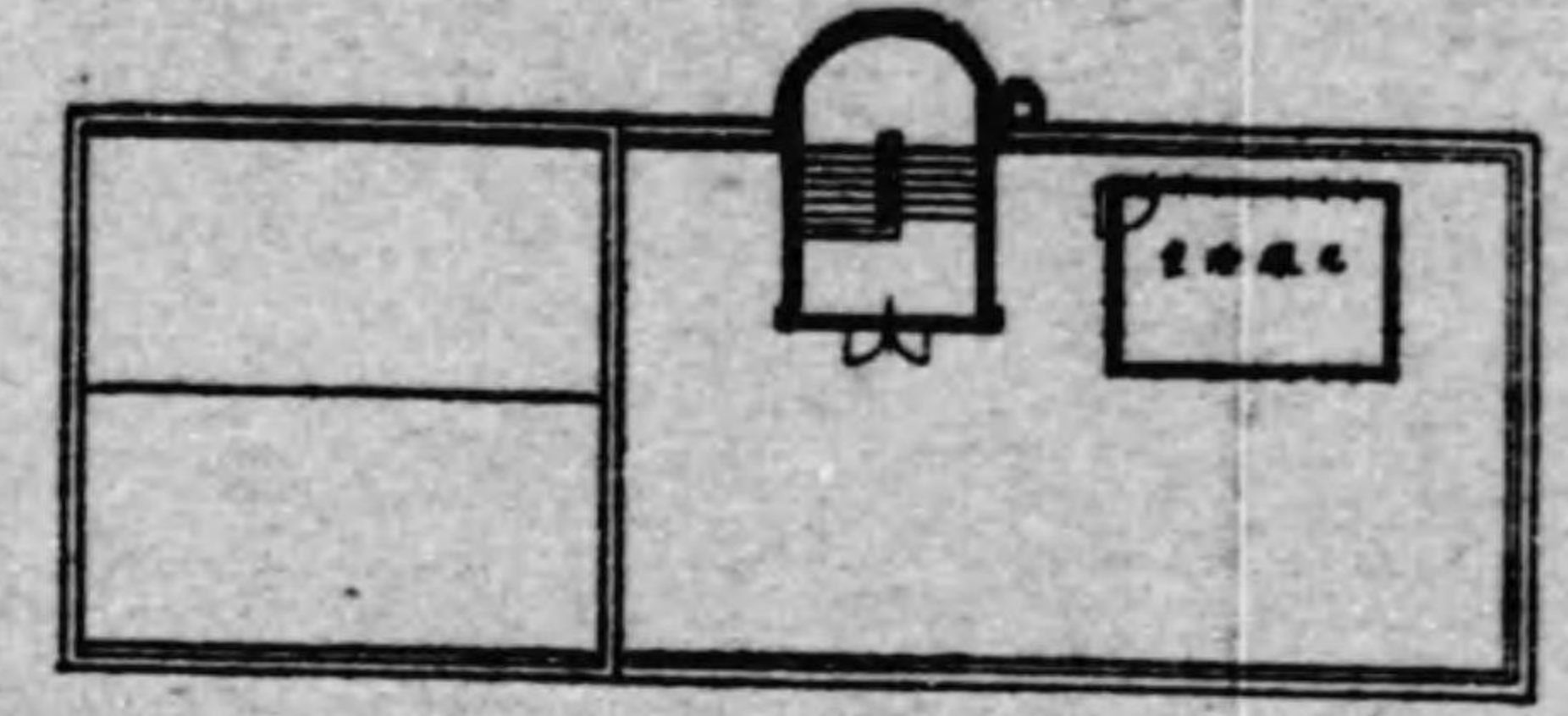
圖取見面平階一



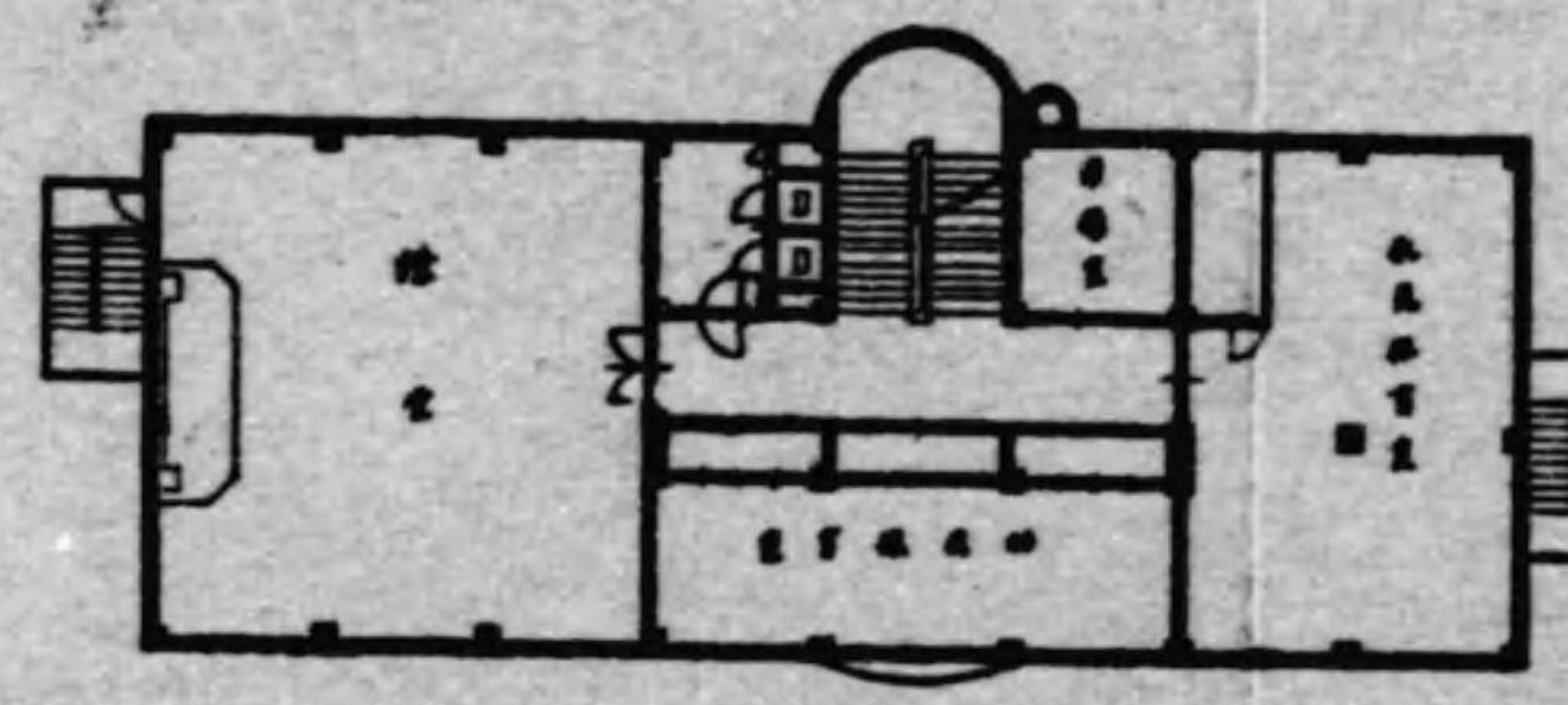
圖面平階一



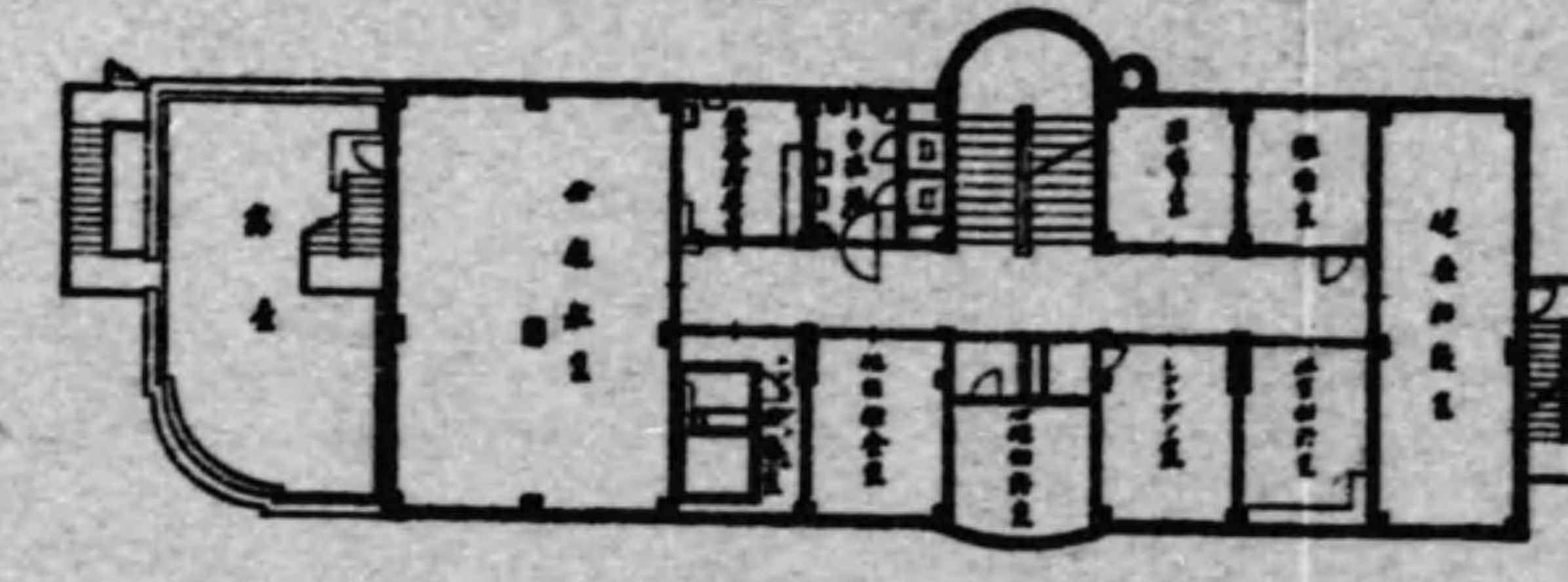
屋上平面圖



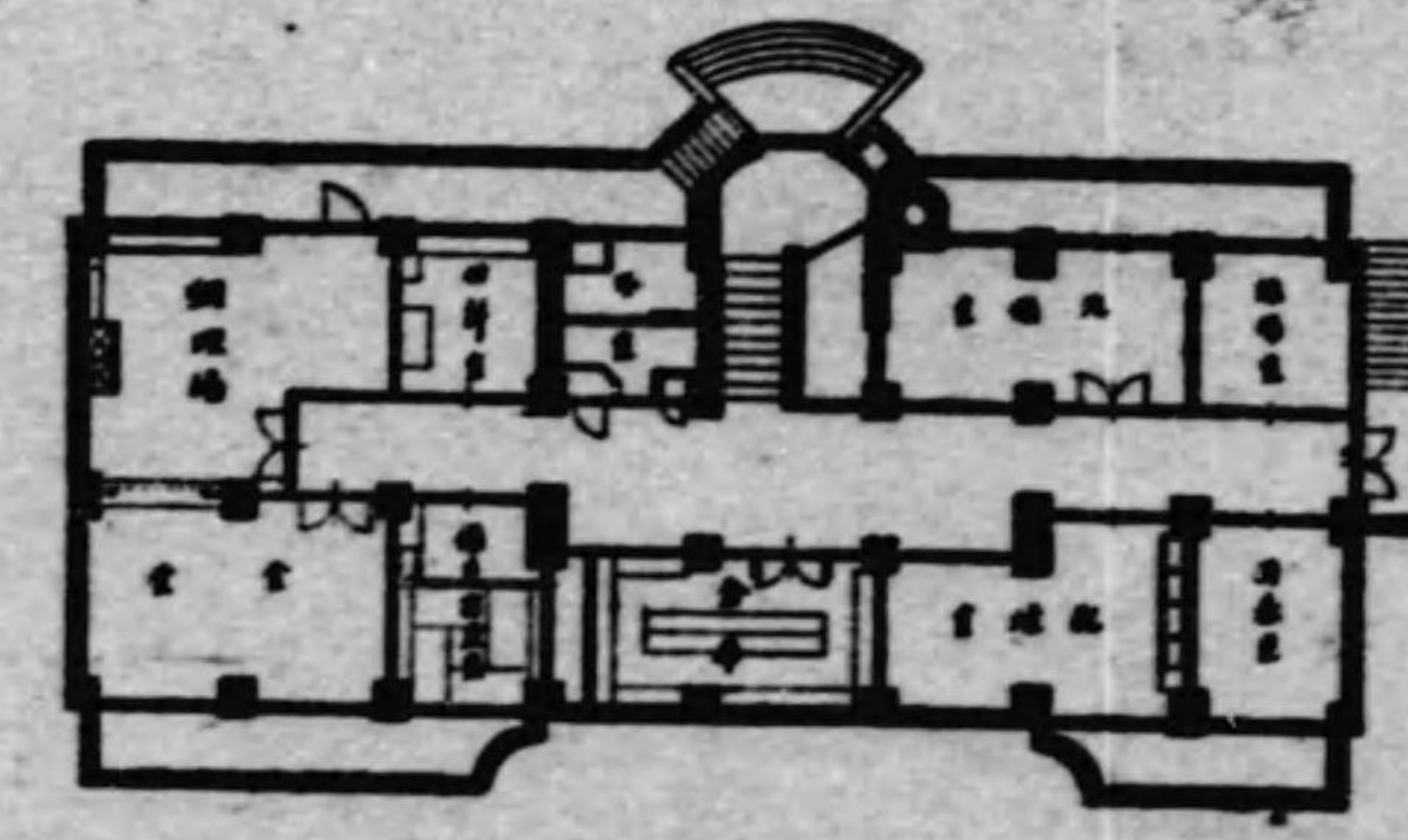
三階平面圖



二階平面圖



地階平面圖



別棟二階平面圖



附

錄

京都児童保健協會

本市内に於ては児童の保健保護施設は多数存在するが、これ等の連絡統制に當るべき適當なる機關なく、各自の立場から任意に經營せられ、活動の範圍、運營の方法等改善を要すべき點も尠くないので、これ等の缺陷を是正し、児童保護事業機關の連絡を計り、有機的活動を促進することは、其の機能増進上緊要であり、且つ輿論も亦此の趣向にあつたので、市社會課及び児童院の斡旋の下に、昭和十年同種事業をなしつつある團體により京都児童保健協會の結成を見た。同協會は、本市に於ける児童保健に關する事業並に施設の相互連絡を計り、其の適正なる發達を期するを其の目的とするもので、其の協會々則、加盟團體及び事業要綱は次の通りである。

京都児童保健協會々則

- 第一條 本會ハ京都児童保健協會ト稱シ事務所ヲ京都市役所社會部保護課内ニ置ク
- 第二條 本會ハ京都市ニ於ケル児童保健ニ關スル事業並ニ施設ノ相互連絡ヲ圖リ其ノ適正ナル發達ヲ期スルヲ以テ目的トス
- 第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スルタメ左ノ事項ヲ行フ
- 一、各事業並ニ施設ノ相互連絡
 - 一、児童保健事業ノ調査研究
 - 一、児童保健事業網ノ確立
 - 一、児童保健ニ關スル知識ノ啓發普及
 - 一、其他必要ナル事項
- 第四條 本會ハ児童ノ健康相談、醫療保護、其他保健ニ關係アル社會事業ヲ行フ團體ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第五條 本會ニ幹事若干名(内帶任幹事一名)ヲ置キ會務ヲ掌理ス但シ其ノ任期ヲ二ケ年トス

幹事へ参加團體ノ互選トシ常任幹事ハ幹事ノ互選トス
 第六條 本會各年度事業計畫、豫算、其ノ他重要事項ハ参加團體代表者會ノ決議ニヨリ之ヲ決定ス
 第七條 本會ノ經費ハ参加團體ノ負擔金、寄附金、補助金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ 以上

京都兒童保健協會要綱

- A 兒童健康相談ノ振興
 - イ 兒童健康相談事業ニ對スル一般市民ノ理解促進
 - ロ 現存施設ノ利用宣傳
 - ハ 事業資金ノ募集
- B 兒童保健ニ關スル知識ノ普及普及
 - イ 展覽會ノ開催
 - ロ 講演會講習會ノ開催
 - ハ パンフレット、リーフレットノ頒布
- C 相互連絡ノ強化
 - イ 定例集會、隔月一回
 - ロ 事業成績ノ交換
 - ハ 各施設ノ見學並ニ研究
 - ニ 其ノ他適當ナル連絡協議方法ノ研究並ニ之ガ具體化
- D 兒童健康相談所ノ設置獎勵
 - イ 現存事業施設ノ分布状況並ニ其ノ利用状況ノ検討

ロ 兒童健康相談所ノ設置ヲ必要トスル區域ノ決定
 ハ 右區域ニ相談所設置ノ勸奨
 ニ 相談所設置ノ計畫、許可手續、設備設計、器械器具ノ選定購入檢收ニ關スル相談指導
 E 貧困家庭へノ無料牛乳ノ供給
 イ 資金ノ募集
 ロ 各兒童健康相談所ニ於ケル牛乳無料供給
 尙牛乳を必要とする貧困家庭の乳兒に對し、無料を以て牛乳を供給すべき計畫を樹立し、これに充當すべき資金として、昭和十年五月上旬の兒童愛護週間を期し、廣く一般篤志家に同情袋を配布し寄附金を求め、一、五〇〇圓の資金を得たるを以て京都市牛乳小賣商組合の協力を受け、奉仕的廉價を以て牛乳の配給を受けることとし、本協會加盟兒童健康相談所に於て醫員の指導の下に、乳兒一人につき一日三合以内宛を無料を以て供給することとし、尙繼續中である。

京都兒童保健協會會員名簿 (昭和十五年十月現在) (順序不問)

名	稱	電 話	所 在 地
日本赤十字社	京都支部	西陣二九〇一 六八	上京區新町通下長者町下ル
京都府	社會事業協會	西陣六二六五	京都府廳社會課内
愛國婦人會	京都支部	上 一五四	左京區丸太町通川端
京都市	聯合婦人會	西陣五三〇〇	上京區紫野郷ノ上町
復 活 學 園			上京區紫野郷所田町七三

名稱	電話	所在地
大日本佛教慈善會財團	下 五八六	下京區堀川通花屋町下丸門前町
恩賜財團濟生會京都府病院社會部	西陣六〇六六	上京區樂院營林院町一五
平安德義會	上 二二三三	左京區岡崎最勝寺町
平安養育院	上 三〇九五	上京區鞍馬口通寺町東入
知恩院社會課	祇園三五三六	東山區林下町知恩院內
眞宗本願寺派本願寺社會部	下 二四〇	下京區堀川通本願寺執行所內
眞宗大谷派本願寺社會課	下 二〇四	下京區烏丸通大谷派宗務所內
京都市市民共濟會	上 三三〇〇	京都市社會部內
京都市齒科醫師會	壬生二〇〇八 西陣九六〇	上京區千本竹屋町東入
普及福音教會	上 五七五四	上京區竹屋町通智惠先院東入
吉祥院學區方面委員會 (呼出)下	二五九	左京區蓮慶院東町一〇
上島羽學區方面委員會 (呼出)下	四九〇	下京區吉祥院政所町吉祥院隣保館內
右京區方面聯合委員會	嵯峨 六五〇	下京區上島羽村山町一〇三上島羽隣保館內
左京區方面聯合委員會	上 六一〇〇	右京區梅津中村町長福寺內右京隣保館內
山階學區方面委員會	上 二〇二〇	左京區百萬遍左京方面會館內
		東山區山科西野大手先町山科吏員派出所內

六〇

製本控

672面	7號	年	月	日
京都市兒童院概況要昭和15年版				
京都市兒童院編				
1冊				

備考

昭和十六年四月發行

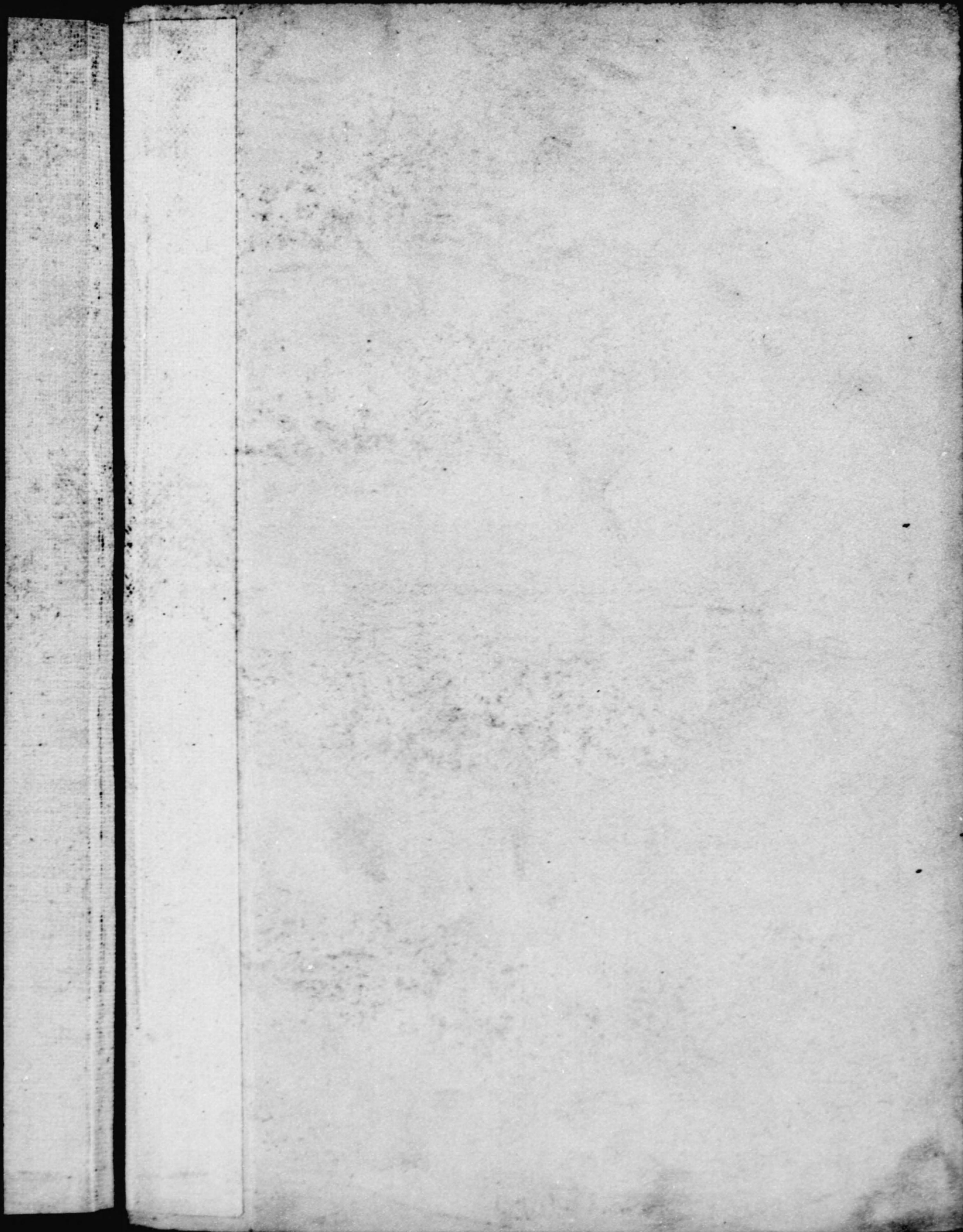
名	稱	電	話	所	在	地
大日本佛教慈善會財團		下	五八六	下京區堀川通花屋町下丸門前町		
恩賜財團濟生會京都府病院社會部		西陣六〇六六		上京區紫雲院靈林院町一五		
平安安養德義會		上	二二三	左京區岡崎最勝寺町		
平安安養德義會		上	三〇九五	上京區鞍馬口通寺町東入		
知恩院社會課		祇園三五三六		東山區林下町知恩院內		
眞宗本願寺派本願寺社會部		下	二四〇	下京區堀川通本願寺執行所內		
眞宗大谷派本願寺社會課		下	二〇四	下京區烏丸通大谷派宗務所內		
京都市市民共濟會		上	三三〇〇	京都市社會部內		
京都市齒科醫師會		壬生二〇〇八 西陣九六〇		上京區千本竹屋町東入 上京區竹屋町通智惠光院東入		
普及福音教會		上	五七五四	左京區蓮護院東町一〇		
吉祥院學區方面委員會	(呼出)下	二五九		下京區吉祥院政所町吉祥院隣保館內		
上島羽學區方面委員會	(呼出)下	四九〇		下京區上島羽村山町一〇三上島羽隣保館內		
右京區方面聯合委員會	饒峨	六五〇		右京區梅津中村町長福寺內右京隣保館內		
左京區方面聯合委員會	上	六一〇〇		左京區百萬遍左京方面會館內		
山階學區方面委員會	上	二〇二〇		東山區山科西野大手先町山科吏員派出所內		

京都府立中央卸賣市場
 發行所
 京都府立中央卸賣市場
 發行所

昭和十五年十一月二十日印刷
 昭和十五年十二月一日發行
 (非賣品)
 發行所 京都市上京區竹屋町通千本東入
 發行所 京都市市兒童院
 編輯人 京都市兒童院內
 印刷所 京都市中央卸賣市場甲二七號
 印刷所 中西印刷合名會社分工場
 印刷所 京都市中央卸賣市場甲二七號
 印刷人 中西勝太郎

672
7

672
7



672

7

市兒童院概要

同院編
昭和十六年版

67
7

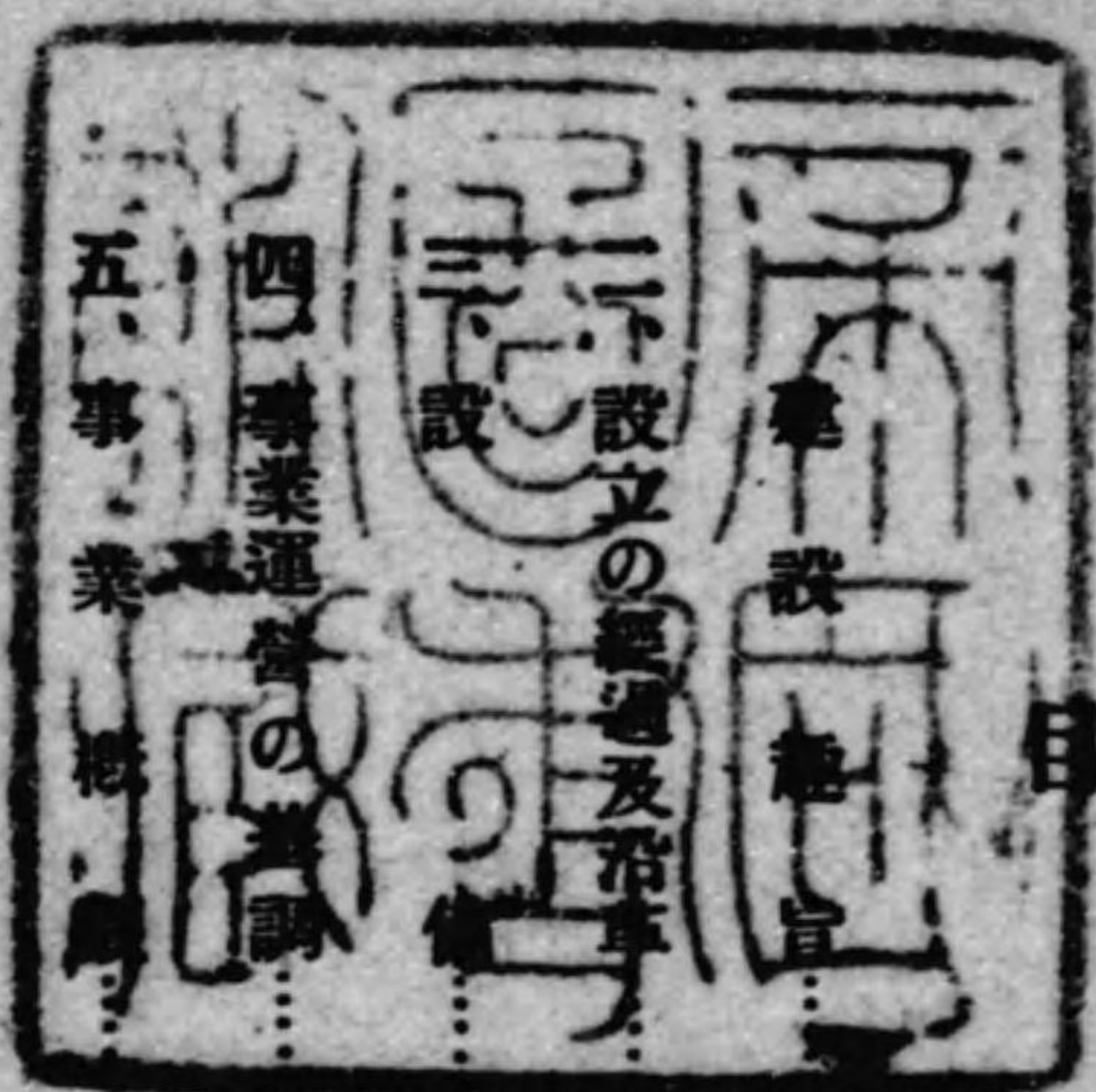
要概院童兒市都京

〔版年六十和昭〕



院童兒市都京

京都市兒童院概要 (昭和十六年版)



目次

一、設立の經過及沿革	一
二、施設	二
三、四、事業運営の概観	七
五、事業概観	一〇
六、職員及従業員	二七
七、經費	二五
八、事業成績	三八
例規	
京都市兒童院規則	四九



京都市兒童院助産條例……………四九

京都市兒童院助産條例施行細則……………五〇

京都市兒童院兒童養護條例……………五一

京都市兒童院兒童養護條例施行細則……………五二

京都市兒童院乳幼児保育條例……………五三

京都市兒童院乳幼児保育條例施行細則……………五三

京都市兒童院乳幼児保育規程……………五三

京都市兒童院牛乳供給規程……………五四

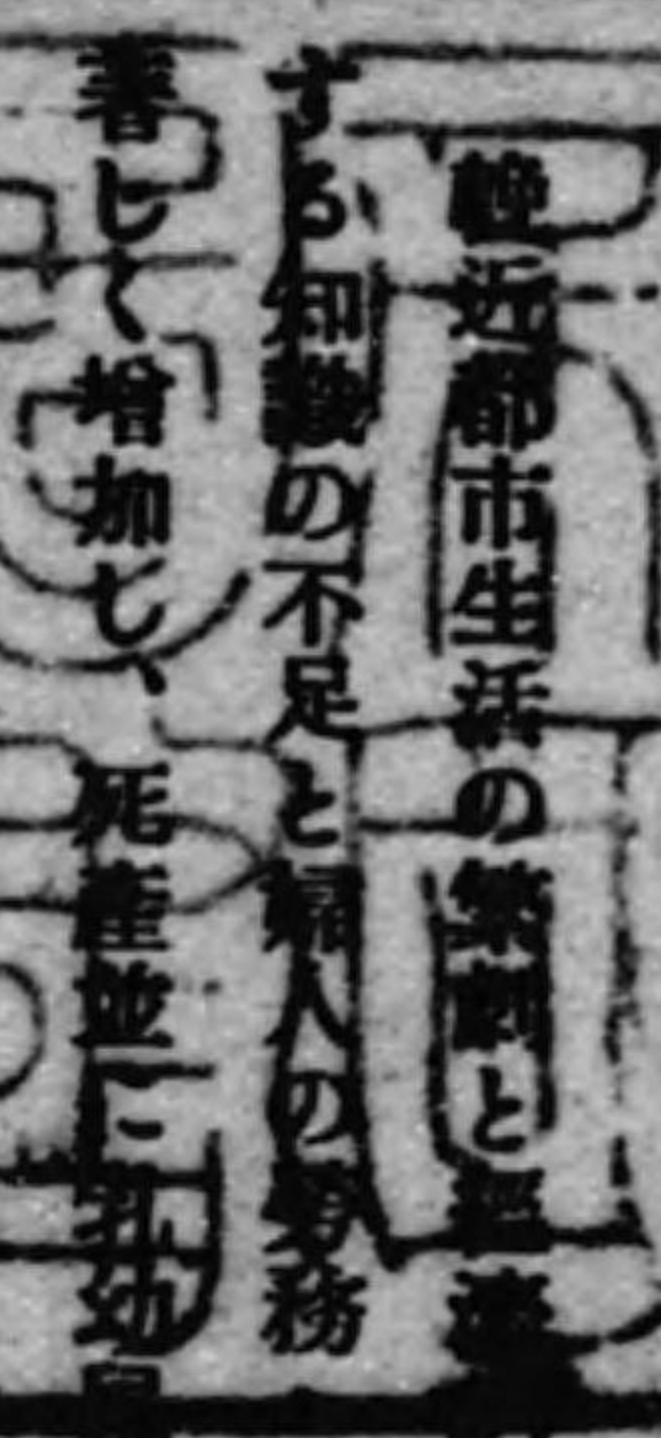
京都市兒童院附供給規程……………五四

京都市兒童院處務規程……………五五

京都市兒童院配置圖……………(折込)

京都市兒童院概要 (昭和拾六年版)

建設趣旨



最近都市生活の繁劇と經濟逼迫とは、兒童をして家庭の温き愛護と愉快とを受くるに由なきもの多きを加へ、育兒に關する知識の不足と婦人の勞務の進出とは、妊産婦の擁護、乳幼児の哺育及び養護に多大の障害を齎し、虛弱兒、異常兒は著しく増加し、死産並に乳幼児死亡の如きも驚くべき高率を示しつつあるのである。

更に學齡兒童、勤勞兒童に對する家庭の教養、社會の理解も亦その當を得ざるものあり、漸次不良性を誘發し、その禍根をして長からしむるもの多く、今や母性及び兒童の保護は緊急一日も忽にすべからざる重大問題となり來つたのである。

一面我が社會事業界は、一統して之れが對策に嚮心し、施設亦漸く盛大に向ひつつあるは眞に欣喜に堪へざるところであるが、而もその施設未だ不備は、その組織の根本を理解するものまた尠く、更にその指導精神に至つては、科學的、技術的基礎に薄く、その各施設事業相互の緊密なる連絡等にも甚だ缺くる所が多いのである。蓋し兒童保護事業の如きは實に醫學、心理學、教育學及び社會學並にそれ等の基礎に立つ技術の指示と援助なくしては到底その完全を期し得べきでない。

即ち茲に創設せんとするものは之等の事情を充分に考慮し、從來の事業成績に鑑みその長短を検討し、科學的の組織と活動とを以て綜合的施設を望み、有機的保護を企劃し、以て事業效果の最大量を期すると共に、我國に於ける新種社會事業組織化の機運に先鞭を付けんとしたものである。昭和の大禮を記念して兒童院を創設せんとするに當り、健全なる兒童は國家隆昌の基礎なるを思ひ、その好箇の事業たるを信するものである。

二、設立の経過及沿革

昭和三年御大典の當時 畏きあたりより我が京都市に對し社會事業基金拾五萬圓の御下賜あり、更に大禮奉祝會より本市社會事業資金の寄附を受けるに及び、本市に於てはこれ等の資金運用上最も適當なる社會事業施設として母性及び兒童保護機關設立を企劃し、本院の創設をなすに至つたものである。

本院の經費としては、前記の寄附金を以てその創設費に充て、御下賜金の利子及び市税を以てその經常費に當つることゝし、その事業内容としては母性及び兒童保護に關するあらゆる事業を包含せしめ、綜合組織と有機的作用によりその機能を十分に發揮せしむることゝなつた。

その建設については、昭和三年三月の通常市會に於て、大禮奉祝會寄附金を財源とし、創設費拾七萬八千五百圓の議決を経たるにより、敷地を上京區竹屋町千本東入主税町、大典記念博覽會跡五百餘坪に選定し、之れに鐵筋コンクリート三階建百十一坪餘の本館並に附屬建物を建築することゝなり、同年十二月建設認可を得たるにより、昭和五年十一月工事に着手せり。然るに本院の敷地五百餘坪にては建物の配置又は兒童遊園を特設する關係上狹隘を告ぐるに至つたので、同年十二月市會の議決を経て、大禮奉祝會の寄附金貳萬圓及び百哂學校資金貳萬圓を繰入れ隣地五百餘坪を買収し、尙設置の完全を期するため奉祝會より壹萬參千圓の指定寄附を得、昭和六年七月竣工を見、九月十五日漸く開院の運びに至つたものである。

これより先昭和六年四月一日京都市兒童院規則の公布實施あり、同日を以て院長、主事、醫員の任命あり、本廳社會課内に事務を開始したが、職員も逐次任命せられたので府共濟會の第二社會館を假用し、事務所の一部をこれに移轉し専ら開院準備の進捗を計つた。同年七月末に至り院内も畧々竣成したので、八月十三日これに移轉し、九月十日を以て土岐市長、續教育部長、鈴木社會課長、その他臨席の下に開院式を挙げ、同日及び翌十一日には市内各方面の名士、市篤志者、有功者、大禮奉祝會關係者等を招待して偏くその縦覧を乞ひ、更に十二日には市般市民に公開しその觀覽に供したが、幸に三日間を

672

7

通じ好晴に恵まれ、招待日には兩日を合せ一千五百名の來賓を迎へ、公開日には實に五千七百餘名の來觀者を算した。招待日及び公開日に來賓及び來觀者に、本院の「事業案内」及び數種の「パンフレット」を頒布して本院事業の宣傳に資する所があつた。茲に於て準備全くなり、同十四日を以て本院助産條例、同施行細則、牛乳供給規程、賄供給規程、處務規定等の公布實施を見たので、同十五日を以て事業を開始したのである。その後引續き、日光浴室、手術室及び藥品庫の建築に着手したが何れも昭和七年三月までに竣成した。

本院の利用者は、開院早々より豫想以上の多數に上り、漸次増加の趨勢を示し、當初の設備に於ては利用者の希望を滿たすことが出来なかつたので、昭和八年度に於ては、篤志者の寄附により一部の増築を行ひ、助産收容人員を増加し二十五名より三十五名となし、又兒童養護條例を定め、費用負擔の資力ある者よりは相談料、處置料、検査料、藥價等を徴收し、兒童健康相談の範圍を擴充し醫員一名を増加せり。尙昭和十年度には、調劑員一名、訪問婦二名、同十一年度には更に看護婦、雜仕婦各一名、同十二年度には助産部關係年俸醫員一名を増員、同十三年度に於ては、勤勞婦女子にして、幼稚園、託兒所等に於て保育の委託を受け得ざる満三歳以下の乳幼児の晝間保育の委託を受けて、勞働能力の増進に資することゝし十三年八月開始、囑託醫員一名、保姆三名、洗濯人、雜仕婦各一名の増員を行ひ、尙兒童健康相談關係醫員一名、看護婦二名の増員と、兒童健康相談關係及び心理相談關係囑託を夫々年俸醫員、年俸技師への昇格を行ひ、同十五年度に於ては、從來の囑託醫員三名を市醫員となし、訪問事業の強化のために訪問婦長を置き、事業費の擴充増加により、新に訪問婦養成事業と母親健康相談集とを開設し、尙母親讀本の第五編の編纂を行ひ、次いで同十六年度に於ては、心理相談事業強化のため囑託一名を技手への昇格を行ひ、全般的に事業の擴張整備を圖ることゝなつた。

尙本院は京都帝國大學文學部教授野上俊夫博士及び醫學部教授服部峻治郎博士、同三林隆吉博士、前醫學部教授松尾巖博士、同岡林秀一博士を夫々顧問に囑託し以てその完全を期する所である。

かくて本院はその開設以來順調なる發展を遂げ、市民の理解により利用者亦日を逐ふて増加するに至つたが、昭和七年七

月三十日には高松宮殿下、昭和十二年二月十四日には秩父宮殿下、同妃殿下、昭和十二年三月十三日には久邇宮恭仁子女王殿下の台臨あり、更に昭和十二年六月二十二日には長くも 皇太后陛下の行啓あり、重ね々々の光榮に浴したのである。本院の創設に要した経費は次の如くである。

一、創立費

一金貳拾參萬壹千五百圓

内

金貳拾壹萬五千五百圓

金貳萬圓

用途内譯 (概算)

金八萬圓

金拾壹萬貳千五百圓

金參千圓

金參萬壹千圓

金五千圓

大體奉祝會寄附金
市立百嘔學校(府へ移管に付)基金繰入

用地買収費

建築費

遊園設備費

器具器械設備費

諸費

一、増築費

一金壹萬圓 (昭和八年度) 建築及設備費 (下村元藏氏寄附)

用途内譯

金八千五百圓

金壹千五百圓

收容室建築費

同上 設備費

一金壹萬四千八百七拾圓 (昭和九年度) 建築及設備費

用途内譯

金壹萬壹千貳百九拾圓

金參千五百八拾圓

遊園室増築並模様替費

同上 設備費

三、設備

一、所在地 京都市上京區竹屋町通千本東入主税町九百十三番地ノ三三

一、敷地 面積 一、〇九三・四九坪 (内) 約五〇〇坪 兒童遊園地

一、建築物 面積 一、〇〇三・九一平方米(三〇三・〇七坪) 延 二、〇〇三・一六平方米(六〇五・三四坪)

本館 鐵筋混凝土建三階 (外に地階及屋上)

仕上

外部。色モルタル壁、腰「タイル」貼。

内部。天井、壁「プラスチック」壁、床、木床「リノリウム」敷又は「タイル」貼。

面積 延三六七・八九平方米(一一・二九坪) 延 一、三〇九・五六平方米(三九六・一四坪)

一階 院長室、事務室、検査室、調剤室、待合室、康診室、診察室、第二診察室、内診室、第二内診室、第一、第二診察室、準備室、配膳室、手洗所。

二階 保育相談室、健康相談室、光線浴室、兒童衛生教室、栄養指導室、母親教室、心理相談室、性検査室、レントゲン室、暗室、手洗所、露臺。

三階 講堂、幼兒保育室、乳兒保育室、保育準備室、手洗所。

地階 食堂、調理室、使丁室、浴室、洗濯室、乾燥室、消毒室、汽罐室、準備室、倉庫。

別棟 屋上 日光浴室(一九・四七平方米 五・八九坪)、露台。

別棟 木造石綿整茸平屋建

仕上 外壁。色「モルタル」塗、腰一人造石洗出塗。
内部。天井「ダイガーボード」張、腰一羽目板張、木床「リノリウム」敷。

面積 三〇一・〇〇平方米 (六〇・八・〇〇坪)

分鏡室、第二分鏡室、處置室、分娩待合室、妊産婦收容室、洗濯場、油シ揚、手洗所。

別棟 木造石綿整茸平屋建

仕上 外壁。色「モルタル」塗、腰一人造石洗出。
内部。天井紅屋板張、腰一羽目板張。木床「リノリウム」敷。

面積 三〇〇平方米 (九〇・二坪)

妊産婦收容室、處置室、浴室。

別棟 木造石綿整茸二階建

面積 建 四九・九〇平方米(一五・〇九坪) 延 一〇七・四八平方米(三二・五一坪)

一階 手術室、準備室、消毒室。 二階 助産婦、看護婦寄宿室。

其他 車庫 二九・一六平方米(八・七五坪) 藥品庫 六・〇〇平方米(一・八二坪)
渡廊下 三〇・五〇平方米(九・二三坪) 日光浴室 一九・四七平方米(五・八九坪)

一、諸設備

暖房設備 低壓蒸氣暖房とし地階汽暖室より低壓蒸氣を各室の放熱器に送り室内を適當の温度に上昇せしむ。

給湯設備 市上水道の供給を受け屋上水槽より地階汽暖室内温水器に給水し蒸氣にて適當に温め準備にて各室に給湯す。

消毒及乾燥設備 地階消毒室及乾燥室に蒸氣消毒器及乾燥設備を設く。

厨房設備 地階厨房内に蒸氣鍋、各種滅菌器、湯沸器等の器具を設置す。

配膳用「リフト」 地階厨房より一階配膳室に手動「リフト」を設備す。

防火設備 各階に水道直結消火栓を設備す。

汚水淨化設備 便所汚水は淨化槽に導き淨化處理の上公下水に排出せしむ。

ダストシュート 地階に塵芥取出口を置き各階に投入口を設備せり。

避雷設備 煙突上に避雷針一基を立て地中導線によりて完全に接地せり。

四、事業運営の基調

一、児童院は東都市に於ける母性及児童保護に關する社會事業機關である
母性及び児童保護事業は、其の領域甚だ廣範に渉り、其の内容亦複雑多岐であつて、其の全部が必ずしも社會事業の範圍に屬するものではないが、我が児童院に於ては、それが社會事業としての母性及び児童保護に關する限りに於ては、其の高般に渉り、常に積極的に、能動的に作用を行ひ、以て母性及び児童に對する社會的缺陷の交除に努むると共に、優良なる児童の成育と、健全なる市民的發達とに資せんとするものである。

二、児童院は母性及児童保護に關しては綜合有機的機能を有する一の組織體である
本院は母性及び児童保護に關しては綜合有機的組織を有し、從つて其の限りに於ては、其の如何なる部分にも非ずして其の全體である。其の領域に於ても、其の内容に於ても、全般に渉り全過程に及ぶ。或は直接其の事業執行に當るものあり、

或は間接に其の指導誘掖に携はるに過ぎざるものありと言へ、然も尙本院は常に綜合的組織を有し、有機的作用を發し一の完全なる組織體たるものである。

三、兒童院は本市に於ける母性及兒童保護事業との組織あり統制ある關係により其の全機能の完全なる發展を期するものである

本院はそれ自身の組織並に作用に於て綜合有機的性質を有するのみならず、更に其の事業領域に存在する個々の母性兒童保護事業並に施設との協働によつてこれを組織化し、各事業間に於ける相關連續の連繫を保持し、以て本市に於ける母性及び兒童保護事業の綜合有機的の構成と、それに基く統制あり組織ある全機能の完全なる發展を促進せんことを期するものである。

四、兒童院の對象とする兒童は東都市に於ける其の全部である

兒童保護の目的は、現實の獨立せる存在のみの保護を以て完了せらるゝものではない。未だ獨立の存在たらざる胎内よりの保護に始まりてこそ、眞に其の養護の完全は期せらるゝ所である。この意味に於て母性は必然に本院の對象である。更に乳兒、幼兒、學齡兒童等すべて本院の對象たるのみならず、本院に於ては、滿十八歳未滿の兒童をも其の對象たらしむるものである。學齡期を経過せる兒童と雖も、尙未だ旺盛なる發育の途上にあり、殊に斯かる兒童こそ漸く知識に覺め、感受性に富み、成人への重要な過渡期にあるものであつて、肉體的にも、精神的にも、最も保護、指導を必要とすべく、本院に於て敢て其の對象を、十八歳未滿の兒童に擴張した所以も、亦實に茲に存するのである。

五、兒童院の對象たる兒童はむしろ異常兒種病兒に非ざる者を以て其の主眼となすものである

都市に於ける兒童放任の罪漸く認識せられ、これに對する社會施設又幾多經營されつゝあるも、然かも尙或は醫務的に偏し、或は強制に過ぎ、若くは短期なるがために、其の效果充分ならざるの憾がある。本院に於ては茲に鑑み、特に兒童保護

の眞諦に立ち、單に罹病兒、異常兒そのものゝみを對象と限らず、寧ろ相談醫學の本領に基き、豫防的若くは未發期に於ける養護を以て、其の主眼となすものであつて、これ實に本院の眞面目たるのみならず亦其の特徴の一である。

六、一般市民も本院の對象である

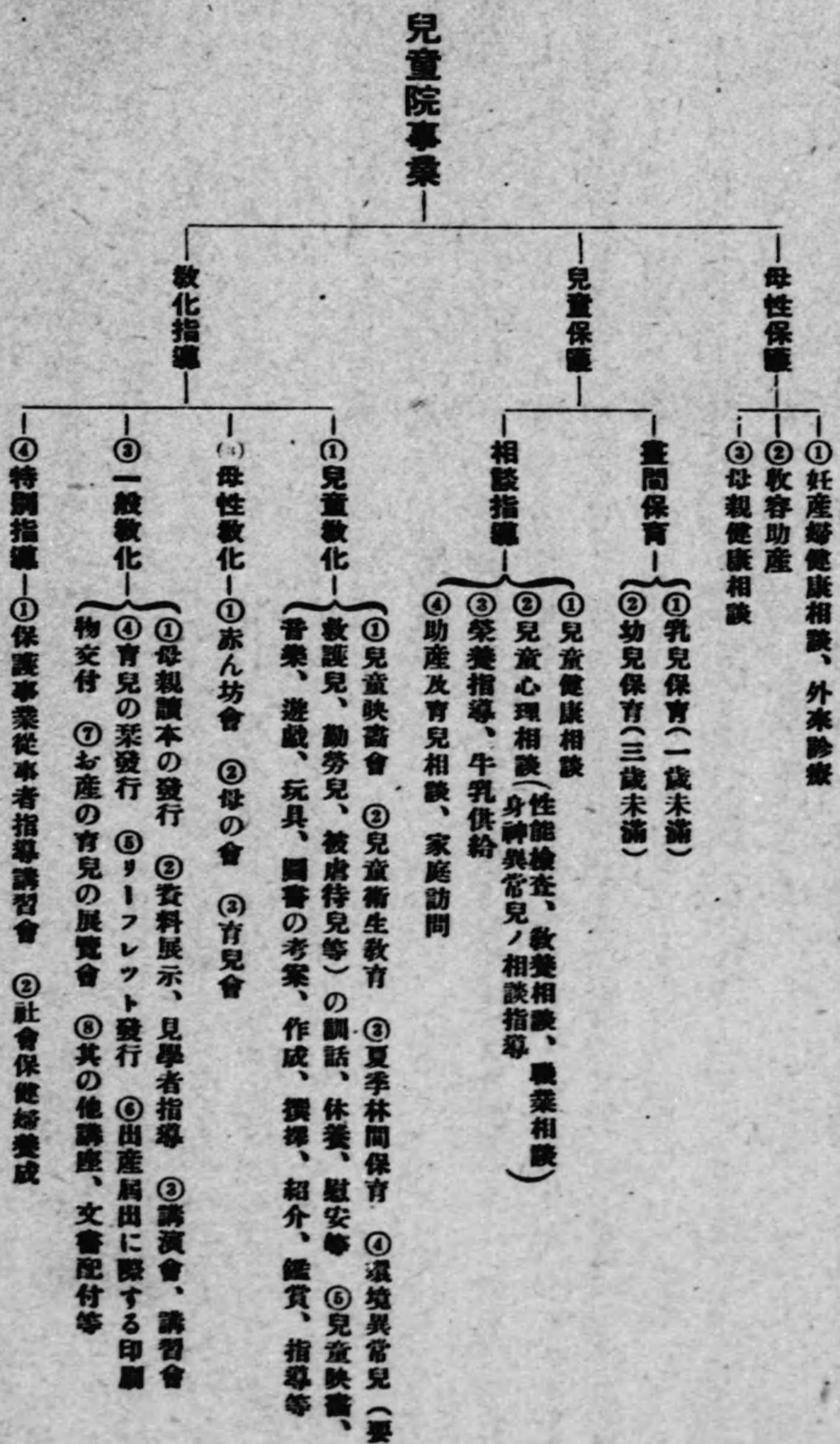
今日都會地に於ける兒童不遇の最大原因は寧ろ一般市民にありと言ふべきか。生活の逼迫と重壓とは、市民をして其の兒童を理解するの餘裕をなからしめ、偶々關心を有する者と雖も、その實際に於ては、單に感情に阻まれて、指導保護の途を擧る者が多い。兒童保護の徹底は、必然に一般市民をも亦對象たらしむるのみならず、殊に勤勞少年の庇護、兒童虐待の防止、育兒知識の普及等に於ては、寧ろ一般市民こそ先づ其の對象たるものである。更に異常疾病の豫防に關する相談事業への理解は、本院の特に市民に要求する最初のものである。

七、利用者の範圍は中産以下の市民である

本院は中産以下の市民を對象とした社會的施設であるから、利用者の範圍は大衆階級である。料金は徴收せざるを以て原則とし、費用負擔の資力のある者よりこれ徴收するといふのが料金に對する本來の態度である。だから本院の使用料、手数料、藥價、材料費、其他總て低廉であることは勿論であるが、尙少額收入者のためには、料金半減の途を設け其の負擔を軽減し、而も利用者の心情を損ぜざるやう留意してゐる。

中産以下と認むべき範圍につきましては、未だ確然たる標準を設けてゐないが、實際の取扱に於ては専ら利用者の道義心に訴へ、有産者の濫用を防止するやう留意されてゐる。

五、事業概観



一、母性保護事業

胎教と乳幼児保護の重要なことは、今更に多言を要せざる處であるが、殊に中産階級乃至それ以下の家庭に於ける、出産に關する保護と指導とは、特に最近其の重要性を加へ來つた處である。これ等の家庭に於ては、出産は其の生活を脅威するに足る重大事件たるのみならず、其の衛生、醫學等に關する知識の缺乏は、往々にして悲惨なる結果を招來し、社會的に見るも一つの重要な問題を提供してゐる。本院に於てはこれ等の點に鑑み、其の健康相談に與ると共に、出産に關する知識の普及を計り、更に出産のために、經濟上の脅威を受くる家庭に對しては、或は無料を以て、或は低廉なる費用を以て、

其の助産並に簡易診療を行ひ、經濟的負擔の軽減に資し、以て母性保護の完全を期せんとするものである。

尙母親の疾病が、乳幼児の健康に影響すること甚だ大なる場合がある。例へば、結核其の他の傳染性疾患や、授乳中の母親の脚氣等は、母親自らの疾病を治療せざれば、健全なる乳幼児を育成することは困難である。即ち本院に於ては、児童保護を第一目的として、母親の疾病の治療、健康の保持を目的とする母親健康相談を、昭和十五年六月より開設したのである。

(1) 妊産婦健康相談及外来診療

- 毎日(日曜及祭日を除く) 受付午前十一時迄
- 相談 及 診療料 三〇錢(三ヶ月有效)
- 治療 及 投薬料 附録規程参照
- 往診 及 出張助産を行はず



妊産婦健康相談及外来診療



乳 兒 保 育



牧 容 助 産

(イ) 乳幼児養育

社会生活の複雑化と、家庭婦女子の職業戦線への進出とは、子女の保育教化を著しく困難ならしめ、殊に中産以下の家庭に於ける場合、其の取扱は特に重要な社会問題を提起しつゝある處である。斯かるが故に今や各種の幼稚園、託児所等が興起して其の職分を完うしつゝあるのであるが、尙これ等の幼稚園、託児所等にも、年齢上の制限あり、其の子女が満三歳未満の場合等、技術的困難を伴ひ、今日に於ても充分なる解決を見ざるものがある。本院は茲に鑑みる處あり、此の技術的に最も困難とせらるゝ満三歳未満の哺乳を要する乳兒、匍匐時代の幼兒等を養育收容し以て労働婦女子の労働力の促進と、社会的兒童保護の責務の一端を遂行せんとして、昭和十三年八月よりこれを開始するに至つたものである。

(ロ) 收容助産

- 收容定員 四〇名
- 附 婦 人 特別の場合の外許さず
- 入 院 料 一日一人壹圓五〇錢 (食料及附添料を含む)
- 分 娩 料 一〇〇圓
- 其他の料金 附録規程参照

(ハ) 母親健康相談

○妊産婦健康相談に同じ

二、兒童保護事業

本院に於ける兒童保護事業は、大別して乳幼児養育、相談指導、となすことが出来る。

- 受託保育時間 午前七時より午後五時迄
- 費 格 満三歳以下にして異常なき乳幼児たること
- 定 員 乳兒(二歳未満) 一〇名 幼兒(三歳未満) 一〇名
- 保 育 料 乳兒 一日一人 一五錢 乳兒 一日一人 一二錢
- 休 日 第一及第三日曜及祭日、年始一月一日より一月三日まで

(ロ) 相談指導

1 兒童健康相談

本院の相談事業は、所謂相談醫學の本領に基き、未發豫防的、或は發生期に於ける健康状態への還元を期するものであつて、敢て對症治療的の相談を退くものではないが、然しかくも待望的でなく、更により積極的であり、發動的である。然して此の相談醫學の立場に對する市民の理解及び誘導の機關としては、兒童保護訪問婦を置き訪問的の活躍を期することにした。

- 毎日(但し日曜祭日を除く)受付午前十一時迄
- 相談料 三・〇錢(三ヶ月間有效)
- 原則として治療投薬を行はず
- 但し應念の必要ある場合に限り投薬(三日分以内)處置を加ふることあり
- 資力乏しく無料取扱の者に限り繼續治療をなす



兒 童 健 康 相 談



幼 兒 保 育

〔附〕

◎巡回健康相談——本院相談部に於ては、單に院内に於ける諸相談のみならず、更に院外に於ける取扱をもこれを重視し、託児所、隣保館等に於ける幼児及び其の所在地域に於ける乳幼児、児童等の健康相談にも積極的に関與して随時巡回相談を実施し、殊に昭和九年度よりは本市設各隣保館に於いて毎週一回乃至二回定期的の無料健康相談を開設したのであるが、昭和十二年度より隣保事業關係健康相談に専任の醫員を置くに及び、本院は間接にこれが指導を行ふに止むることとした。

◎體育運動醫事相談——近時國民體位向上の高潮せらるゝ折柄、児童の發育、健康状態との關係には又特に注意を要するものあり、本院に於てはこれに鑑みる處あり、昭和十一年六月より本市教育會と協力し、體育醫事相談を開設し、中等學校生徒並に學童についての體育運動の合理化を圖ることとなつたが、昭和十二年支那事變勃發と共に社會一般の情勢と醫員不足の關係より中止することとなつた。



虚弱児童検査診

◎學童保健相談——恢復の見込あるにも拘らず、無智のために不幸不具として一生を終るものある實情に鑑み、昭和十年十二月より本院は京都市兒童養護研究會と協力し、學童中運動機能に障礙あるものにつき整形外科の相談に應ずることとしたが、昭和十二年支那事變勃發と共に醫員の不足より中止することとなつた。

◎虚弱児童検査——都會生活の繁雜と環境の悪化とは、小學校兒童中に虚弱児童を愈々増加するに至り、社會的にも重大問題を提起しつゝある所であるが、本院もこれが對策として、前記兒童養護研究會と連絡協力し、昭和九年一月以降市内小學校虚弱児童の検査を行ひ、其の保護者と連絡して、手當を必要とするものには夫々



兒童心理相談

適當の處置を講じ、學童保健の維持向上に努め、又昭和十一年一月よりは市學務課の提案にかゝる耳鼻咽喉科、眼科、齒科、小兒科等の各専門醫學上からの全市虚弱兒童調査実施せらるゝに當り、これと協力し具體的改善指導に與ることとなつた。

2 兒童心理相談

無垢の兒童に對し環境、教育、慣習、其他時々刻々に反映する社會事情が及ぼす作用、或は健全なる常道を辿りつゝある兒童が、不完全なる邪道に逸せんとする原因、機會、經過等は、兒童の保護指導に當らんとする者の最も困難とする處である。本院に於ては特に此の點に考慮を加へ、兒童心理學專攻者をこれに充て、各種の性能検査器を利用し、以て其の優秀なる保護指導の遂行を行はんとするものである。

◎毎日(但し日曜祭日を除く)受付午後二時迄

◎相談料 無料

◎集團的申込に對しては出張テストを行ふことあり。

(A) 性能検査 「得手に帆をあげて自己の最も得意とし、長所とする處に研磨を加へ大成することは、社會的にも個人的にも最も希望せらるゝ處である斯かる意味に於て小學校より中學校へ、或は小學校より直ちに社會の職業へ就く人々には性能検査は最も意義ある處である。更に亦乳幼児に就ても斯かる性能検査によつて、其の子女の特徴なり、缺陷を知ることが、育兒上の緊要問題である。殊に劣等兒、低能兒等の教育問題については尙重要な意義を有する處である。

本院は小學校、幼稚園、或は特殊學級等と聯絡をとり、健康検査と共に適性検査も實施して、斯かる方面への兒童保護の完璧を期する所である。

(B) 職業相談

少年職業紹介は現在職業紹介所に於て取扱ひつゝあるが、未だ就職すべき境遇に在らざる兒童の將來

の職業のために、現在より児童の能力、特徴等を鑑識し、其の性格に適應せる職業選擇のための長所の助長を行ひ、性格訓練を興ふるは、個人的にも社會的にも甚だ重要なことである。

本院に於ては、就職に際しての適性検査に應ずるのみならず、前記の意味に於ける職業選擇に關する継続的の指導を行ひ、尙心理及び教育に關する相談と相關聯し、よりよき市民の成長を期し、更に就職後の保護指導、即ち所謂後期指導を行はんとするものである。

(C) 教育相談 社會機構漸く複雑となり、單なる高等教育が職業的に問題たらんとし、専門知識の獲得が最も強く要求せられつゝある時代に於て、何等の反省もなく、傳統的思想と感情とに支配されて、教育の方向を決定するが如きは最も危険なこと、言はねばならぬ。

本院に於ては特に心理検査と、各小學校との緊密なる連絡により其の將來の職業相談と相俟ち、兒童相談事業の完壁を期せんとするものである。

(D) 身神異常児の相談及保護 身神異常児に對しても、本院は其の全機能を以て其の改善矯正を計り、或は相談により、或は直接保護により、更に又必要に應じては適當に收容し、健康狀態の恢復と其の向上に努めんとするものである。

3 乳幼児及び兒童の營養指導、牛乳供給事業

乳兒の營養は天然營養、即ち母乳を以て育てるを最善なりとするも、四圍の事情によりては母乳を得ること能はず、人工營養に俟つべき場合も又決して少しとしない。而して人工的に、牛乳若くは其他の混合乳を以て哺育するは頗る困難にして、人工營養兒の死亡率の天然營養兒に比し數倍に及べる如きは、即ち母乳の效果及び人工營養の困難を立證せるものと云ふべきであらう。

本院は以上に鑑み、母乳營養に關し、其の母親に對し、理想的授乳法の宣傳教化に努め、尙一面には無智なる人工營養の恐るべきを説き、活りに母乳を廢止するの愚を悟らしめ、更に人工營養兒に關し最も適當なる營養品並に營養法を指

示して、廣く一般に普及せしめんことを期し、其の外又特に營養指導室を設けて、實際的に牛乳製品及び調理法等に關する研究を公開し、尙離乳方法、幼兒の食餌につきても實際の教化指導をなし、更に學童につきては學校、家庭の連繫を圖りたる施設の上に、其の食餌、營養價、並に虛弱なる兒童の營養につき極力指導の任に當らんとするものである。

次に、牛乳は母乳に代る重要な幼兒哺育物である。而かも牛乳それ自體に幾多の問題を含むと共に、其の配給問題及び牛乳調理法につきても相當の知識と經驗とを必要とする。

本院に於ては、牛乳の調理方法に關する知識の普及と、取扱方法に關する指導とを行ふ外、健康相談の結果必要とするものに限らず、個々の體質と成育狀態とを檢診し、或は牛乳に濃淡を附け、或は其の量に増減を施し、最も適應する牛乳の補給を行ひ、又貧困なる家庭の乳幼兒に對しては其の必要に應じ、無料にて調理供給をなすものである。

- 全乳、調理乳共 一合 五錢
- 配達はこれを行はず。

4 助産及び育兒相談、家庭訪問

都市の膨脹、發達に伴ふ都會生活に於ける環境の變化は、又育兒方法につきて當然これに順應すべき變化を見るべきであらう。然も今日の母性に對して、斯かる育兒知識の教化指導を行ふ機關は殆ど見るべきものがない。新聞に於けるホーム・セクション、婦人雜誌に於ける諸記事等は、其の一部の實を果しつゝありと云ふことが出来るであらうが、これ等は餘りに一般的過ぎて、個人的に具體的たるを得ない餘がある。まして姑、近隣女性の教導の如きは、餘りに尠き經驗で



給乳牛・指導營養



同訪庭家・談相兒育及産助

あり、場合によつては迷信による怖るべき結果も包含せらるゝ場合なしとしない。斯かる意味に於て、現在環境と社會生活上に適應すべき正しき育兒法の指導は、今日最も缺如せるものであり、且つ最も重要なものである。

本院は茲に鑑み、本院來院者に對しては、あらゆる機会を捉へ、母性への育兒知識の普及向上に努めつゝある處である。が、單に斯かる院内に於ける指導のみに満足せず、更に各家庭へまでの進出を目標として、家庭訪問婦四名を置き、本院に於て出産せる家庭、並に積極的に、申込ありたる家庭に出張往訪し、助産、育兒に關する家庭に於ける衛生、保健、看護、心理等の諸指導及び相談に應じつゝある處である。

尙昭和十一年度に於ては、訪問婦二名を養正隣保館區域に特定繼續訪問せしめて、其の衛生思想の普及徹底に力を致し、豫想外の好成績を収めることが出来た。○家庭訪問は無料取扱である。

三、一般教化事業

本院に於ける一般教化事業は、母性及び兒童保護のために社會一般の教化指導と、本院の特殊性に基く一般市民の理解促進のための教化、換言すれば、本院の事業に對する教化と、更に本院の特殊なる事業遂行に際しての従業者の教化との三者に分つことを得るであらう。而して又、本市に於ける母性及び兒童保護事業の統制ある組織化のためには、各事業従業者の理解と協働とを必要とする處である。

これ等の一般的教化のためには、本院は其の總ての機會と、あらゆる機關とを利用して其の徹底を期する外、母性及び兒

童保護のためには、母性講座、育兒展覽會等を開設し、本院事業殊に兒童保護事業關係者の理解促進のためには、毎年教回に涉る協議會、講習會等を開き、母性及び兒童保護事業關係の社會事業團體との間には絶えざる交渉と其の協働とを乞ひ、以て本院、延いては本市に於ける母性及び兒童保護事業の徹底的完成を期せんとするものである。

(一) 兒童教化

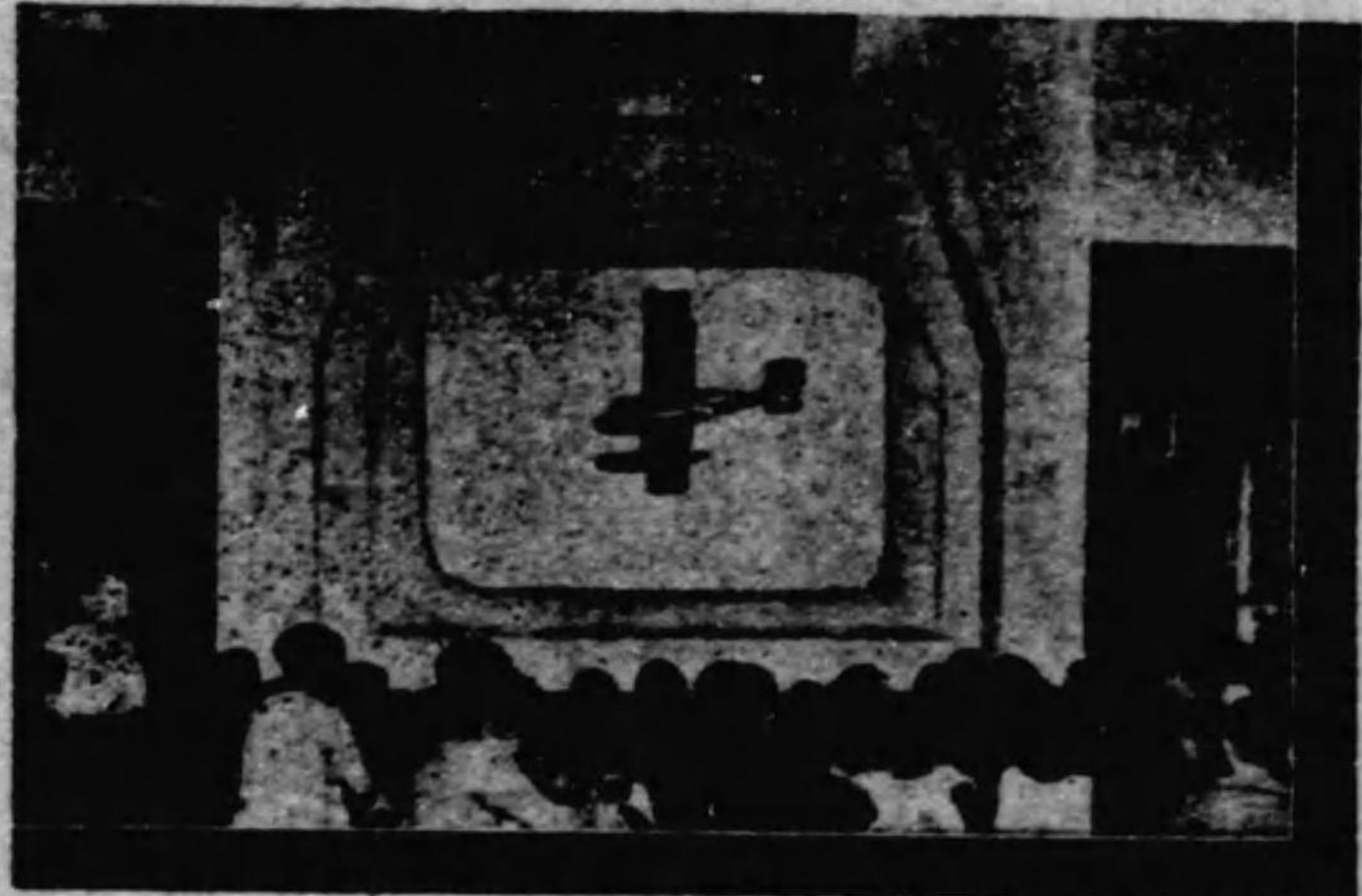
兒童の一般的教育機關としては、幼稚園、小學校等を挙げ得る處であるが、兒童の最も欲求して止まざる娛樂的教化に關しては甚だ缺くる處あり、市井に於ける一般民衆と共に其の娛樂を求めしむることの弊害は、既に充分に痛感せられつゝある處である。更に又、環境的に異常状態にある要救護兒、勤勞兒、被虐待兒等に對する社會的關心も餘りに薄弱であつて、今日では尙殆ど放任の状態である。本院に於ては、一般兒童に對して兒童映畫、音楽、遊戯、玩具圖書の考案、作製、

選擇紹介、鑑賞、指導等の各種の事業を行ひ、環境異常兒に對しては其の調化、休養、慰安等の各種事業を行ひ、又兒童の日常生活を衛生的ならしむるための教育、即ち衛生に關する知識並に習慣の養成に努め、以て兒童のためによりよき教化指導をなさんとするものである。

今左に、特に主なるものゝみを挙げれば次の如くである。

1 兒童映畫會

昭和九年十月より凡そ月一回(盛夏を除く)子供のためになる映畫を上映し、娛樂と教化とを兼ねた映畫會を開催する所である。尙本院に於て衛生教育に關聯する映畫を作製し、同時に上映して其の教化に資しつゝある。



會畫映童兒

2 兒童衛生教育

平素より幼兒に對して衛生上の知識を與ふる目的を以て、或は童話の形式により、或は手技、唱歌、圖書等により、更に又、映畫、紙芝居、劇等を用ひて兒童の常時訓練を行ひつゝある所である。

3 子供の會

兒童を「強く、正しく、愛らしく」教養する目的を以て隨時に子供の會を開き、家庭と連絡して童話、手技、唱歌、遊戯、映畫、紙芝居等を行ひ、又郊外保育を行つて其の體力の向上、衛生知識の啓發に努めてゐる所である。

4 夏季林間保育

虛弱兒童に對する榮養並に衛生思想の涵養のために、夏季三週間内外林間に收容し、尙養食の給與を行ひ、偏食の矯正、間食の統制等による體位の向上、改善に資せる所であるが、其の概略を記せば次の通りである。

(一) 参加資格

市内國民學校兒童中身體虛弱なる者(榮養、發育共に丙なる者又はその何れか丙なる者)につき、更に健康診査を行ひ、特別なる保護を必要とする兒童に限る。

(二) 開設期間

國民學校暑中休暇第一日より約二十日間

(三) 場 所

御室仁和寺境内五重塔東側廣場

(四) 施設及規模

主任醫員一名、看護婦一名(外に本院醫員、看護婦、訪問婦、榮養係等毎日出張協力)
教 室 林間天幕敷ケ所
午 睡 室 仁和寺集會室(星敷)



兒童衛生教育

查 食 場	御室國民學校教室
(五) 日 課	
午前八時半	集合、朝禮、検温、検診
〃 十 時	學習及衛生教育
〃 十時半	おやつ(牛乳及菓子)
〃 十一時	遊戯又は衛生教育
〃 十一時半	食前衛生教練
正 午	查 食(給食)
午後零時半	食後衛生教練
〃 一 時	午 睡
〃 二 時	體操遊戯
〃 三 時	お話、自由遊戯
〃 三時半	おやつ(果物其他)
〃 四 時	歸 宅

夏季林間保育 ①



- (六) 給 食
毎日本院榮養係の指導の許に特別献立を行ひ、榮養食を給與し、兒童の食餌の好惡攝取分量等不斷の注意を拂ひ、給食の効果を最大ならしむるに努む。
- (七) 衛生教練
鳴み方教練、齒刷牙教練、乾布摩擦及び冷水摩擦教練等の衛生教練を行ふ。
- (八) 其 他
隨時體重の測定並に榮養狀態の觀察を行ひ、尙御陵神社佛團の参拜等を爲す



夏季林間保育 ②



夏季林間保育 ③

然して收容人員は大體一〇〇名前後を以てこれを行ふこととし、尙最近はこれを逐次増加して一七〇名程に増員するに至つた。

この外、昭和八年度以降毎年、本市設隣保館の全託児に對し、市民共済會と協力し、各所神社、寺院等の境内を利用して林間保養所の開設を實施したが、支那事變勃發と共に、之を中止した。

(附) 勤勞少年慰安會

職業紹介所との連絡により小學校卒業後就職せる勤勞少年を招待し、社會生活に於ける心組、其の注意等と共に関し、各種娛樂によりて慰安し、教化と休養とを與ふることとし、例年多數の出席者を見たのであるが、昭和十年以降都合によりこれを中止するに至つた。

(口) 母性教化

本院來訪に際しての各種母性教化に就ては、本院の全能力をあげ、あらゆる機会を捕捉してこれを實行しつゝある所であるが、尙單に本院の機會のみを以ては其の充分なるを期すること能はず、即ち次の如き各種の事業によりて母性教育の徹底を期せる所である。

1 赤ン坊會

本院に於て出生せる赤ン坊の哺育指導を行ふ目的を以て、出産後六ヶ月目の母子を、毎月第三土曜日に招待し「赤ン坊會」を開き、健康状態、哺育の實際を聞き、個別的に發育測定や健康審査を行ひ、育児上の指導をなし、更に一堂に集めて一般の注意を與へ、参考品を展示し、印刷物を配布し、又隨時映畫等によりて育児上



母の會

の知識の啓發に努めてゐる。(本會は初め二、三ヶ月毎に開會したが、本院分娩者の増加するに伴ひ、昭和八年十一月以後は毎月これを開催し、當初は三ヶ月前の出生者を招待したが後昭和十一年度より六ヶ月目の赤ン坊を招待することに改めた。併し、近時非常體制下、嬰兒の育成には國策見地上、可及的速かに指導を差し伸ぶる必要があり、昭和十六年度に於ては二ヶ月前の出生者を招待することとした。)

2 母の會

本院に於てお産の手當を受け、又は兒童健康相談、心理相談等本院利用者中特に乳幼児の育児に関心を有せらるゝ母親を募り、母性に必要なる妊産育兒上の事項を指導すべき機關として昭和七年七月、兒童院「母の會」を組織し、或は定期的(次項参照)に、或は随時に例會、總會等を開くこととした。尙昭和九年度よりは「慈育の葉」なる機關紙を發行して尙一層會員の指導に努めてゐる所である。

- 創設 昭和七年七月
- 會長 兒童院長
- 幹事 若干名
- 母親讀本 第一編、第二編、第三編、第五編發行 (入會に對し一部宛無料贈呈)
- 慈育の葉 年一回發行、會員無料配布
- 入會金 五〇錢(會員券三ヶ年間有效)
- 總會 年一回、植物園、動物園、本院等に於て開催
- 例會 育兒會(次項参照)
- 臨時總會 隨時開催



育兒會

3 育 兒 會

開院當初はこれを母の會と稱し、毎週一回有志來會者のために、院長其他より育兒上の講話を爲し、又各自の經驗談を聞き、これに就きて指導を行ひ、又毎月一回離乳期に於ける食餌の調理法、赤ん坊の沐浴法、小兒服の作り方等に關する指導を行ひ、毎回多數母親に利用されてゐたが、前記の「母の會」の創立と共にこれを「育兒會」と改稱し、爾來毎週二回午後一時より、水曜日には一年未滿の乳兒のために、金曜日にはそれ以上の兒童のために健康診斷並に育兒相談を行ひ、母性教育の實際的指導を行つてゐる。

(ハ) 一般 教 化

一般社會人の母性及び兒童保護事業への關心を昂むるためには、本院は左の如き事業を行つて、其の普及徹底を期せる所である。

1 「母親讀本」の發行

第一編「正しき育兒法」、第二編「榮養の知識」、第三編「子供の躾け方」、第五編「お母さんになるまで」を本院に於て編纂し、母の會名によつてこれを發行、必要なる關係方面にはこれを無料配布し、或は實費によりて頒布し、以て一般人の啓蒙に努力してゐる。

2 資料展示、見學者の指導

院内隨所に助産、育兒、榮養等に關する各種資料を展示して一般外來者及び見學來院者等の参考に資してゐる。本院見學者は頗る多數に昇り、殊に市内婦人會、女子青年團、女學校等の團體見學あり、更に方面委員會等に加へて近時は町内會隣組の有志者の見學又相踵ぎ、他地方よりの見學者をも加へ、これ等に對し一々案内、本院事業の特質、實情、利用上の注意等丁寧に説示し、講演を希望せらるゝ向きには又其の希望に應じ、進んで育兒衛生上の指導を試み、一般教化の最

良の機會としてこれを利用しつゝあるのである。

3 講 習、講 話

一般教化のためにする講習、講話は、國民學校、幼稚園、託兒所、保育園等の兒童保護者、婦人會、女子青年團等の會員に對し、隨時、隨所に於てこれを行ひ、又本院内に於ては、或は母の會主催により、或は院自らの計畫の下に榮養講習會、性教育講習會、異常兒教育講習會等を始め、健康、心理、榮養、助産等各方面に涉る各種の重要問題を捉へて夫々の機會に、夫々適當なる講習會、或は講演會を開催せる所である。

4 「慈育の環」の發行

年四回助産、育兒等に關する四季夫々の記事を滿載し、母の會々員を初め關係各方面に無料配布して指導、教化を行ふ所である。

5 「パンフレット」、「リーフレット」類の發行

就職少年のために國民職業指導所と協力して、職業指導讀本「職業を選ぶには」を發行し、又「劣等兒、低能兒教育調査」を發表して其の方面の参考に資し、其の他リーフレット七十餘種を作製、夫々必要なる方面へ配布して知識の普及に努めてゐる。

6 出生届出に對する印刷物交付

「お産後の御家庭へ」といふ印刷物を作製し、各區役所と連絡をとり、出生届出受付に際して其の家庭へ各一葉宛交付方を依頼して、産後の心得及び新生兒の取扱方に對する智識の普及を計つてゐる。

7 お産と育兒の展覽會

院内に、常時に陳列せる妊産、育兒、衛生に關する實物、模型、標本、繪畫、



お産と育兒の展覽會

圖表、その他参考資料は、又別個本院内京都兒童保健協會と協力して設備せる常設巡回展覽會資料と共に、各種母の會、幼稚園、託兒所、社會事業施設、其の他の需めに應じて出張展覽會を催し、又百貨店、其の他の展覽會等にも出陳して社會一般人に對し育兒智識の普及を計れる所である。

(二) 特別指導

1 保護事業従事者指導講習會

兒童保護事業の完璧を期せんがためには、斯種事業に従事する職員の新事業殊に保健衛生方面に對する知識の特に豊富なるを要するにも拘らず、動もすれば其の方面の知識の徹底を缺く虞なしとせず、即ち本院に於ては此の方面の活動を期し、茲に兒童保護事業従事者指導講習會の名の下に、小學校職員、幼稚園、託兒所等の保婦を集め、心理、衛生、保育、異常兒教育、宗教、保健等に關する各種の講習會を開催してゐる所である。

2 社會保健婦養成

母親に對する育兒知識の指導啓蒙には、各家庭につき直接これを誘導することが最も效果的且つ實際的方途なるを以て、本院に於ては社會的要求の存する處に鑑み、斯の種の任務に携はるべき社會保健婦の養成の特に急務なるを慮り、昭和十五年度に於て新規事業として、左記要項に依る社會保健婦の養成事業を開始し、以て社會の需要に應じ育兒智識の徹底的指導に資してゐる。

○養成期間 六ヶ月

○新學期 四月及十月

○養成人員 十五名

果然、本事業の時局的重要性は社會の注意を喚起し、本講習終了生の各社會施設に於ける需要を昇めて、その殆ど全員の就職の決定を見た。現在夫々戦時下保健指導の重要ポストに在つて活躍を見つゝある。尙昭和十六年度に至りて保健婦の地位の必要性は厚生省に於ける保健婦規則の制定公布を見るに至りたるため、本養成事業も之に對處して、根本的に計畫の樹立を改め、規模を新にして一層の成果を收めんことを期し、その事業を開始せんとす。

六、職員及従業員

本院の職員及び従業員は左の如くである。

院長	1名	主事	1名	醫師	4名	技師	1名	書記	2名	調劑員	2名	技手	1名	助産婦長	1名	訪問婦長	1名	囑託	3名	雇員	4名	保婦	3名
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	----	----	----	------	----	------	----	----	----	----	----	----	----

助産婦	4名	看護婦	1名	訪問婦	3名	守衛	1名	機關手	1名	火夫	1名	洗濯人	2名	炊事夫	2名	使丁	2名	給仕	2名	雜仕	1名	計	68名
-----	----	-----	----	-----	----	----	----	-----	----	----	----	-----	----	-----	----	----	----	----	----	----	----	---	-----

【備考】外に顧問五名並に無給囑託若干あり。

七、經 費

自昭和十六年度「歲入」豫算及決算一覽 (右豫算—當初豫算ノミ)

至昭和十六年度

項目	年度										
	昭和十六年度	昭和十七年度	昭和十八年度	昭和十九年度	昭和二十年度	昭和二十一年度	昭和二十二年度	昭和二十三年度	昭和二十四年度	昭和二十五年度	昭和二十六年
一、使用料及手数料	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
二、手数料	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
三、分焼手数料	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
四、手術手数料	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
五、處置手数料	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
六、診療費、處方、治療費、見舞手数料	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
七、検査料	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00

自昭和十六年度「歳出」豫算及決算一覽

至昭和十六年度

項目	年度										
	昭和十六年度	昭和十七年度	昭和十八年度	昭和十九年度	昭和二十年度	昭和二十一年度	昭和二十二年度	昭和二十三年度	昭和二十四年度	昭和二十五年度	昭和二十六年
一、児童課収入	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
二、投資収入	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
三、配乳収入	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
四、胎収入	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
五、臨時部繰入金	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
六、基本財産収入	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
七、恩賜社会事業基金利子	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
八、雑収入	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
九、計	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00

自昭和十六年度「歳出」豫算及決算一覽

至昭和十六年度

右豫算—昭和十五年度ヨリ市吏員費ニ組替

左決算—當初豫算ノミ

項目	同六年度	同七年度	同八年度	同九年度	同十年度	同十一年度	同十二年度	同十三年度	同十四年度	同十五年度	同十六年度
三、雇 給	1,330.00	1,130.00	1,130.00	1,230.00	1,330.00	1,430.00	1,530.00	1,630.00	1,730.00	1,830.00	1,930.00
四、運轉手給	800.00	800.00	800.00	800.00	800.00	800.00	800.00	800.00	800.00	800.00	800.00
(助手手給)	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
五、保 給	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
六、助産婦給	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
七、看護婦給	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
八、訪問婦給	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
九、機關手給	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
〇、炊事婦給	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
一、守衛給	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
二、給仕給	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
三、使丁給	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
四、雜役給	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00

項目	同六年度	同七年度	同八年度	同九年度	同十年度	同十一年度	同十二年度	同十三年度	同十四年度	同十五年度	同十六年度
一、院長給料	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00
二、主事給料	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00
三、醫員給料	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00
四、技師給料	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
五、調劑員給料	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
六、書記給料	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
七、助産婦長給料	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
二、雜 給	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
一、旅 費	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
二、手 當	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00

(2) 母性保護

1. 助産關係

一 妊産婦健康相談及診療

取 扱 日 數	初 診		再 診		計
	總 數	一 日 平 均	總 數	一 日 平 均	
昭六年度	2,977	8.15	3,036	8.57	6,013
昭七年度	3,081	8.72	3,177	8.96	6,258
昭八年度	3,333	9.41	3,429	9.66	6,762
昭九年度	3,635	10.10	3,735	10.21	7,370
昭十年度	4,043	11.12	4,149	11.39	8,192
昭十一年度	4,451	12.14	4,557	12.41	9,008
昭十二年度	4,859	13.16	4,965	13.64	9,824
昭十三年度	5,267	14.18	5,373	14.75	10,640
昭十四年度	5,675	15.20	5,781	15.81	11,456
昭十五年度	6,083	16.22	6,189	16.88	12,272
計	58,818	162.15	60,123	164.48	118,941

二 入院助産取扱數

取 扱 日 數	入 院 者 數	退 院 者 數	死 亡 者 數	計	
				總 數	一 日 平 均
昭六年度	1,671	1,671	1	3,342	9.17
昭七年度	1,786	1,786	1	3,573	9.81
昭八年度	1,901	1,901	1	3,803	10.42
昭九年度	2,016	2,016	1	4,033	11.05
昭十年度	2,131	2,131	1	4,262	11.70
昭十一年度	2,246	2,246	1	4,493	12.35
昭十二年度	2,361	2,361	1	4,724	12.99
昭十三年度	2,476	2,476	1	4,955	13.64
昭十四年度	2,591	2,591	1	5,186	14.28
昭十五年度	2,706	2,706	1	5,417	14.93
計	26,803	26,803	10	53,616	149.15

延入人員

延入人員	延入人員
昭六年度 2,977	昭六年度 2,977
昭七年度 3,081	昭七年度 3,081
昭八年度 3,333	昭八年度 3,333
昭九年度 3,635	昭九年度 3,635
昭十年度 4,043	昭十年度 4,043
昭十一年度 4,451	昭十一年度 4,451
昭十二年度 4,859	昭十二年度 4,859
昭十三年度 5,267	昭十三年度 5,267
昭十四年度 5,675	昭十四年度 5,675
昭十五年度 6,083	昭十五年度 6,083
計 58,818	計 58,818

三 種類別分娩數

正 常 分 娩	早 期 分 娩	器 械 分 娩	一 日 平 均	計
昭六年度 1,001	1,001	1,001	2.75	3,003
昭七年度 1,051	1,051	1,051	2.89	3,153
昭八年度 1,101	1,101	1,101	3.03	3,303
昭九年度 1,151	1,151	1,151	3.17	3,453
昭十年度 1,201	1,201	1,201	3.31	3,603
昭十一年度 1,251	1,251	1,251	3.45	3,753
昭十二年度 1,301	1,301	1,301	3.59	3,903
昭十三年度 1,351	1,351	1,351	3.73	4,053
昭十四年度 1,401	1,401	1,401	3.87	4,203
昭十五年度 1,451	1,451	1,451	4.01	4,353
計 14,003	14,003	14,003	38.55	42,009

四 助産部取扱手術、處置注射件數

手 術	處 置	注 射	計
昭六年度 1,001	1,001	1,001	3,003
昭七年度 1,051	1,051	1,051	3,153
昭八年度 1,101	1,101	1,101	3,303
昭九年度 1,151	1,151	1,151	3,453
昭十年度 1,201	1,201	1,201	3,603
昭十一年度 1,251	1,251	1,251	3,753
昭十二年度 1,301	1,301	1,301	3,903
昭十三年度 1,351	1,351	1,351	4,053
昭十四年度 1,401	1,401	1,401	4,203
昭十五年度 1,451	1,451	1,451	4,353
計 14,003	14,003	14,003	42,009

五 助産部料金別取扱數

定額	減額	計
昭六年度 1,001	1,001	3,003
昭七年度 1,051	1,051	3,153
昭八年度 1,101	1,101	3,303
昭九年度 1,151	1,151	3,453
昭十年度 1,201	1,201	3,603
昭十一年度 1,251	1,251	3,753
昭十二年度 1,301	1,301	3,903
昭十三年度 1,351	1,351	4,053
昭十四年度 1,401	1,401	4,203
昭十五年度 1,451	1,451	4,353
計 14,003	14,003	42,009

再		計	
總	一ヶ月平均	總	一ヶ月平均
昭六年度	三,七〇〇	昭六年度	三,七〇〇
昭七年度	八,三〇〇	昭七年度	八,三〇〇
昭八年度	九,五〇〇	昭八年度	九,五〇〇
昭九年度	二,三〇〇	昭九年度	二,三〇〇
昭十年度	二,三〇〇	昭十年度	二,三〇〇
昭十一年度	二,三〇〇	昭十一年度	二,三〇〇
昭十二年度	二,三〇〇	昭十二年度	二,三〇〇
計	二,三〇〇	計	二,三〇〇

二 兒童健康相談種類別取扱數

發	保	榮	疾	治	就	其	計
養	相	相	相	指	他	計	
昭六年度	三,七〇〇	八,三〇〇	九,五〇〇	二,三〇〇	二,三〇〇	三,七〇〇	三,七〇〇
昭七年度	八,三〇〇	九,五〇〇	二,三〇〇	二,三〇〇	二,三〇〇	八,三〇〇	八,三〇〇
昭八年度	九,500	二,300	二,300	二,300	二,300	九,500	九,500
昭九年度	二,300	二,300	二,300	二,300	二,300	二,300	二,300
昭十年度	二,300	二,300	二,300	二,300	二,300	二,300	二,300
昭十一年度	二,300	二,300	二,300	二,300	二,300	二,300	二,300
昭十二年度	二,300	二,300	二,300	二,300	二,300	二,300	二,300
計	二,300	二,300	二,300	二,300	二,300	二,300	二,300

三 巡回(院外)兒童健康相談

初	再	計
昭六年度	二,三〇〇	二,三〇〇
昭七年度	二,三〇〇	二,三〇〇
昭八年度	二,三〇〇	二,三〇〇
昭九年度	二,三〇〇	二,三〇〇
昭十年度	二,三〇〇	二,三〇〇
昭十一年度	二,三〇〇	二,三〇〇
昭十二年度	二,三〇〇	二,三〇〇
計	二,三〇〇	二,三〇〇

○備考 昭和十二年度以降ハ本院直接ニハ之ヲ實施セズ

四 虚弱兒童檢診取扱數

學	檢	診	計
昭六年度	二,三〇〇	二,三〇〇	二,三〇〇
昭七年度	二,三〇〇	二,三〇〇	二,三〇〇
昭八年度	二,三〇〇	二,三〇〇	二,三〇〇
昭九年度	二,三〇〇	二,三〇〇	二,三〇〇
昭十年度	二,三〇〇	二,三〇〇	二,三〇〇
昭十一年度	二,三〇〇	二,三〇〇	二,三〇〇
昭十二年度	二,三〇〇	二,三〇〇	二,三〇〇
計	二,三〇〇	二,三〇〇	二,三〇〇

五 育兒相談及訪問取扱數

取	初	再	計
昭六年度	二,三〇〇	二,三〇〇	二,三〇〇
昭七年度	二,三〇〇	二,三〇〇	二,三〇〇
昭八年度	二,三〇〇	二,三〇〇	二,三〇〇
昭九年度	二,三〇〇	二,三〇〇	二,三〇〇
昭十年度	二,三〇〇	二,三〇〇	二,三〇〇
昭十一年度	二,三〇〇	二,三〇〇	二,三〇〇
昭十二年度	二,三〇〇	二,三〇〇	二,三〇〇
計	二,三〇〇	二,三〇〇	二,三〇〇

六 育兒相談及家庭訪問種類別取扱數

乳	病	計
昭六年度	二,三〇〇	二,三〇〇
昭七年度	二,三〇〇	二,三〇〇
昭八年度	二,三〇〇	二,三〇〇
昭九年度	二,三〇〇	二,三〇〇
昭十年度	二,三〇〇	二,三〇〇
昭十一年度	二,三〇〇	二,三〇〇
昭十二年度	二,三〇〇	二,三〇〇
計	二,三〇〇	二,三〇〇

口、乳幼兒保育
一 乳幼兒保育料金別取扱人員(延)

其智職教 計能業育	檢相相 他查談談	一〇心理相談種類別取扱數	九心理相談		數	
			日體人	計	計	計
照六年度	照六年度	照六年度	照六年度	照六年度	照六年度	照六年度
照七年度	照七年度	照七年度	照七年度	照七年度	照七年度	照七年度
照八年度	照八年度	照八年度	照八年度	照八年度	照八年度	照八年度
照九年度	照九年度	照九年度	照九年度	照九年度	照九年度	照九年度
照十年度	照十年度	照十年度	照十年度	照十年度	照十年度	照十年度
照十一年度	照十一年度	照十一年度	照十一年度	照十一年度	照十一年度	照十一年度
照十二年度	照十二年度	照十二年度	照十二年度	照十二年度	照十二年度	照十二年度
照十三年度	照十三年度	照十三年度	照十三年度	照十三年度	照十三年度	照十三年度
照十四年度	照十四年度	照十四年度	照十四年度	照十四年度	照十四年度	照十四年度
照十五年度	照十五年度	照十五年度	照十五年度	照十五年度	照十五年度	照十五年度
計	計	計	計	計	計	計

人	其母病幼離乳 計乳人兒兒	檢食榮榮	七榮養指導取扱數	八牛乳供給料金別人員及數量		故事其疾妊 計死居移不 所不	
				無減定 料額額	員	亡明轉在	病產
照六年度	照六年度	照六年度	照六年度	照六年度	照六年度	照六年度	照六年度
照七年度	照七年度	照七年度	照七年度	照七年度	照七年度	照七年度	照七年度
照八年度	照八年度	照八年度	照八年度	照八年度	照八年度	照八年度	照八年度
照九年度	照九年度	照九年度	照九年度	照九年度	照九年度	照九年度	照九年度
照十年度	照十年度	照十年度	照十年度	照十年度	照十年度	照十年度	照十年度
照十一年度	照十一年度	照十一年度	照十一年度	照十一年度	照十一年度	照十一年度	照十一年度
照十二年度	照十二年度	照十二年度	照十二年度	照十二年度	照十二年度	照十二年度	照十二年度
照十三年度	照十三年度	照十三年度	照十三年度	照十三年度	照十三年度	照十三年度	照十三年度
照十四年度	照十四年度	照十四年度	照十四年度	照十四年度	照十四年度	照十四年度	照十四年度
照十五年度	照十五年度	照十五年度	照十五年度	照十五年度	照十五年度	照十五年度	照十五年度
計	計	計	計	計	計	計	計

二 母の會

昭六年度	昭七年度	昭八年度	昭九年度	昭十年度	同十年度	同十年度	同十年度	同十年度	同十年度	同十年度	計
1	1	30	57	84	93	93	93	93	93	93	708

三 育兒會(母の會例會)

昭六年度	昭七年度	昭八年度	昭九年度	昭十年度	同十年度	同十年度	同十年度	同十年度	同十年度	同十年度	計
1	1	6	6	6	6	6	6	6	6	6	70

◎備考 ○滿一歳未滿 毎週水曜日午後一時ヨリ
○滿六歳未滿 毎週金曜日午後一時ヨリ

ハ、一般教化

一 母親讀本發行部數調

昭六年度	昭七年度	昭八年度	昭九年度	昭十年度	同十年度	同十年度	同十年度	同十年度	同十年度	同十年度	計
1	1	30	30	30	30	30	30	30	30	30	360

二 「慈育の葉」發行部數調

昭六年度	昭七年度	昭八年度	昭九年度	昭十年度	同十年度	同十年度	同十年度	同十年度	同十年度	同十年度	計
1	1	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	11,000

三 パンフレット類發行目次

一、産前の心得	二六、何時にお乳をおあげですか
二、産後の心得	二七、母乳不足のときは
三、妊娠中の食物	二八、良い習慣をつけませう
四、妊娠中の衣服と履物	二九、赤ちゃんのお鼻と耳と
五、胎教	三〇、離乳
六、お産の準備は早くから	三一、乳児脚氣の話
七、いわた帯の注意	三二、乳児の肺炎の預防と手當
八、妊娠中の乳嘴の手當	三三、乳児の下痢の預防と手當
九、妊娠と浮腫	三四、乳児の夏季の注意は
一〇、妊娠悪阻	三五、小兒と睡眠
一一、妊娠と結核	三六、小兒を育てるには
一二、妊娠と花柳病	三七、お鼻汁をかみませう
一三、お産後の御家庭へ	三八、果物汁の作り方と與へ方
一四、お産と育児の心得	三九、アデノイドと扁桃腺肥大
一五、お母様と家庭の日常衛生	四〇、麻疹を大切に
一六、新生児の注意	四一、白粉から腸膜炎
一七、新生児沐浴の注意	四二、先天性梅毒
一八、赤ちゃんの善き一日	四三、小兒と肺炎
一九、	四四、デフテリアの注意
二〇、	四五、温布の方法
二一、	四六、種痘の心得
二二、	四七、百日咳の注意
二三、	四八、瘦弱と赤痢
二四、	四九、牛乳による乳児の人工栄養法
二五、	五〇、食品のビタミン
二六、	五一、食品の成分と熱量
二七、	五二、主要の救急法
二八、	五三、兒童の家庭教育
二九、	五四、衛生十訓
三〇、	五五、毎日心地よく便通を
三一、	五六、健康の基
三二、	五七、健康の歌
三三、	五八、學齡兒の衛生日課
三四、	五九、歯磨きはこうして使ひませう
三五、	六〇、歯を強くするには
三六、	六一、心理相談を御利用下さい
三七、	六二、心理検査について
三八、	六三、幼兒を懐けるには
三九、	六四、神經質兒童の教育
四〇、	六五、兒童の狭き馬鹿には出来ません
四一、	六六、兒童の癪癪をなほすには
四二、	六七、いふことをきかぬ子供
四三、	六八、怒の原因とその撲方
四四、	六九、入學試験前の勉強法
四五、	七〇、赤ちゃんには毒着を
四六、	七一、發育の葉
四七、	七二、ウイン式兒童發達検査の實驗條件
四八、	七三、入學試験前の健康法
四九、	七四、卵黃の與へ方

四 展覽會開設調

- 一、創立一週年紀念展覽會 昭和七年九月 於 兒童院
- 一、創立三週年紀念展覽會 九年十一月 同 右
- 一、お産と育児の展覽會 十一年五月 於 植 物 園
- 一、同 右 十一年六月 於 平安德義會
- 一、創立五週年紀念展覽會 十一年十一月 於 植 物 園
- 一、お産と育児の展覽會 十二年六月 於 左京方面會館
- 一、創立七週年紀念展覽會 十三年十一月 於 植 物 園
- 一、お産と育児の展覽會 十四年十一月 同 右
- 一、戦時下に於けるお産と育児展覽會 十六年三月 於 兒 童 院

五 見 學 者 指 導

- 昭六年度 同七年度 同八年度 同九年度 同十年度 同十一年度 同十二年度 同十三年度 同十四年度 同十五年度 計
- 員 三、四〇 三、七五八 一、八四二 一、六六六 一、八九九 一、七五三 一、八九九 三、〇〇三 三、八二一 三、三三七

二、特 別 指 導

一 兒童保護事業從事者講習會

- 一、兒童性能検査法講習會 昭和六年十二月
- 一、兒童心理學講習會 七年二月
- 一、精神検査法講習會 七年六月—十二月
- 一、兒童養護講習會 七年十一月
- 一、保育講習會 八年九月
- 一、託兒所保解講習會 八年五月—六月
- 一、妊産育兒講習會 九年三月
- 一、異常兒教育法講習會 九年六月
- 一、就學期兒童に關する講習會 九年十二月
- 一、映画講習會 十年三月
- 一、訪問事業講習會 十一年六月
- 一、兒童宗教教育並に體育講習會 十二年二月
- 一、虛弱兒童指導法講習會 十三年三月
- 一、託兒所保解講習會 十四年二月
- 一、幼兒心理ニ關スル講演會 十五年十一月

二 社會 保 健 婦 養 成

- 昭和十五年前期 期 間 四月上旬ヨリ九月末日マデ 講習終了者 十二名
- 昭和十五年度後期 期 間 十月上旬ヨリ三月末日マデ 講習終了者 九名

例

規

(一) 京都市兒童院規則

(昭和六年四月一日
市規則第三三號
昭和十一年四月改正)

第一條 京都市兒童院ハ本市ニ居住スル中産以下ノ母性及兒童ノ保
護指導ニ關スル事業ヲ行フモノトス
第二條 本院ニ左ノ役員ヲ置ク

院長
主事
醫師
技師
書記
調劑員

前項ノ外囑託員其ノ他必要ナル附屬員ヲ置クコトヲ得

第三條 院長ハ市長ノ命ヲ承ケ院務ヲ掌理シ職員ヲ指揮ス
院長事故アルトキハ職務ニ關シテ上席醫員其ノ他ノ事務ニ關シテ
ハ主事其ノ職務ヲ代理ス

第四條 主事ハ院長ノ命ヲ承ケ庶務及會計ヲ掌ル

第五條 醫員ハ院長ノ命ヲ承ケ醫務ニ従事ス

第六條 技師ハ院長ノ命ヲ承ケ心理相談ニ従事ス

第七條 書記ハ上司ノ命ヲ承ケ庶務及會計ニ従事ス

第八條 調劑員ハ院長ノ命ヲ承ケ調劑ニ従事ス

第九條 本規則施行ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ市長之ヲ定ム

附 則

本規則施行ノ期日ハ市長之ヲ定ム

(京都市兒童院規則ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス)

(二) 京都市兒童院助産條例

(昭和六年九月十四日
市條例第二〇號)

第一條 京都市兒童院ニ於テ助産ノ手當ヲ受ケムトスル者ハ其ノ旨
申出テ市長ノ承認ヲ受クヘシ

第二條 助産ノ手當ヲ受クル者ニシテ費用負擔ノ實力アル者ニ對シ
テハ左ノ區分ニ依ル金額ノ範圍内ニ於テ市長ノ定ムル費用料及手
當料ヲ徴收ス

一 入院料 一日ニ付 金一圓五十錢以内

一 診察料(有効期間三月) 金五十錢以内

一 分娩手数料 一回ニ付 金十圓以内

一 手術手数料 金二十圓以内

一 診察書、證明書又ハ處方箋一通ニ付 金一圓以内

藥價及治療材料費ハ別ニ市長之ヲ定ム特ニ費用ヲ要スルモノニ付
テハ前二項ノ規定ニ拘ラス別ニ市長ノ定ムル料金を徴收ス

第三條 市長ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ前條ノ料金ハ之ヲ
減額スルコトアルヘシ

第四條 料金ハ總テ之ヲ前納セシム但シ市長ニ於テ特別ノ事由アリ
ト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

第五條 産婦ノ申立ニ依リ料金ノ徴收ヲ免レ又ハ其ノ減額ヲ受ケタ
ルトキハ其ノ發見ノ都度之ヲ徴收ス

第六條 入院期間ハ分娩前必要ト認ムル時期ヨリ分娩後三週間以内
トス但シ必要アリト認ムルトキハ之ヲ延長スルコトアルヘシ

第七條 附添看護ハ市長ニ於テ必要アリト認ムル場合ノ外之ヲ許サ
ズ

第八條 左ノ場合ニ於テハ入院ヲ拒絶スルコトアルヘシ
 一 人員定数ヲ超ユルトキ
 二 本條例ニ違反シタルトキ
 三 其ノ他入院ヲ不適當ト認ムルトキ
 第九條 本條例施行ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ市長之ヲ定ム

本條例施行ノ期日ハ市長之ヲ定ム
 (京都市兒童院助産條例ハ昭和六年九月十五日ヨリ之ヲ施行ス)

(三) 京都市兒童院助産條例施行細則

昭和六年九月十四日
 市告示第二六五號
 昭和八年十二月改正
 昭和十三年八月改正

第一條 本院ニ於テ助産ノ手當ヲ受ケムトスル者ハ其ノ旨院長ニ申出ツヘシ
 第二條 前條ノ申出アリタルトキハ本人ノ身元調査ヲ行ヒ承認書ヲ交附ス但シ必要アル場合ニハ救護法第四條ニ依ル委員若ハ所轄警察署長ノ證明書ヲ提出セシムルコトアルヘシ
 第三條 入院セントスル者ハ身元引受人ヲ定メ入院證書ヲ提出スヘシ
 前項ノ身元引受人ハ本市内ニ住居ヲ有スル成年以上ノ世帯主ニシテ身元確實ナル者タルコトヲ要ス本人及身元引受人其ノ住所、身分等ニ異動ヲ生シタルトキハ速ニ通知シ其ノ旨届出ツヘシ
 第四條 妊娠婦ノ定員ハ四十名トス
 第五條 左ノ各號ノ一ニ該當セザル者ハ條例第二條第一項ニ依ル費

用負擔ノ費力アルモノトス
 一 救護法ニ依ル救護ヲ受クル者及其ノ世帯ニ屬スル者
 一 前號ニ準スル救護ヲ受クル者及救護ヲ受ケザルモ貧困ノ爲生活スルコト能ハキル者
 一 其ノ他前二號ニ準スル者
 第六條 使用料及手数料左ノ如シ
 使用料
 一 入院料(藥料ヲ含ム) 一日ニ付 金一圓五十錢
 一 診察料(有効期間三月)
 一回ニ付 金三十錢
 一 分 燒料 一回ニ付 金十圓
 一 手術手数料 別表ニ依ル
 一 生命保險其他特殊ノ場合ニ關スル診察書、檢査書、證明書 一通ニ付 金一圓
 一 其他ノ診察書、證明書、處方箋 金五十錢
 第七條 藥價、處置料及治療材料費左ノ如シ但シ高價藥ニ付キテハ實費ヲ徴收ス
 一 水藥、散藥、丸藥 一種一日ニ付 金十錢
 一 頓服藥 一回ニ付 金十錢
 一 合嗽、洗滌、點眼材料其ノ他之ニ類スル材料 一期ニ付 金十錢
 一 芥藥、毬球其ノ他之ニ類スル材料 一期又ハ一期ニ付 金十錢
 第八條 負擔ノ費力乏シキ者ニ對シテハ左ノ區分ニ依リ其ノ料金を半減スルコトアルヘシ
 一 診察十四日ヲ超ユル部分ノ料金

一 手術料ニシテ十圓ヲ超ユル料金
 特ニ必要アル者ニ對シテハ前項ノ規定ニ拘ラス其ノ所要料金を半減スルコトアルヘシ
 第九條 入院料ノ納付期日ハ入院當日及毎月一日、六日、十一日、十六日、二十一日、二十六日トシ次ノ納付期日迄ノ分ヲ前納セシム但シ納付期日カ休日ニ當ルトキハ順次之ヲ繰下ク
 第十條 入院者退院又ハ死亡シタルトキハ其ノ翌日以後ニ相當スル既納料金ハ之ヲ還付ス
 第十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ料金ヲ後納セシムルコトアルヘシ
 一 診察ノ結果ニ依ルニ非サレハ料金ヲ算定シ難キトキ
 一 應急ノ診察ヲ要シ料金ヲ前納セシメ難キトキ
 一 其ノ他特別ノ事情アリト認メタルトキ
 第十二條 附添看護ヲ許スヘキ場合左ノ左シ
 一 入院者ヲ静養室ニ收容シタルトキ
 一 入院者ノ容態ニ依リ附添看護ノ必要ヲ認メタルトキ
 附添看護ニ要スル費用ハ患者ノ自辨トス
 附 則
 本施行細則ハ昭和六年九月十五日ヨリ之ヲ施行ス
 本施行細則第二條ニ於ケル救護法第四條ニ依ル委員ハ昭和七年一月一日迄京都市方面委員ヲ以テ代フ
 手術手数料區分表
 一 一條例第二條第一項ニ依ルモノ
 一 斷頭術及骨椎截斷術 二十圓
 一 人工流産術 二十四圓
 一 子癩分娩 十五圓

(四) 京都市兒童院兒童養護條例

昭和八年四月一日
 市條例第八號

第一條 京都市兒童院ニ就キ兒童ノ健康又ハ心理ノ相談ヲナサントスル者ハ其ノ旨申出テ市長ノ承認ヲ受ケヘシ
 第二條 前條ノ承認ヲ受ケタル者ハ左ノ區分ニ依ル金額ノ範圍内ニ於テ市長ノ定ムル使用料又ハ手数料ヲ納付スヘシ但シ心理相談ニ
 人工早産術 十圓
 胎子手術 十圓
 子宮摘除術 十圓
 用手焼出術 十圓
 用手胎盤剝離術 十圓
 委勢矯正術(内題轉術) 十圓
 コルポイリイゼ 十圓
 メトロイリイゼ 十圓
 會陰縫合 十圓
 ポツシー頂管擴張術 十圓
 人工蘇生術 十圓
 乳房炎手術 十圓
 側會陰分開術 十圓
 注射料 二十錢乃至十圓
 患部處置料 二十錢乃至十圓
 同條第三項ニ依ルモノ
 腹式帝王切開術 五十圓
 陰式開腹術 三十五圓
 恥骨切開術 三十五圓
 腹式開腹術(子宮外妊娠、子宮筋腫、虫様突起炎、癒着剝離) 二十五圓

付テハ此ノ限ニ在ラス

一 相談料(有効期間三ヶ月) 金三十圓以内

一 處置手数料 一回ニ付 金二圓以内

一 検査料 一回ニ付 金一圓以内

一 診断書、證明書、處方箋又ハ治療意見書 一通ニ付 金一圓以内

第三條 市長ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキ又ハ第一條ノ承認ヲ承ケタル者費用負擔ノ資力ナキトキハ前條ノ料金ハ之ヲ減免スルコトアルヘシ

第四條 兒童ノ健康相談ニ際シ緊急處置ノ必要アルトキハ投藥其ノ他適宜ノ處置ヲ爲スコトアルヘシ

前項緊急處置後引續キ醫藥ノ必要アルトキハ費用負擔ノ資力ナキ者ニ限リ無料ヲ以テ之カ醫藥ヲ爲スコトアルヘシ

第一項ノ場合ニ於ケル藥價及治療材料費ハ別ニ市長之ヲ定ム但シ費用負擔ノ資力ナキ者ニ對シテハ之ヲ減免スルコトアルヘシ

第五條 本條例ニ定ムルモノヲ除クテ外科金ニ關シテハ京都市兒童院助産條例第四條及第五條ノ規定ヲ準用ス

第六條 本條例施行ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ市長之ヲ定ム

附 則

本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(五) 京都市兒童院兒童養護條例施行細則

(昭和八年四月一日) (市告示第一一九號)

第一條 京都市兒童院兒童養護條例第二條ニ依リ使用料及手数料左ノ如シ

相談料 (有効三ヶ月) 金三十圓

處置手数料

レントゲン手数料 一回ニ付 金二圓

太陽燈、赤外線燈手数料 一回ニ付 金十圓

種痘及疾病預防注射料 一回ニ付 金三十圓

其他注射料 一回ニ付 金二十圓乃至二圓

患部處置料 一回ニ付 金二十圓乃至二圓

検査料

一 尿検査又ハ之ニ類スル検査 一回ニ付 金二十圓

一 人乳検査、牛乳検査又ハ之ニ類スル検査 一回ニ付 金五十圓

一 咯痰検査、胃液検査又ハ之ニ類スル検査 一回ニ付 金二十圓

一 ウキダール氏反應検査、ワフセルマン氏反應検査、又ハ之ニ類スル検査 一回ニ付 金五十圓

一 腦脊液検査、血液検査 一回ニ付 金五十圓

一 又ハ之ニ類スル検査 一回ニ付 金五十圓

一 細菌検査 一回ニ付 金十圓

一 化粧品又ハ香料等ノ検査 一回ニ付 金十圓

一 生命保險其他特殊ノ場合ニ關シテ診斷書検査費、證明書 一通ニ付 金一圓

一 其他ノ診斷書、證明書、處方箋 一通ニ付 金五十圓

一 治療意見書 一通ニ付 金十圓

第二條 左ノ場合ニ於テハ料金ヲ徴收セズ

一 本市職業紹介所長ノ依託ニ依リ就職希望者ノ健康相談

一 市内ノ小學校、幼稚園、託兒所代表者ノ依託ニ依リ者ノ健康相談

第三條 本院外ニ於テ臨時ニ行フ健康相談

本院則ニ定ムルモノヲ除クテ外兒童ノ健康又ハ心理ノ相談

ノ申出ニ關シテハ京都市兒童院助産條例施行細則第一條及第二條ノ規定ヲ、費用負擔ノ資力ノ有無ニ關シテハ同細則第五條ノ規定ヲ、藥價及治療材料費等ニ關シテハ同細則第七條、第八條及第十八條ノ規定ヲ準用ス

附 則

本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(六) 京都市兒童院乳幼児保育條例

(京都市條例第十三號) (昭和十三年八月十八日公布)

第一條 京都市兒童院ニ就キ乳幼児保育ヲ受ケシメントスル者ハ其ノ旨申出テ市長ノ承認ヲ受クベシ

第二條 前條ノ承認ヲ受ケタル者ニ對シテハ左ノ區分ニ依リ金額ノ範圍内ニ於テ別ニ市長ノ定ムル使用料ヲ徴收ス

一 乳 兒 一人一日ニ付 金二十圓

一 幼 兒 一人一日ニ付 金十五圓

第三條 第一條ノ承認ヲ受ケタル者費用負擔ノ資力ナキトキ又ハ市長ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ前條ノ料金ハ之ヲ減免スルコトアルヘシ

第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ保育ノ申出ヲ拒絶シ又ハ第一條ノ承認ヲ取消スコトアルヘシ

一 條例又ハ本條例施行細則若ハ之ニ基キ指示等ニ違背シ若ハ違背スルノ虞アルトキ

一 本院管理上其ノ他市長ニ於テ必要アリト認ムルトキ

第五條 本條例ニ定ムルモノヲ除クテ外使用料ニ關シテハ京都市兒童院助産條例第四條及第五條ノ規定ヲ準用ス

第六條 本條例施行ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ市長之ヲ定ム

本條例施行ノ期日ハ別ニ市長之ヲ定ム

(本條例ハ昭和十三年八月二十二日ヨリ之ヲ施行ス市告示第四百八十五號)

附 則

本條例施行ノ期日ハ別ニ市長之ヲ定ム

(七) 京都市兒童院乳幼児保育條例施行細則

(昭和十三年八月十八日) (市告示第四百八十六號)

第一條 本院ニ於ケル乳兒、又ハ幼兒ノ保育ニ關スル使用料ハ左ノ如ク定ム

一 乳 兒 一人一日ニ付 金十五圓

一 幼 兒 一人一日ニ付 金十二圓

使用料ハ日々之ヲ徴收ス但シ市長ニ於テ特別ノ事由アリト認ムルトキハ此ノ限リニ在ラス

第二條 保育ノ申出ニ關シテハ京都市兒童院助産條例施行細則第一條及第二條ノ規定ヲ費用負擔ノ能力ノ有無ノ認定ニ付テハ同施行細則第五條ノ規定ヲ準用ス

附 則

本條例ハ昭和十三年八月十二日ヨリ之ヲ施行ス

(八) 京都市兒童院乳幼児保育規程

(昭和十三年八月十八日) (市告示第四百八十七號)

第一條 京都市兒童院ニ於テ乳兒及幼兒ノ保育ニ關シテハ此ノ規程ニ依リ之ヲ施行ス

第二條 本院ニ於テ保育ヲ爲ス乳兒及幼兒ノ定員左ノ如ク定ムル時宜キヨリ之ヲ増減スルコトアルヘシ

一 乳 兒 十 名
 一 幼 兒 十 名
 第三條 保育時間及休日左ノ如シ但シ時宜ニ依リ之ヲ伸縮シ若ハ變更スルコトアラヘシ
 一 保育時間 毎日午前七時ヨリ午後五時マデ
 一 休日 一月一日ヨリ三日マデ
 祝祭日
 毎月第一日曜日及第三日曜日
 必要アル場合ハ前項ノ規定ニ拘ラス毎日午後七時マデ及休日ト雖モ保育スルコトアルヘシ
 附 則

本規定ハ昭和十三年八月二十二日ヨリ之ヲ施行ス

(九) 京都市兒童院牛乳供給規程

(昭和六年九月十四日) 市告示第二六七號

第一條 本院ニ於テ牛乳供給ノ要アリト認ムル乳幼児ニ對シテハ本規程ニ依リ牛乳ヲ供給ス
 第二條 牛乳ハ全乳及調乳ノ二種トス
 第三條 牛乳ノ代價ハ一合ニ付金五錢トス但シ牛乳供給ノ資力ナキ者ニ對シテハ無料、其ノ資力乏シキ者ニ對シテハ半額ヲ以テ供給スルコトアルヘシ
 第四條 牛乳ノ供給ヲ受ケントスル者ハ其ノ旨院長ニ申出テ代金ヲ拂込ミ牛乳供給券ノ交付ヲ受クヘシ
 第五條 牛乳ハ一人一日ニ付七合以内ニ於テ毎日午前午後ニ分チ之ヲ供給ス但シ時宜ニヨリ變更スルコトアルヘシ
 第六條 牛乳供給期間ハ一月以内トス但シ特別ノ事情アルモノハ

此ノ限ニ在ラス
 第七條 左ノ場合ニ於テハ牛乳ノ供給ヲ廢止シ又ハ一時中止スルコトアルヘシ
 一 乳幼児ノ營養狀態カ供給ノ必要ナキニ至リタルトキ
 一 供給ヲ受ケル者本院ノ指示ヲ遵守セザルトキ
 一 供給上ノ都合ニ依ルトキ
 第八條 牛乳ノ供給ヲ受ケル者之ヲ中止シ又ハ廢止セントスルトキハ三日以前迄ニ其ノ旨院長ニ申出テ承認ヲ受クヘシ
 附 則
 本規定ハ昭和六年九月十五日ヨリ之ヲ施行ス

(一〇) 京都市兒童院贈供給規程

(昭和六年九月十四日) 市告示第二六八號

第一條 本院ニ於テ贈ヲ要スル入院者以外ノ者ニ對シテハ本規程ニ依リ贈ヲ供給ス
 第二條 贈ノ料左ノ如シ
 一 朝 食 一食ニ付 金十錢
 一 晝 食 同 金十五錢
 一 夕 食 同 金十五錢
 第三條 贈ノ供給時刻ハ院長之ヲ定ム
 第四條 當時贈ノ供給ヲ受ケムトスル者ハ一定期間内ノ所要見込數ニ依リ贈料ヲ拂込ミ食券ノ交付ヲ受クヘシ
 第五條 贈料ノ交付ヲ受ケタル者臨時ニ贈ヲ要セザルニ至リタルトキハ贈料其ノ申出テ承認ヲ受クヘシ
 第六條 臨時贈ノ供給ヲ受ケムトスル者ハ其ノ申込ト同時ニ贈料ヲ拂込ミ食券ノ交付ヲ受クヘシ

第六條 食券ノ有効期間ハ臨時贈ニ在リテハ之ヲ受ケタル當日限當時間ニ在リテハ第四條第一項ノ期間内トス
 第七條 當時贈ノ食券ニシテ不要ニ歸シタルモノハ之ヲ返還シ當院料金ノ拂戻ヲ受クルコトヲ得但シ第四條第二項ノ承認ヲ受ケタルトキ又ハ其ノ承認ヲ受クルモ所定期間滿了後二ヶ月ヲ經過シタルトキハ拂戻ヲ爲ササルコトアルヘシ
 附 則
 本規程ハ昭和六年九月十五日ヨリ之ヲ施行ス

(一一) 京都市兒童院處務規程

(昭和六年九月十四日) 市訓令甲第一八號

第一條 本院ニ左ノ部ヲ置ク
 庶務部
 會計部
 相談部
 助産部
 教化部
 調劑部
 第二條 各部ノ分掌スル事務ノ概目左ノ如シ
 庶務部
 一 公印ノ管守ニ關スル事項
 一 文書ノ收受、發送、簿書、編纂及保管ニ關スル事項
 一 受付ニ關スル事項
 一 妊産婦ノ收容、牛乳供給其ノ他一般ノ手續ニ關スル事項
 一 使用料、手数料其ノ他減免手續ニ關スル事項
 一 職員及借入ノ進退、服務、給與並當額其ノ他ニ關スル事項

項
 一 日直、宿直ニ關スル事項
 一 警備ニ關スル事項
 一 院内及遊園ノ取締並清掃ニ關スル事項
 一 自動車ノ管理ニ關スル事項
 一 贈ノ供給ニ關スル事項
 一 豫算並決算ニ關スル事項
 一 其ノ他他ノ部ニ關セザル事項
 計 部
 一 收入及支出ノ稟議報告ニ關スル事項
 一 收入及支出書類ノ整理ニ關スル事項
 一 現金ノ取扱及保管ニ關スル事項
 一 金庫ノ閉閉及鎖鑰ノ保管ニ關スル事項
 一 物品ノ出納、保管並整理ニ關スル事項
 一 職員及借入ノ給料其ノ他給與ノ請求及仕譯ニ關スル事項
 一 電話ノ保管ニ關スル事項
 一 其ノ他出納及受拂ニ關スル事項
 相 部
 一 妊産婦ノ健康ニ關スル事項
 一 出產手當ニ關スル事項
 一 兒童ノ健康ニ關スル事項
 一 兒童ノ習癖矯正ニ關スル事項
 一 兒童ノ性能検査ニ關スル事項
 一 兒童ノ教育並職業指導ニ關スル事項
 一 身障弱兒童ノ保育ニ關スル事項

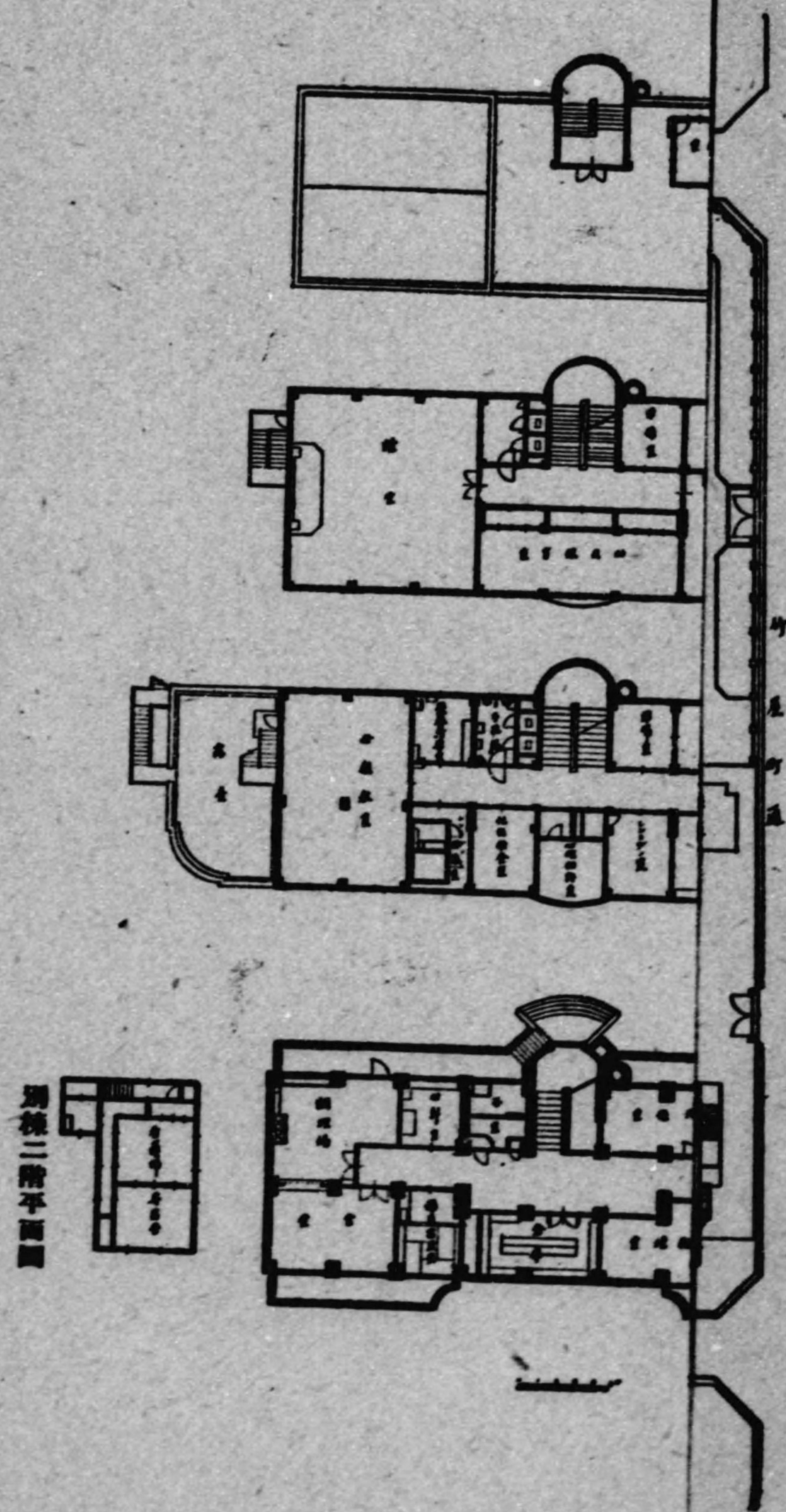
- 一 助産部
 - 一 助産ニ關スル事項
 - 一 妊産婦及初生兒ノ診療ニ關スル事項
- 一 教化部
 - 一 兒童身神ノ改善並健康促進ニ關スル事項
 - 一 勤勞少年ノ保護ニ關スル事項
 - 一 兒童虐待防止ニ關スル事項
 - 一 兒童ノ休養、娛樂、慰安ニ關スル事項
 - 一 母性及乳兒ノ保護ノ爲メ社會教化ニ關スル事項
 - 一 要保護兒童ノ整理ニ關スル事項
 - 一 母性及兒童保護關係各種團體トノ聯合ニ關スル事項
- 一 調査及編纂ニ關スル事項
- 一 刑部
 - 一 刑罰投棄ニ關スル事項
- 一 第三條 院長ハ院長專決事項ノ外左ノ事項ヲ專決ス但シ事ノ異例ニ關シ又ハ重要ナル事項ハ此ノ附ニ在ラス
 - 一 妊産婦ノ收容及退院ニ關スル事項
 - 一 附屬看護ニ關スル事項
- 一 第四條 院長ハ其ノ取扱事務ノ狀況ヲ左ノ區別ニヨリ市長ニ報告スヘシ其ノ様式ハ別ニ之ヲ定ム
 - 一 旬報 翌旬二日以内
 - 一 月報 翌月五日前迄

- 一 一年報 毎年四月十五日迄
- 第五條 院長ハ院內ニ於ケル不時ノ事變又ハ重要ト認ムル事項ニ就テハ直ニ之ヲ市長ニ報告スヘシ
- 第六條 院長ハ院內設備並ニ入院者避難ニ關スル施設ヲ並ヘ毎月一回其ノ點檢ヲ行ヒ及時々演習ヲ實施シ職員ヲシテ當ニ其ノ使用ニ價レシメ有時ノ場合避難ナキヲ期スヘシ
- 第七條 院長ハ休日及執務時間外ニ於ケル收容、診療其ノ他事務ノ遂行ニ支障ナキ職員ヲシテ勤務ニ服セシムヘシ
- 第八條 調劑員ハ本院所屬醫師ノ處方ニ準ルニ非サレハ調劑投棄ヲ爲スコトヲ得ス
- 第九條 職員ハ職務上知り得タル他人ノ秘密ヲ洩スヘカラス
- 第十條 本院ニ於テ取扱フヘキ兒童ノ範圍ハ十八歳未満ノ者タルヘシ
- 第十一條 相談、診療、投棄等ハ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外受付ノ順序ニ依ルヘシ
- 第十二條 院長ハ輕易ナル事項ニツキ院名又ハ市長名ヲ以テ文書ノ往復ヲナスコトヲ得
- 第十三條 診察書、檢案書、證明書及處方箋ニハ其ノ取扱者ノ職氏名ヲ記シ市長之ヲ發行スヘシ
- 第十四條 文書ノ整理ハ別表編纂項目ノ區別ニ依リ之ヲ處理スヘシ
- 第十五條 前各條ニ定ムルモノノ外處務ニ關シテハ市役所處務規程ヲ準用ス

本規程ハ昭和六年九月十五日ヨリ之ヲ施行ス(別表略)

附

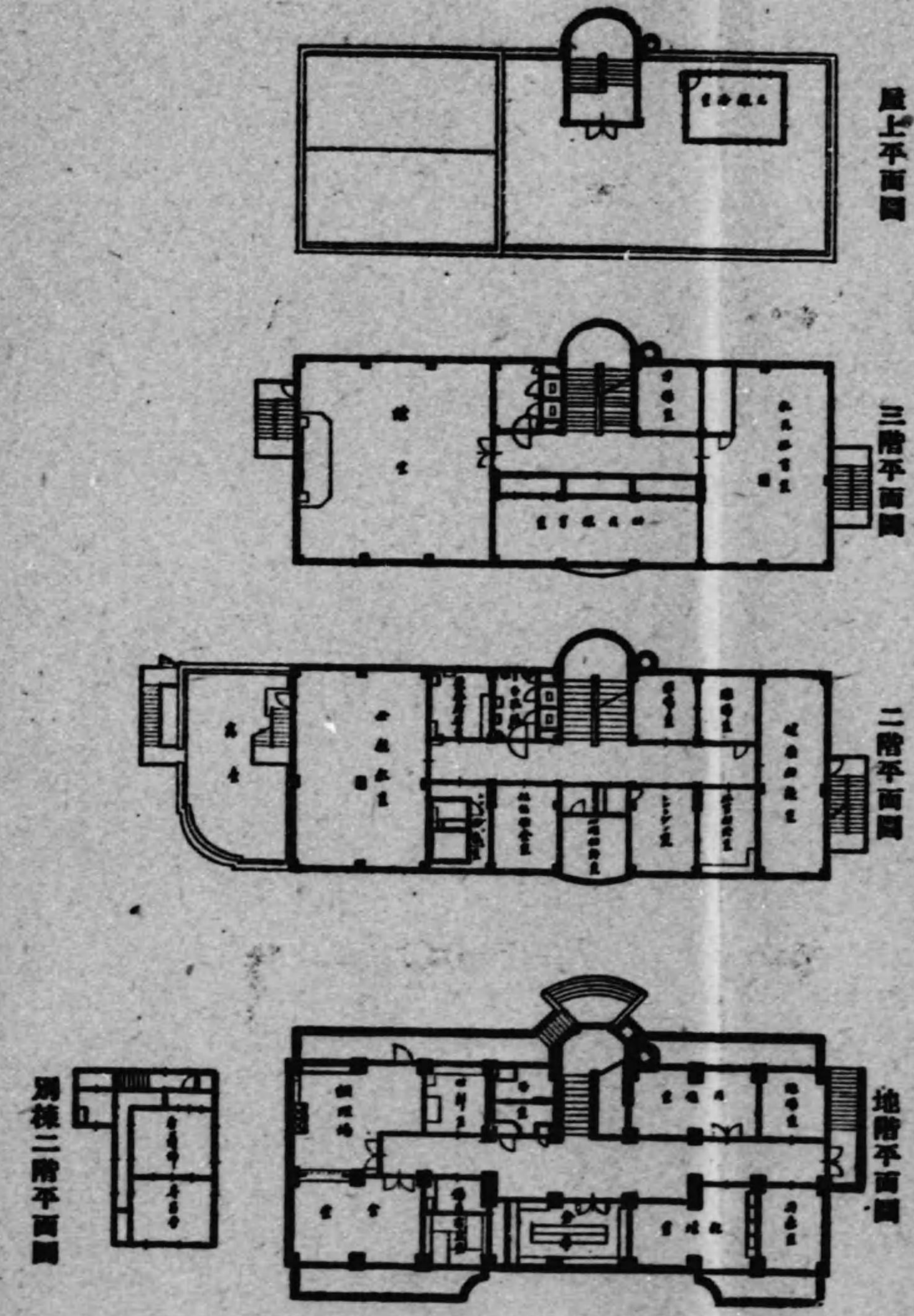
錄



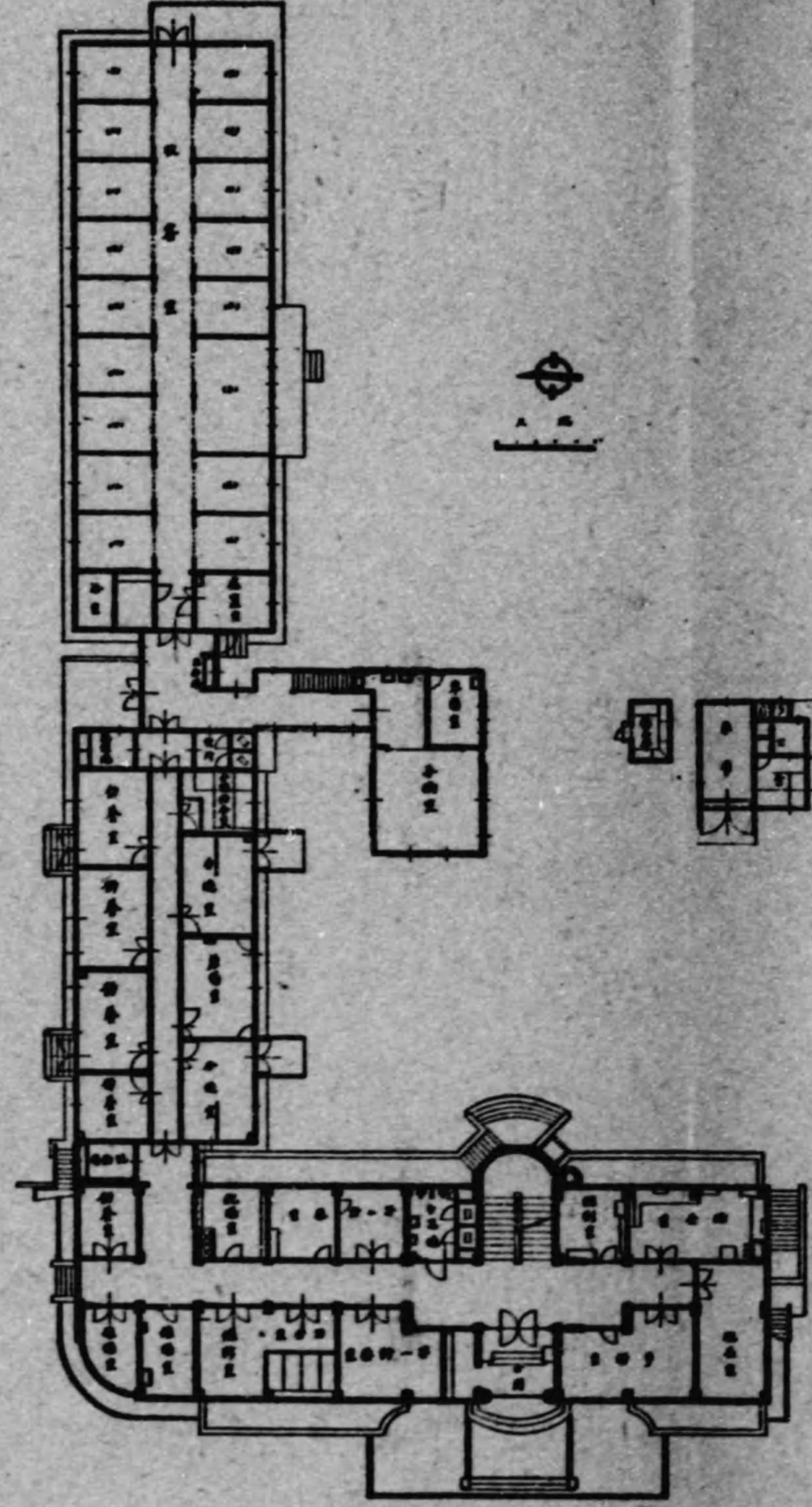
京都市兒童院平面配置圖 (五頁參照)

京都府立第一小學校
 京都府立第二小學校
 京都府立第三小學校
 京都府立第四小學校
 京都府立第五小學校
 京都府立第六小學校
 京都府立第七小學校
 京都府立第八小學校
 京都府立第九小學校
 京都府立第十小學校
 京都府立第十一小學校
 京都府立第十二小學校
 京都府立第十三小學校
 京都府立第十四小學校
 京都府立第十五小學校
 京都府立第十六小學校
 京都府立第十七小學校
 京都府立第十八小學校
 京都府立第十九小學校
 京都府立第二十小學校
 京都府立第二十一小學校
 京都府立第二十二小學校
 京都府立第二十三小學校
 京都府立第二十四小學校
 京都府立第二十五小學校
 京都府立第二十六小學校
 京都府立第二十七小學校
 京都府立第二十八小學校
 京都府立第二十九小學校
 京都府立第三十小學校
 京都府立第三十一小學校
 京都府立第三十二小學校
 京都府立第三十三小學校
 京都府立第三十四小學校
 京都府立第三十五小學校
 京都府立第三十六小學校
 京都府立第三十七小學校
 京都府立第三十八小學校
 京都府立第三十九小學校
 京都府立第四十小學校
 京都府立第四十一小學校
 京都府立第四十二小學校
 京都府立第四十三小學校
 京都府立第四十四小學校
 京都府立第四十五小學校
 京都府立第四十六小學校
 京都府立第四十七小學校
 京都府立第四十八小學校
 京都府立第四十九小學校
 京都府立第五十小學校
 京都府立第五十一小學校
 京都府立第五十二小學校
 京都府立第五十三小學校
 京都府立第五十四小學校
 京都府立第五十五小學校
 京都府立第五十六小學校
 京都府立第五十七小學校
 京都府立第五十八小學校
 京都府立第五十九小學校
 京都府立第六十小學校
 京都府立第六十一小學校
 京都府立第六十二小學校
 京都府立第六十三小學校
 京都府立第六十四小學校
 京都府立第六十五小學校
 京都府立第六十六小學校
 京都府立第六十七小學校
 京都府立第六十八小學校
 京都府立第六十九小學校
 京都府立第七十小學校
 京都府立第七十一小學校
 京都府立第七十二小學校
 京都府立第七十三小學校
 京都府立第七十四小學校
 京都府立第七十五小學校
 京都府立第七十六小學校
 京都府立第七十七小學校
 京都府立第七十八小學校
 京都府立第七十九小學校
 京都府立第八十小學校
 京都府立第八十一小學校
 京都府立第八十二小學校
 京都府立第八十三小學校
 京都府立第八十四小學校
 京都府立第八十五小學校
 京都府立第八十六小學校
 京都府立第八十七小學校
 京都府立第八十八小學校
 京都府立第八十九小學校
 京都府立第九十小學校
 京都府立第九十一小學校
 京都府立第九十二小學校
 京都府立第九十三小學校
 京都府立第九十四小學校
 京都府立第九十五小學校
 京都府立第九十六小學校
 京都府立第九十七小學校
 京都府立第九十八小學校
 京都府立第九十九小學校
 京都府立第一百小學校

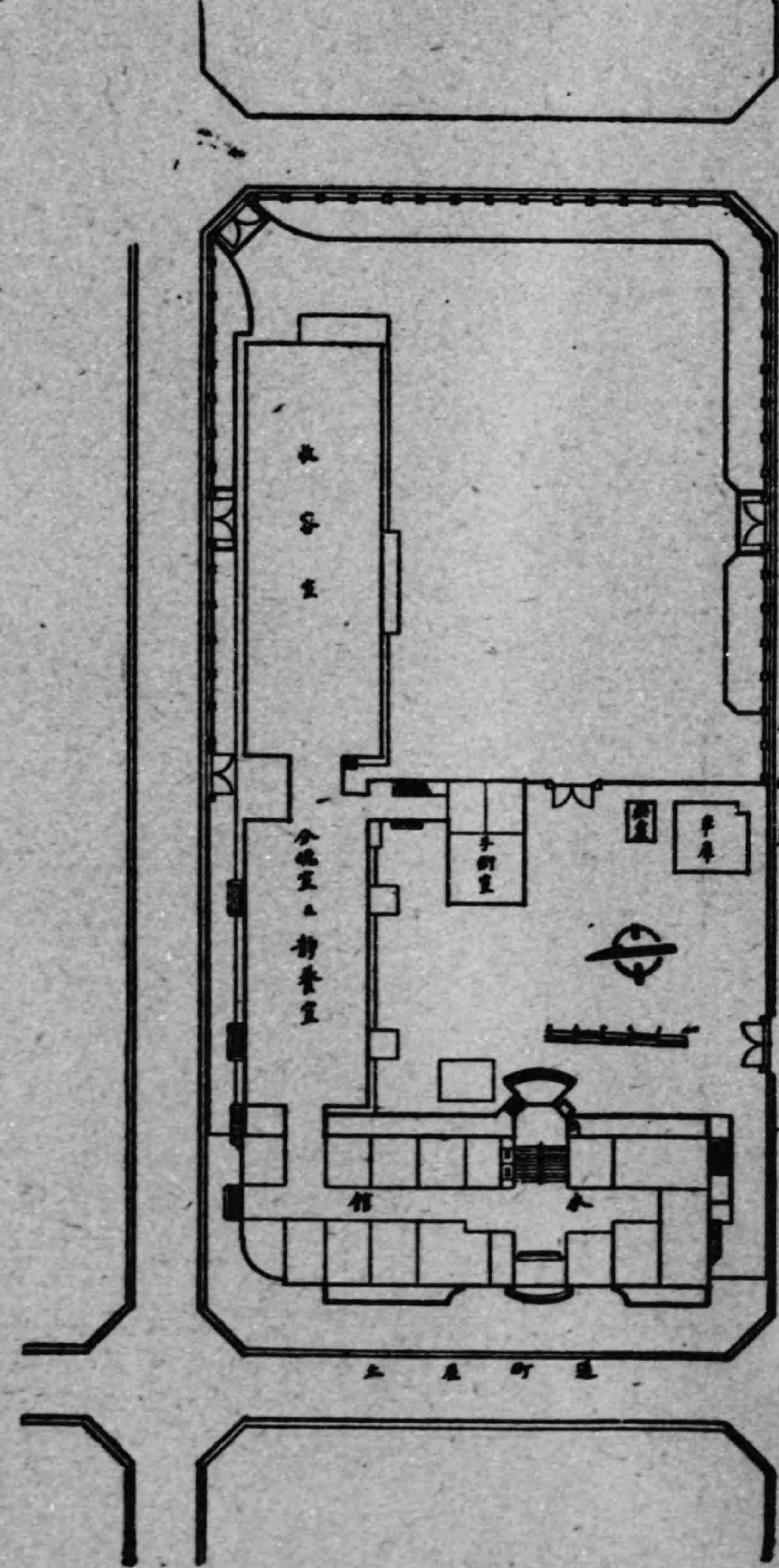
京都府立第一中學校
 京都府立第二中學校
 京都府立第三中學校
 京都府立第四中學校
 京都府立第五中學校
 京都府立第六中學校
 京都府立第七中學校
 京都府立第八中學校
 京都府立第九中學校
 京都府立第十中學校
 京都府立第十一中學校
 京都府立第十二中學校
 京都府立第十三中學校
 京都府立第十四中學校
 京都府立第十五中學校
 京都府立第十六中學校
 京都府立第十七中學校
 京都府立第十八中學校
 京都府立第十九中學校
 京都府立第二十中學校
 京都府立第二十一中學校
 京都府立第二十二中學校
 京都府立第二十三中學校
 京都府立第二十四中學校
 京都府立第二十五中學校
 京都府立第二十六中學校
 京都府立第二十七中學校
 京都府立第二十八中學校
 京都府立第二十九中學校
 京都府立第三十中學校
 京都府立第三十一中學校
 京都府立第三十二中學校
 京都府立第三十三中學校
 京都府立第三十四中學校
 京都府立第三十五中學校
 京都府立第三十六中學校
 京都府立第三十七中學校
 京都府立第三十八中學校
 京都府立第三十九中學校
 京都府立第四十中學校
 京都府立第四十一中學校
 京都府立第四十二中學校
 京都府立第四十三中學校
 京都府立第四十四中學校
 京都府立第四十五中學校
 京都府立第四十六中學校
 京都府立第四十七中學校
 京都府立第四十八中學校
 京都府立第四十九中學校
 京都府立第五十中學校
 京都府立第五十一中學校
 京都府立第五十二中學校
 京都府立第五十三中學校
 京都府立第五十四中學校
 京都府立第五十五中學校
 京都府立第五十六中學校
 京都府立第五十七中學校
 京都府立第五十八中學校
 京都府立第五十九中學校
 京都府立第六十中學校
 京都府立第六十一中學校
 京都府立第六十二中學校
 京都府立第六十三中學校
 京都府立第六十四中學校
 京都府立第六十五中學校
 京都府立第六十六中學校
 京都府立第六十七中學校
 京都府立第六十八中學校
 京都府立第六十九中學校
 京都府立第七十中學校
 京都府立第七十一中學校
 京都府立第七十二中學校
 京都府立第七十三中學校
 京都府立第七十四中學校
 京都府立第七十五中學校
 京都府立第七十六中學校
 京都府立第七十七中學校
 京都府立第七十八中學校
 京都府立第七十九中學校
 京都府立第八十中學校
 京都府立第八十一中學校
 京都府立第八十二中學校
 京都府立第八十三中學校
 京都府立第八十四中學校
 京都府立第八十五中學校
 京都府立第八十六中學校
 京都府立第八十七中學校
 京都府立第八十八中學校
 京都府立第八十九中學校
 京都府立第九十中學校
 京都府立第九十一中學校
 京都府立第九十二中學校
 京都府立第九十三中學校
 京都府立第九十四中學校
 京都府立第九十五中學校
 京都府立第九十六中學校
 京都府立第九十七中學校
 京都府立第九十八中學校
 京都府立第九十九中學校
 京都府立第一百中學校



圖面平階一



圖取見面平階一



京都市兒童院平面配置圖 (五頁參照)

Vertical text on the right edge of the page, likely a page number or reference information. The text is partially obscured and difficult to read, but appears to contain numbers and characters.

672
7

製本整

672 冊 7 號 年 月 日

京都市児童概要昭和16年版

備考

冊

672

昭和十六年十二月十五日發行

昭和十六年十二月十日印刷
昭和十六年十二月十五日發行
(非賣品)

發行所 京都市上京區竹屋町通千本東入
京都市兒童院

編輯人 京都市兒童院內
石川 謙 一

印刷者 京都市中央卸賣市場甲賣店二七號
中西 勝太郎

印刷所 京都市中央卸賣市場甲賣店二七號
中西印刷合名會社分工場

672
7

